

奈良県の農地を活用し
県土全体を活性化するため、
“農地マネジメントに取り組もう!!”

平成29年10月2日

【桜井市立図書館】

奈良県・市町村長サミット

本資料は、配布時点のもので奈良県・市町村長サミット当日までに一部修正される場合があります。
サミット当日には、皆様の机の上に改めて配布いたします。



©NARA pref
第32回国民文化祭・なら2017
第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会
2017.9.1~11.30開催

本日お話する内容

1. 地域の特徴を踏まえた高収益作物への転換

農業産出額の推移や地域ごとの特徴、経営体の状況などから高収益作物への転換の必要性を考察

2. 面的まとまりを持った農地・土地利用の確保

転用した農地の用途や市町村ごとに農地の占める割合、原則的に転用できない農用地の指定状況などから地域の将来を見据えた面的まとまりをまった農地利用の必要性を考察

3. 耕作放棄地の解消・防止

耕作放棄地面積の発生状況、担い手への農地集積の状況などからみた各市町村のカテゴライズ、相続時の未登記問題の顕在化などを踏まえた耕作放棄地解消の方向性を考察

4. 多様な担い手の確保

市町村ごとの農業の担い手数やその経営規模、年齢構成、新規就農者の状況などから、新たな担い手の円滑な就農を進めるため、地域ごとの受け入れ環境の必要性などを考察

5. 担い手への農地集積

農地を持ちながら耕作していない農地持ち非農家の推移や、農地の権利移動、担い手農家への農地集積にかかる農地貸借のマッチング状況、農業基盤の整備状況などからみた農地集積の推進について考察

6. 農地マネジメントの推進について（まとめ）

農地を有効に利用し、県土をバランス良く活用するための農地マネジメントの考え方と具体的な取り組みについて例示し、今後の県全体、各市町村ごとの推進方向、方策を検討

＜はじめに＞

- ① 工業・商業や農業で活用できる面積の少ない、限られた奈良県の県土・農地を、有効かつ効率的に使うことが、県勢発展のために必要。
- ② その際、土地は個人の資産としてだけでなく、地域の生産基盤・暮らしの土台・領土として公共財としての性格も強く有している。
- ③ 目的別に面的まとまりを持った利用を図り、生産性・利便性・景観性の向上や社会インフラコストの低減につなげることが重要。

1. 地域の特徴を踏まえた高収益作物への転換

奈良県の <農地の効率的利用> は低調

単位面積当りの農業
産出額も低下

- ・ 単位面積当りの農業産出額は、冬作のできない東北、北陸並み
- ・ 農業産出額について、農地面積がほぼ同じ神奈川県の出産額は、本県の2倍
- ・ 果物や野菜などの高収益作物や、二毛作（米+麦、大豆、野菜など）に取り組む面積が多いと農業産出額は高まる傾向

収益性改善の余地はまだまだあり、今後の取り組みが非常に重要

米から高収益を得られる作物への転換が必要！

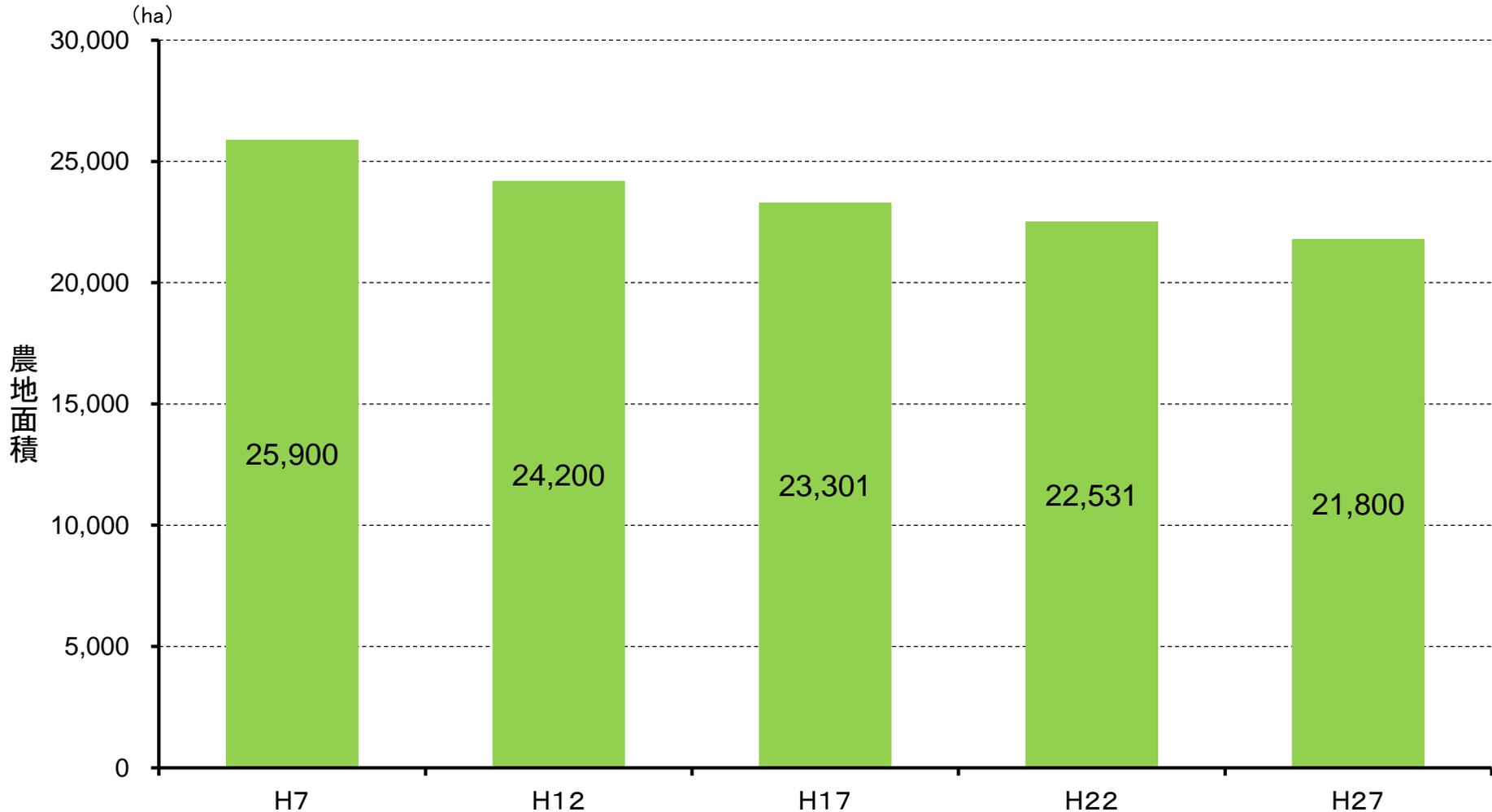
米を作る場合は、冬も作物を作る（二毛作）を追求すべき

この項目の主なデータ

- 1) 本県の農地面積は、減少傾向が続いており、全国よりも大きな減少傾向
- 2) 本県の耕作放棄地率は、21.2% (3,633ha) で全国10位 (近畿で1位) の高さ
- 3) 本県の農業産出額は、全国的には下位から3位
※ 農地面積がほぼ同じ神奈川県の出産額は、本県の約2倍
- 4) 本県の単位面積当たりの産出額 (187万円/ha : H27) は全国下位14位にあり、年々低下
- 5) 五條市 (柿) や平群町 (小ギク) のような、地域の条件に合った特定の作物が振興されている市町村では、年間の販売金額が高い経営体が存在し、新規就農者や若手 (49歳以下) 農業者を相当数確保
- 6) 本県の経営体の全体的な傾向としては、零細な経営体 (年間販売金額200万円以下) が多く、高齢化 (60歳代以上の増加) が進行しており持続的な農業を継続することに対して大きな懸念

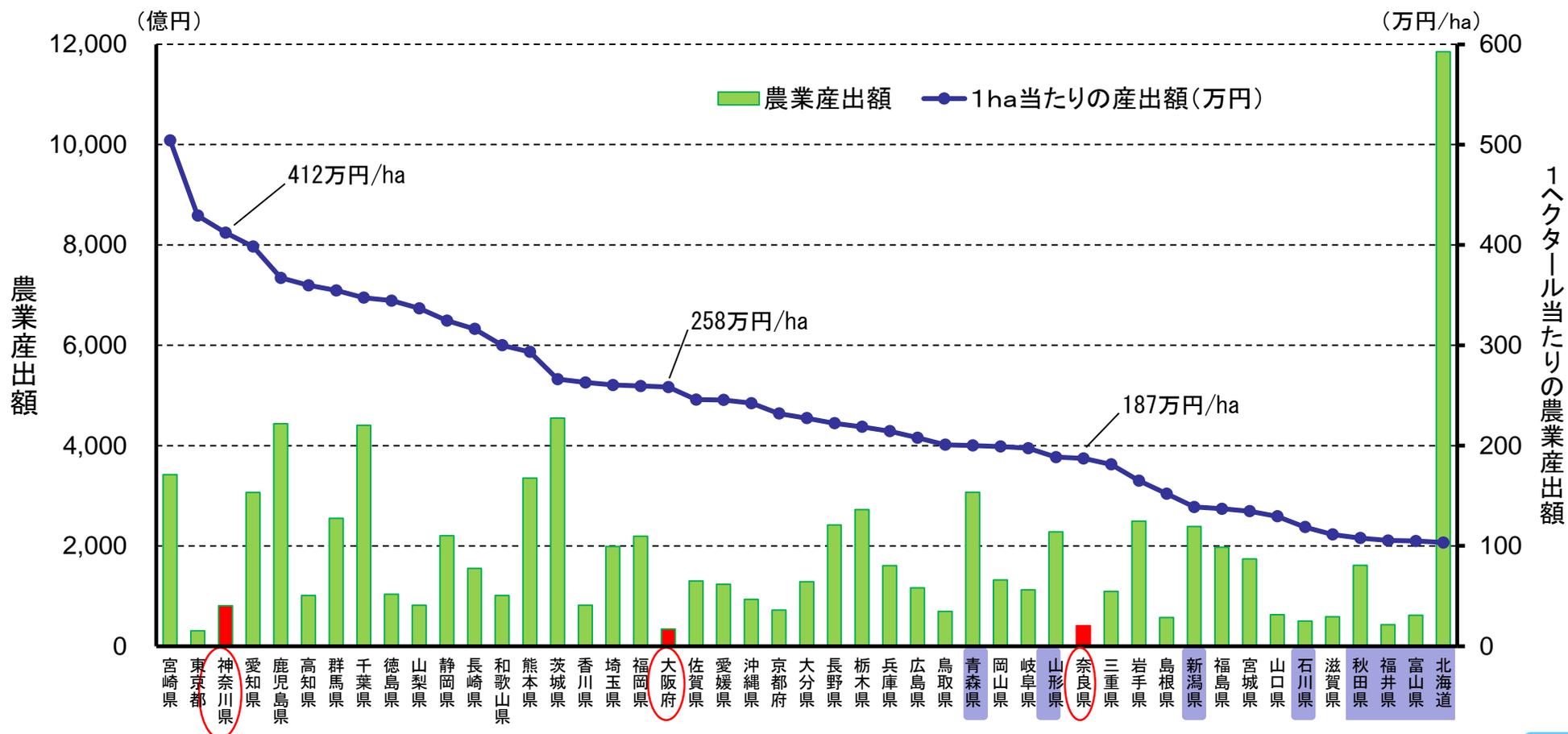
1-1 農地面積は減少傾向が続いている

- ① 全国の農地面積は一貫して減少しており、20年間で11%の減少
- ② 奈良県の農地面積は25,900haから21,800haと、20年間で4,100ha（15.8%）減少しており、全国平均よりも減少率は大きい



1-2 本県の単位面積当たり農業産出額は神奈川県以下の半分以下、東北・北陸並み

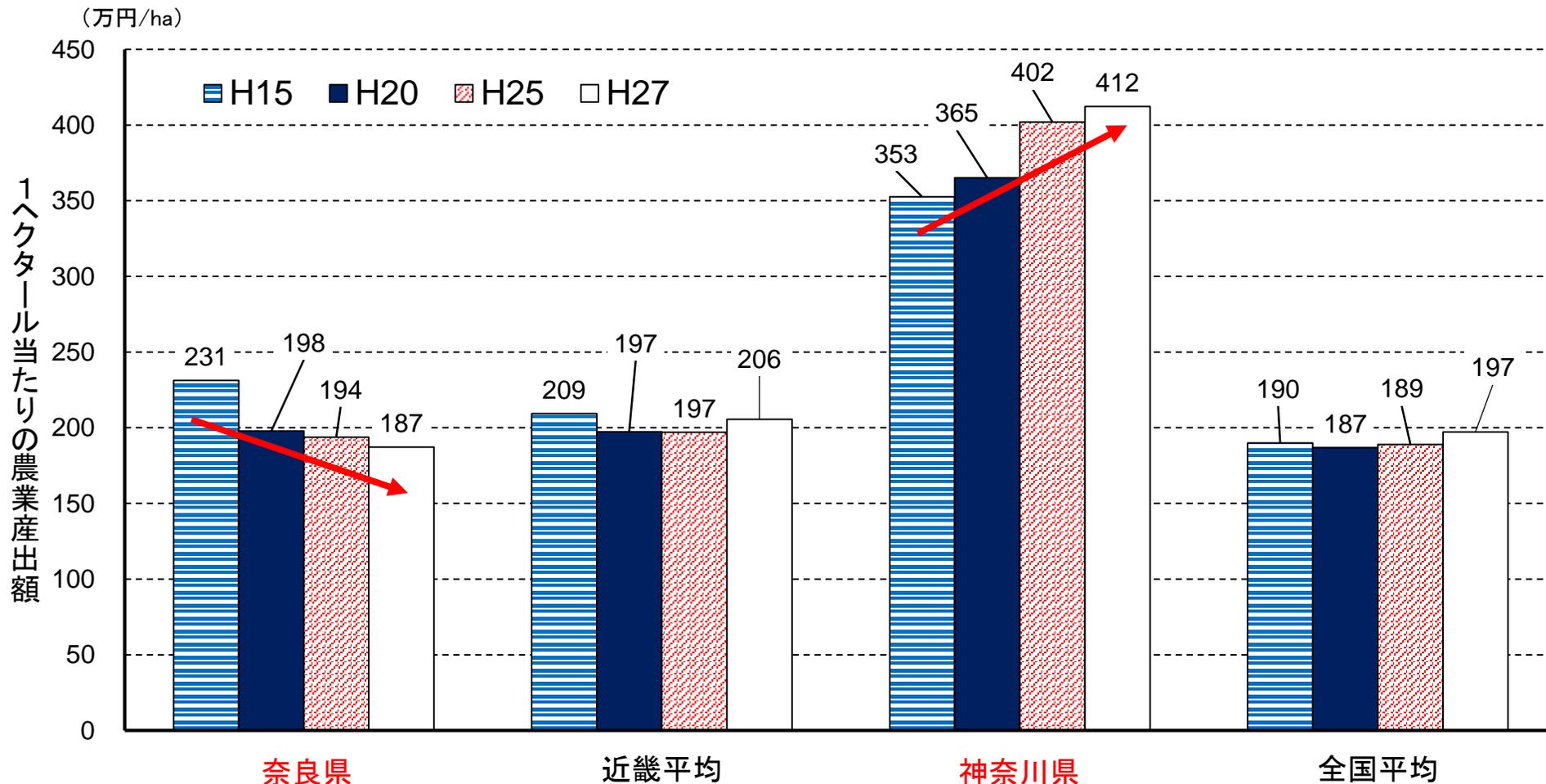
- ① 奈良県の農業産出額は408億円で、全国で下から3番目
(東京都306億円、大阪府341億円)
- ② 1ha当たりの農業産出額は187万円で、下から14番目で、冬に作付けの行えない東北・北陸並み
- ③ 農地面積が同等の神奈川県の農業産出額は808億円で、1ha当たりで約412万円と本県の倍。これは、高く売れる野菜や畜産などの収益性の高い作物などへの取り組みが多いことが要因



出典: 生産農業所得統計、耕地及び作付け面積統計

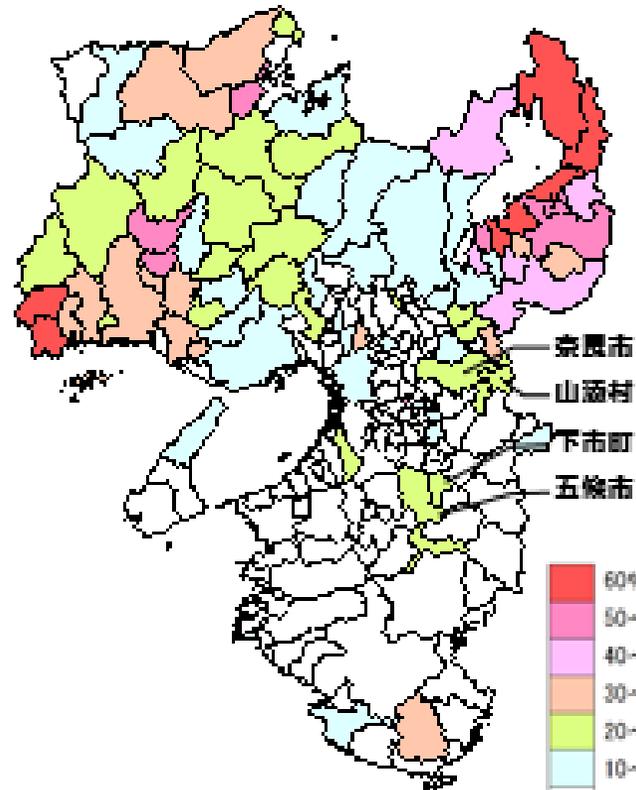
1-3 本県の単位面積当たりの農業産出額は徐々に低下

- ① 1 ha 当たりの農業産出額は、12年間で約231万円から約187万円に約2割低下
- ② 全国や近畿の平均は、大きな低下は見られない
- ③ 神奈川県は、12年間で約353万円から約412万円に増加

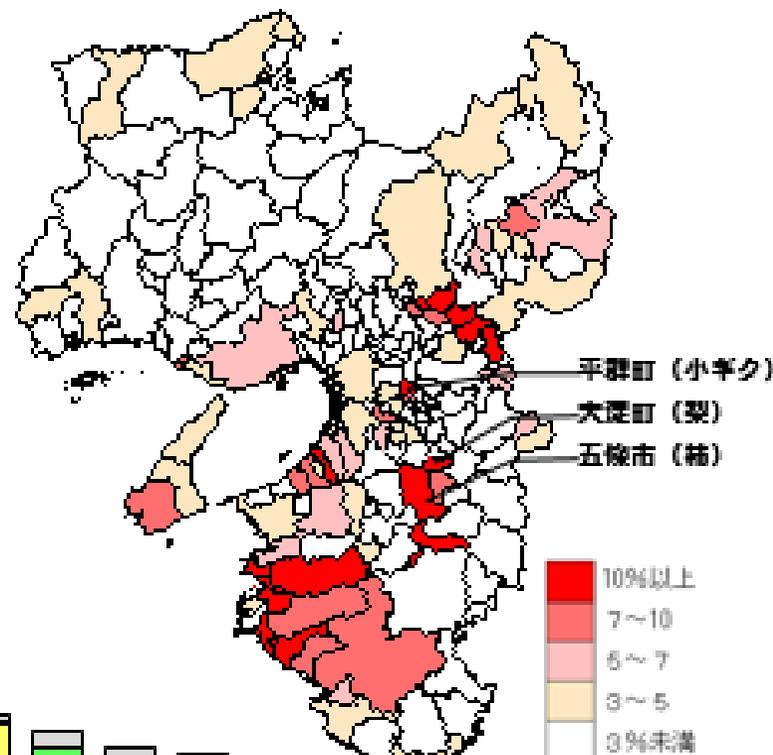


1-4 奈良県と和歌山県は、小規模であるが高い販売額を得ている市町もある (H27)

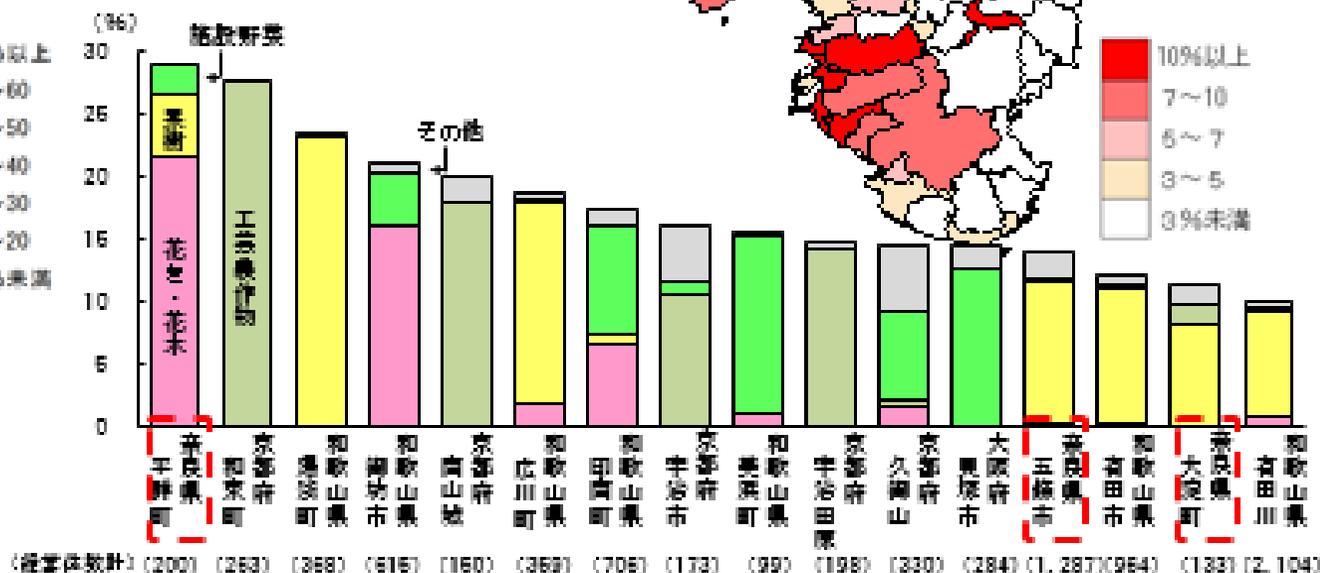
大規模 (5 ha) 以上の経営体の面積割合が高い市町村



販売金額1,000万円以上の経営体数の割合が高い市町村

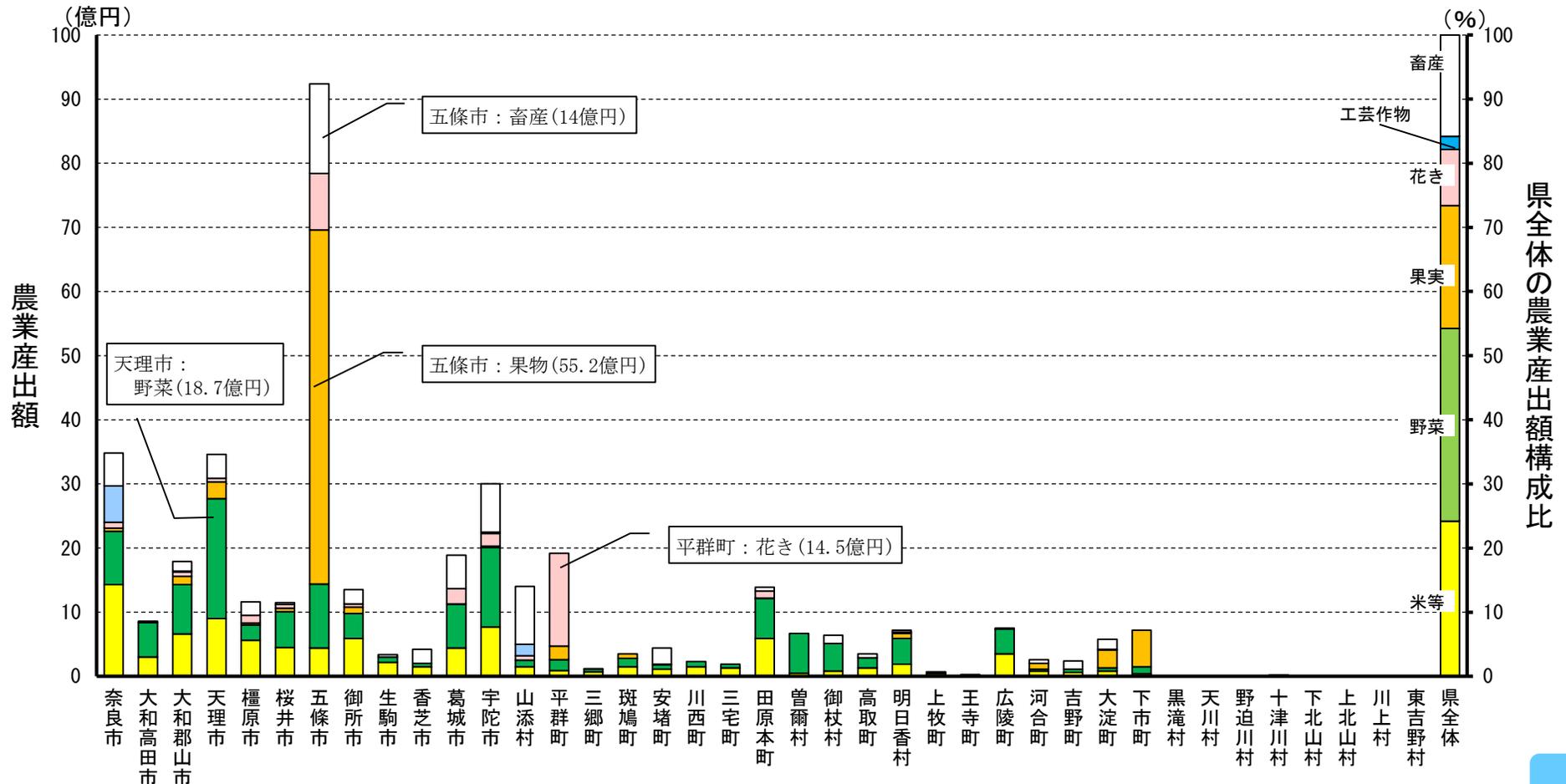


奈良県は、大規模な農地を利用する水稲のような土地利用型作物は少ないが、小ギクや柿、梨などの生産で高い販売額を得ている農家が多い



1-5 市町村ごとの農業産出額（H27）

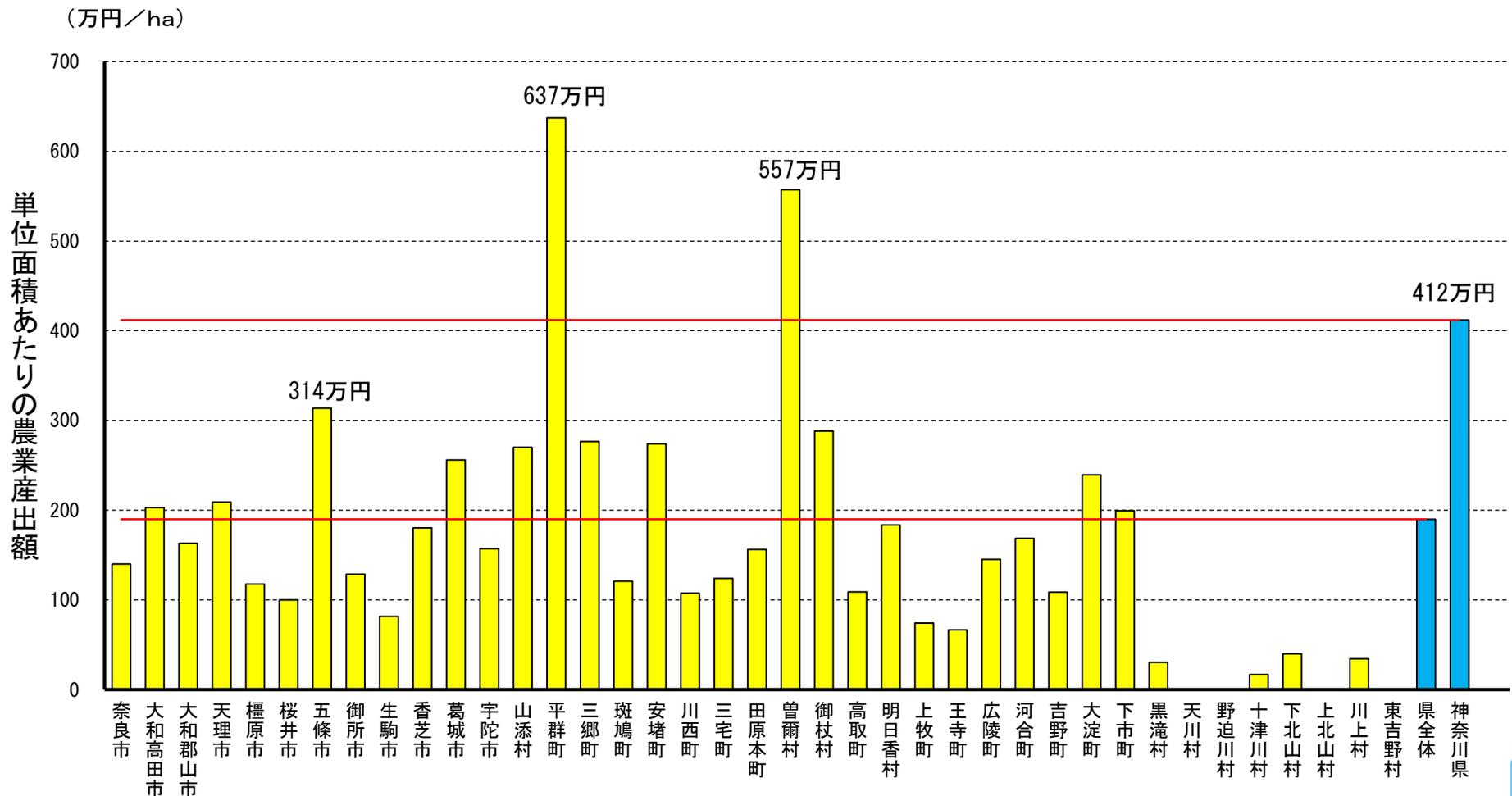
- ① 農業産出額が10億円を上回る市町村は、奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、田原本町の12市町村
- ② 県全体の農業産出額に占める割合は、野菜（30%）と穀類及びいも類（24%）が多く、続いて果物（19%）、畜産（16%）、花き（9%）
- ③ 市町村ごとに高い農業産出額を得ているのは、五條市の果物（55.2億円）や天理市の野菜（18.7億円）、平群町の花き（14.5億円）、五條市の畜産（14億円）
- ④ 米等については、大部分の市町村で産出され、野菜も産出額の多少はあるが多くの市町村で産出されている。一方、果物や、花き、畜産、工芸作物については特定の市町村で多くの産出が見られる傾向



農林業センサス及び作物統計を用いて按分した市町村別の農業産出額（推計）

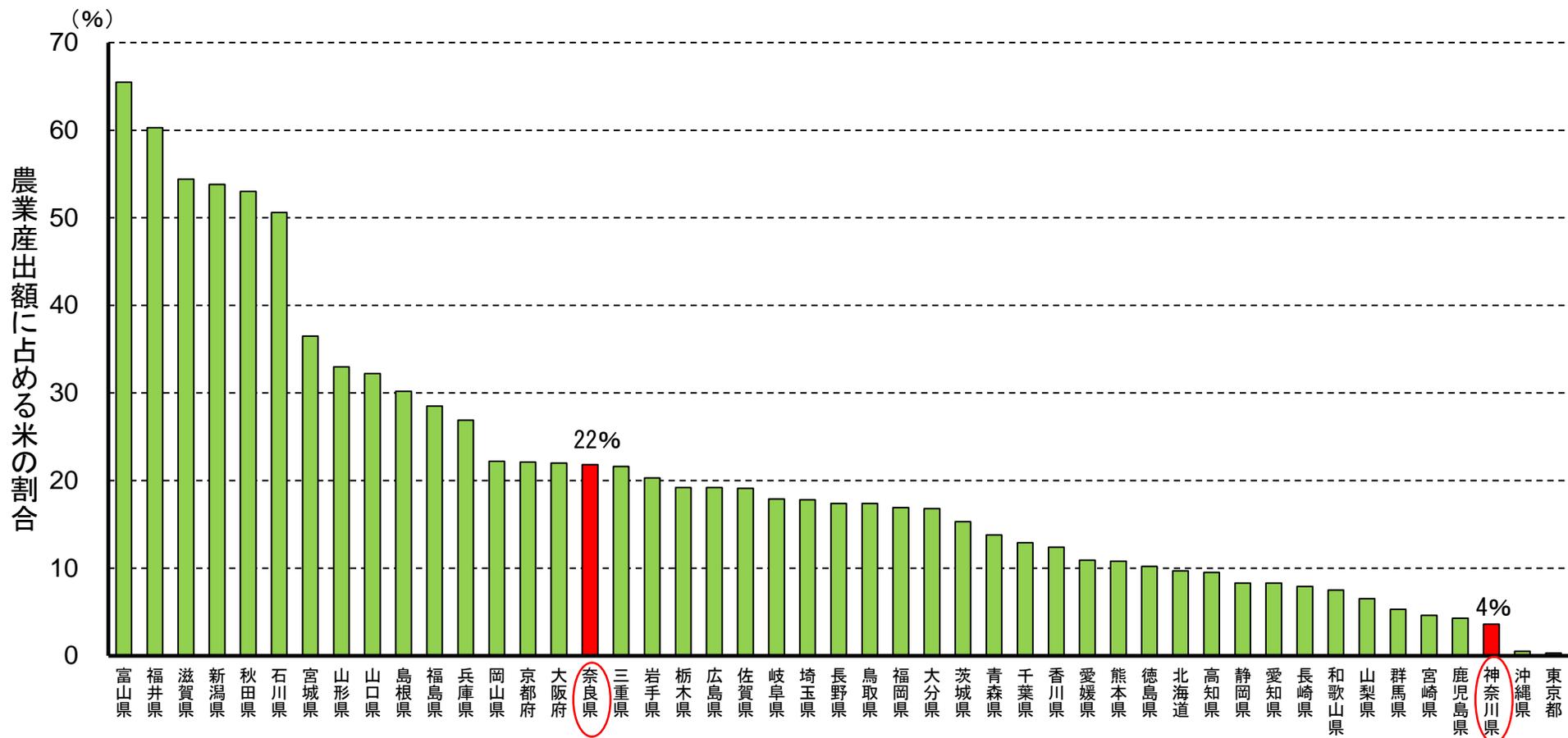
1-6 市町村ごとの単位面積あたりの農業産出額（H27）

- ① 単位面積（1ha）あたりの農業産出額には、市町村ごとに大きな違いが存在
- ② 単位面積あたりの農業産出額は、農業産出額の多少とは必ずしも関係せず
- ③ 200万円/haを越える市町村は、平群町（637万円）、曾爾村（557万円）、五條市（314万円）、御杖村（288万円）、三郷町（277万円）、安堵町（274万円）、山添村（270万円）、葛城市（256万円）、大淀町（239万円）、天理市（209万円）、大和高田市（203万円）【県全体の平均：187万円/ha】
- ④ 土地生産性の高い作物（野菜、果物、花き、畜産等）に取り組むことで儲かる農業を実現できる可能性



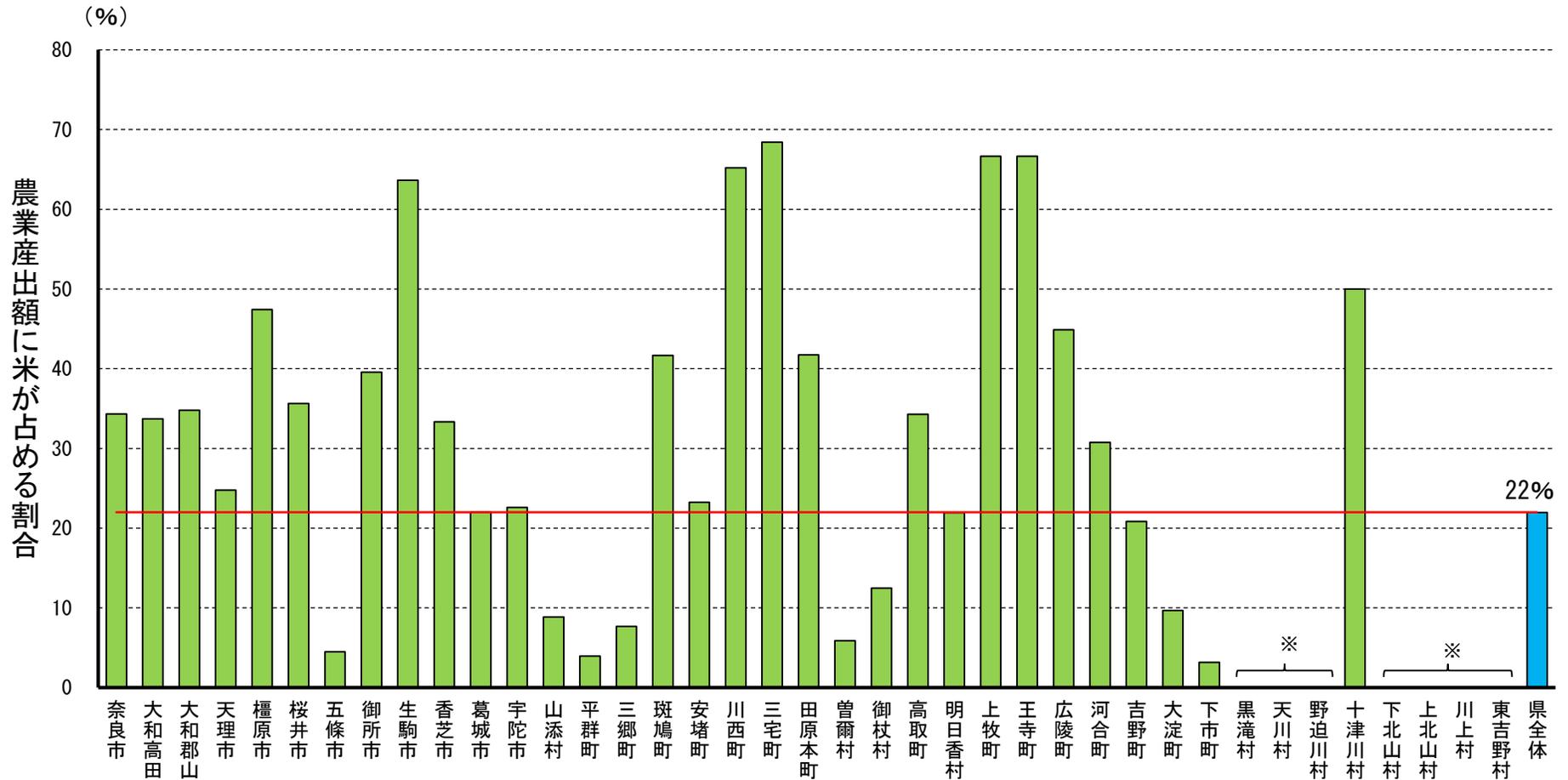
1-7 農業産出額に米が占める割合 (H27)

- ① 奈良県の農業産出額を構成する品目に米が占める割合は、約22%で16番目であるのに対して、神奈川県は約4%で下位3位と米に頼らない農業を実現
- ② 冬期の降雪などで米以外の栽培が難しい県では、農業産出額にしめる米の割合が高くなる傾向
- ③ 農業産出額にしめる米の割合が低い県は、野菜や、果樹、花き、工芸作物（茶）等への積極的な取り組みが見られる県が多い



1-8 市町村ごとの農業産出額に米が占める割合（H27）

- ① 生駒市、川西町、三宅町、上牧町、王寺町では、農業産出額の60%以上を米が占めており、米主体の地域
- ② 米の農業産出額が占める割合が低い（10%以下）は、五條市、山添村、平群町、三郷町、曾爾村、大淀町、下市町で、単位面積当たりの農業産出額が高い市町村

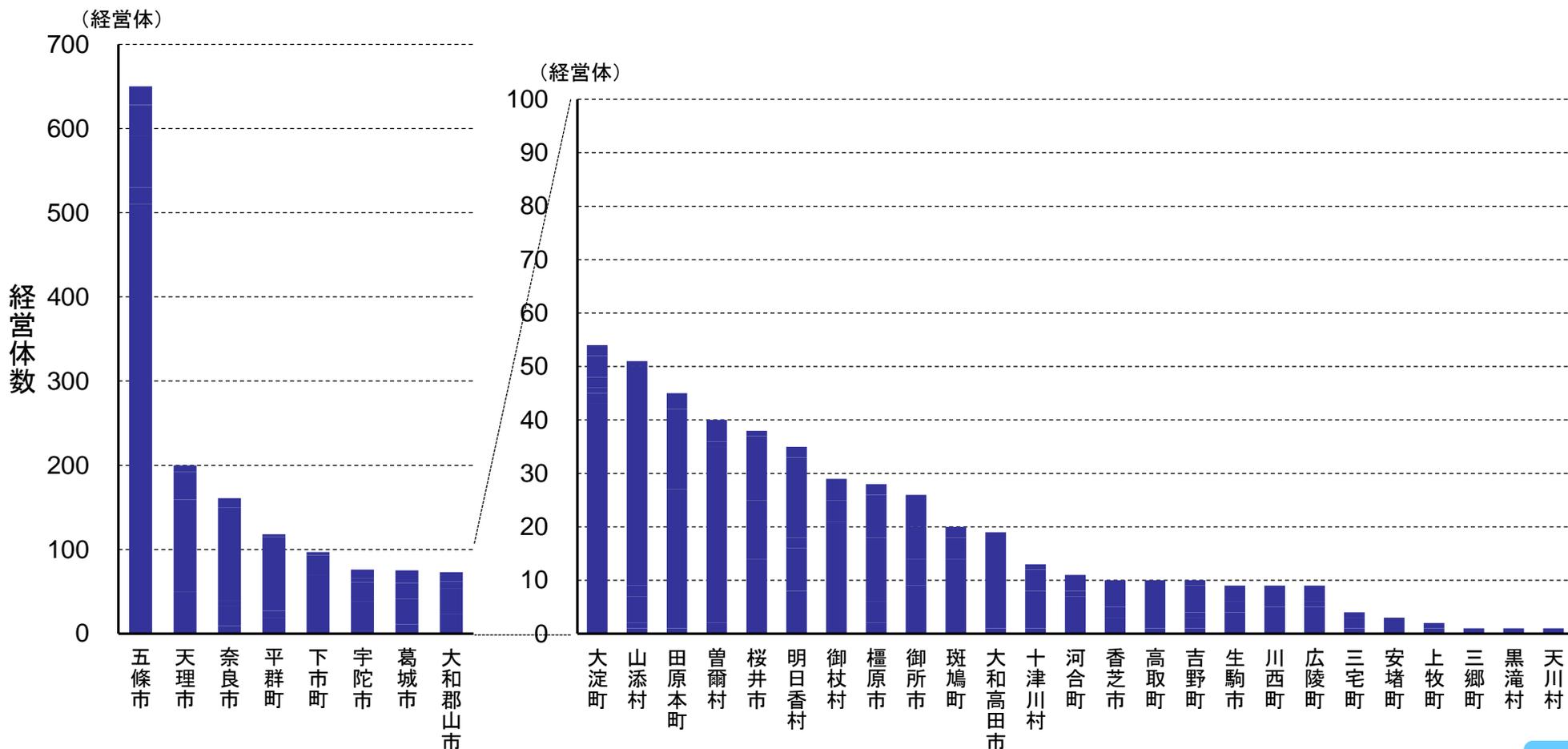


※ 天川村、野迫川村、東吉野村は、農業産出額が1億円未満(0億円)で、算定不能
 黒滝村、下北山村の米の産出額は、0億円
 上北山村、川上村は水田なし

1-9 市町村別の米以外を主たる(販売金額の60%以上)経営品目とする経営体数

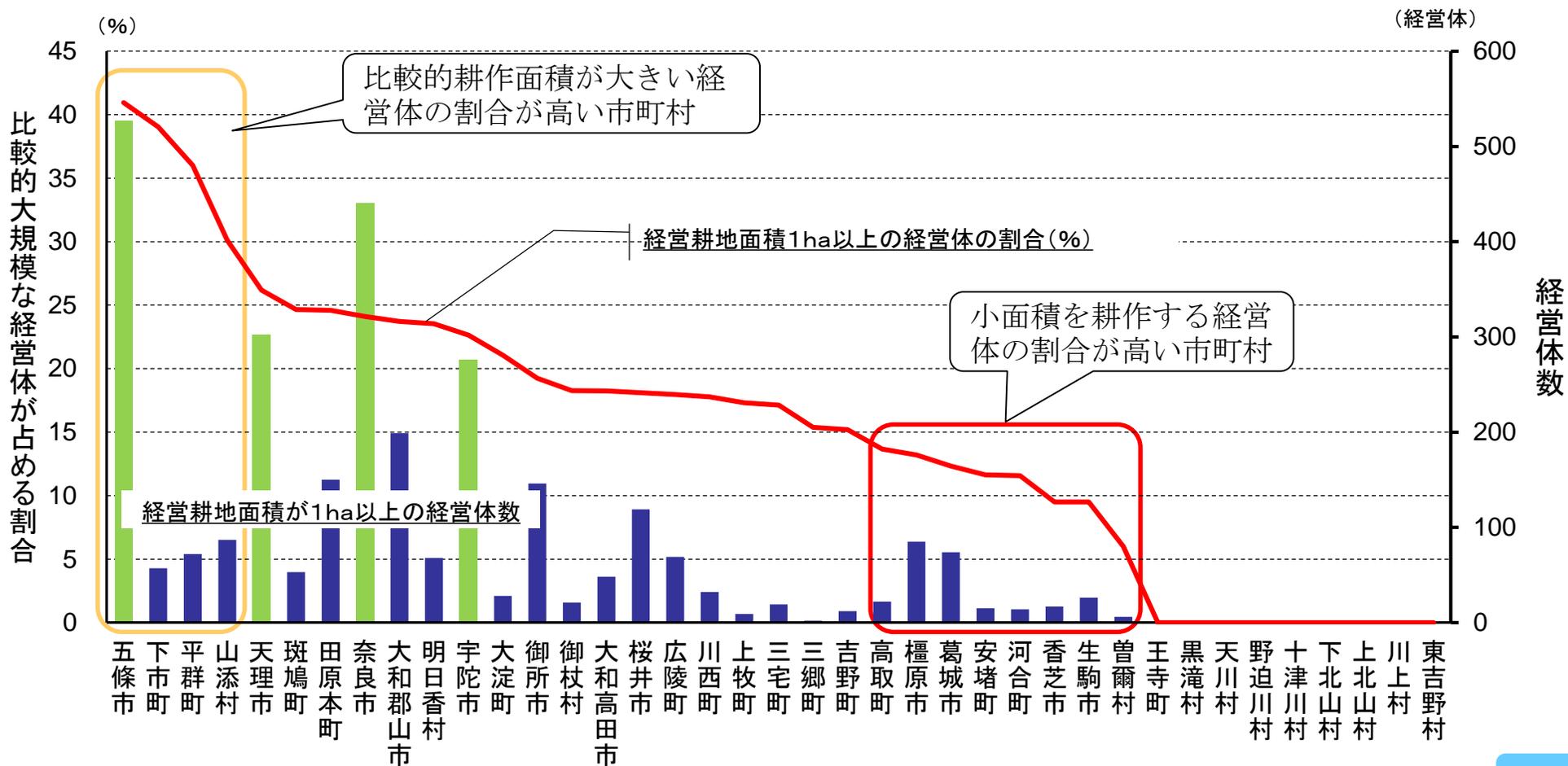
① 米以外を主たる経営品目とする経営体数は、**五條市**(650経営体)、**天理市**(200経営体)、**奈良市**(161経営体)、**平群町**(118経営体)、**下市町**(97経営体)、**宇陀市**(76経営体)、**葛城市**(75経営体)、**大和郡山市**(73経営体)が多い

- ・果樹を主たる経営品目とする経営体が多い市町村は、**五條市**(510経営体)、**下市町**(69経営体)、**天理市**(50経営体)、**大淀町**(43経営体)
- ・施設野菜を主たる経営品目とする経営体が多い市町村は、**天理市**(109経営体)、**曾爾村**(33経営体)、**大和郡山市**(30経営体)、**奈良市**(24経営体)
- ・花き、花木を主たる経営品目とする経営体が多い市町村は、**平群町**(88経営体)、**五條市**(62経営体)、**葛城市**(30経営体)、**下市町**(24経営体)
- ・露地野菜を主たる経営品目とする経営体が多い市町村は、**五條市**(35経営体)、**奈良市**(31経営体)、**宇陀市**(23経営体)、**天理市**(22経営体)



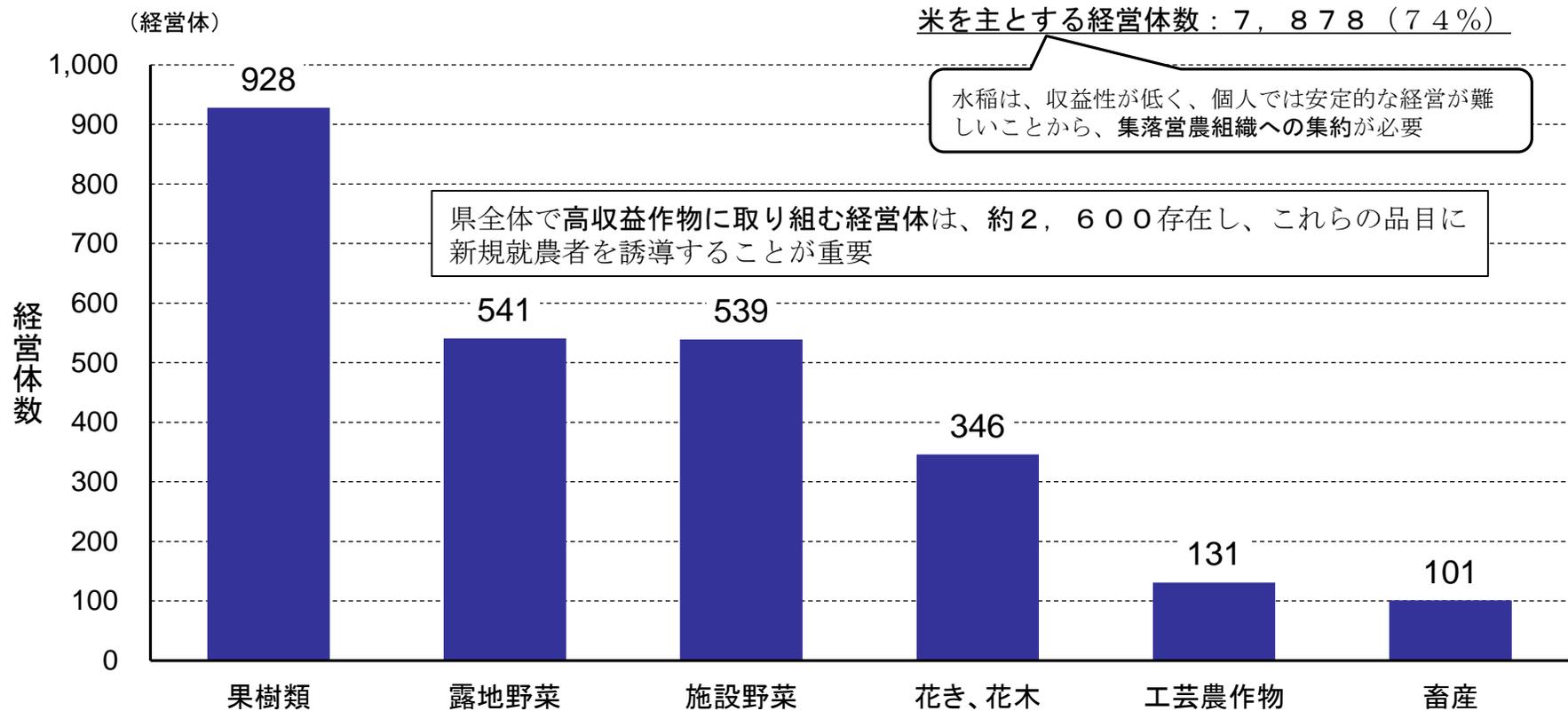
1-10 市町村別の比較的大規模（1ha以上）の経営体数と率

- ① 1ha以上の経営規模のある農業経営体は、五條市（柿）、奈良市（茶）、天理市（施設野菜）、宇陀市（露地野菜）に多い。
- ② 1ha以上の農業経営体の割合は、五條市（柿）、下市町（柿）、平群町（小ギク）、山添村（茶）で30%以上と高くなっている。
- ③ 高取町、橿原市、葛城市、安堵町、河合町、香芝市、生駒市、曾爾村では、1ha以上の経営体が15%を下回っており、小面積を耕作する農家が大半を占める。
- ④ 橿原市、葛城市、安堵町、河合町、香芝市、生駒市、王寺町等の都市的な地域では、転用期待が大きいいため農地集積ができず、自己所有地のみでの経営が主体となるため、小規模な経営が多くなると推察



1-11 高収益作物の経営体数

- ① 米以外を主たる経営品目とする経営体数を品目別に集計すると、果樹類が928経営体と最も多く、次いで露地野菜（541経営体）、施設野菜（539経営体）、花き、花木（346経営体）
- ② 米を主たる経営品目とする経営体は、（兼業農家を中心に）7,878経営体（全体の74%）
- ③ 本県の多くの経営体が経営品目とする米は、販売額に対する経費が多く収益性が低いことから、果樹類や施設野菜、花き、花木、露地野菜等に取り組む必要があるが、未だ進んでいない状況



米を主とする経営体数：7,878（74%）

水稲は、収益性が低く、個人では安定的な経営が難しいことから、集落営農組織への集約が必要

県全体で高収益作物に取り組む経営体は、約2,600存在し、これらの品目に新規就農者を誘導することが重要

注)主たる経営品目を特定できない、多品目に取り組む経営体は含まれない

チャレンジ品目またはリーディング品目

柿、イチジク、サクランボ

大和野菜

イチゴ

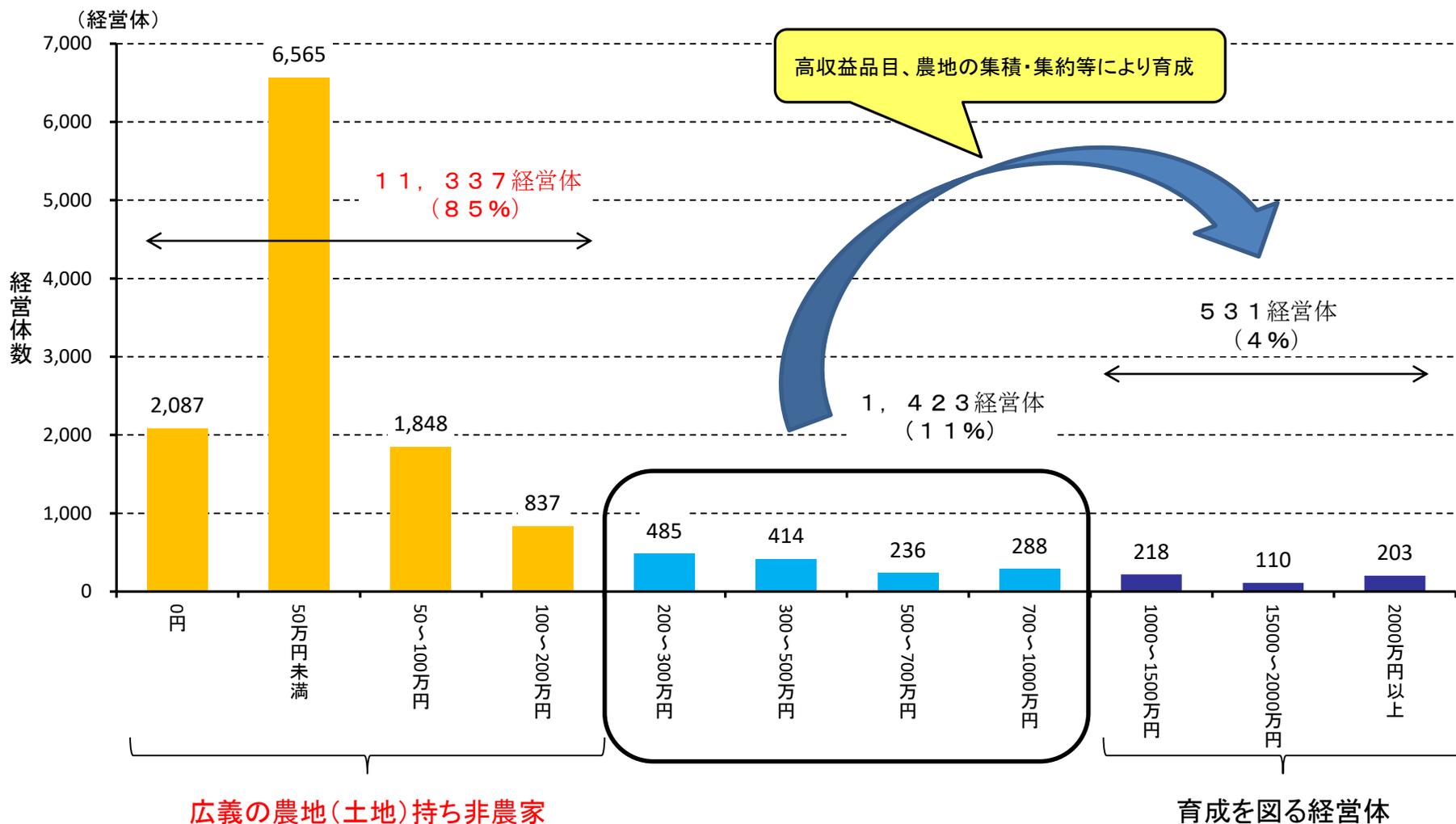
キク、切り花ダリア、切り枝花木

茶

大和牛、大和肉鶏、蜂蜜

1-12 奈良県の販売金額別の経営体数

- ① 農産物販売金額が200万円以下の零細な農業経営体（11,337経営体、85%）は、主に自家消費主体の経営体や高齢農家、農地管理のための経営が多く、業として取り組むものではなく、広義の「農地（土地）持ち非農家」と考えられる。
- ② 農産物販売金額が1,000万円を超える農業経営体（531経営体、4%）は、農業経営費を差し引いても一定の所得を得ているものと考えられ、農業を業として取り組んでいる経営体と考えられる。
- ③ 高収益品目の導入、普及並びに農地の集積・集約化により、販売金額が1,000万円を超える経営体を育成することが重要



株式会社 五條市青ネギ生産組合

<事業者の概要>



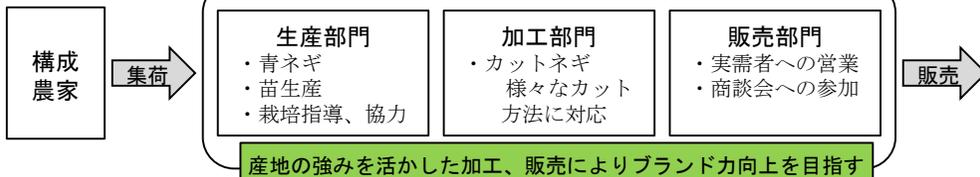
- ・所在地 : 五條市
- ・代表者 : 森本茂仁
- ・取組内容 : 青ネギの生産、カットネギ加工販売
- ・売上高 : 3億1,500万円 (H29.3)
- ・生産者数 : 33名 (H29.8)
- ・従業員数 : 65名 (H29.8) パート、アルバイト含む

市場ニーズの高いネギについて、消費者の様々なニーズに応じて商品性を高めるため、青ネギの生産からカット加工、販売を一手に行う法人設立を指向

生産農家30戸による任意団体であったものを平成24年に法人化
カットネギの主な出荷先は、スーパー（大黒天物産株式会社）や神座ラーメン（株式会社プロデュースカンパニー）

- 売上高 [10.9倍に増加]
(H23) 2,900万円 → (H29) 3億1,500万円
- 従業員数（パート、アルバイト含む） [3.0倍に増加]
(H23) 22名 → (H29) 65名
- 青ネギの栽培面積 [2.8倍に増加]
(H23) 6.5ha → (H29) 18ha
- 法人直轄ほ場面積（内農地中間管理事業による集積面積）
(H29) 6ha (2.2ha)

(株)五條市青ネギ生産組合



J Aならけん曾爾支店 法連草部会

<部会の概要>

- ・所在地 : 曾爾村
- ・代表者 : 田合利文
- ・取組内容 : ホウレンソウ、ミズナ、シュンギク等の生産
- ・売上高 : 1億1,500万円 (H28)
- ・部会員数 : 29名 (H28)

冷涼な気候を生かし、雨よけハウスでホウレンソウ、ミズナ、シュンギク等の軟弱野菜類を生産。（年間約5作）

大和野菜である「大和寒熟ほうれん草」の生産にも取り組み、甘みのあるホウレンソウとして消費者から好評を得ている。

部会で生産されたホウレンソウは、奈良県中央卸売市場（奈良大果）を通じて近畿各府県を中心に流通

- 売上高
1億1,500万円 (H28)
- 生産農家数
29名 (H28)
- 延べ栽培面積
30.8ha (H28) (ハウス面積は、5.8ha)



五條市の柿や平群町の小ギクのような、地域の特徴を踏まえた儲かる作物の産地を、県内各地に新たに作って行こう！

- ① 新規就農者に加え、**バラエティある者を農業に誘導**する手法の検討
- ② **初期投資**（機械、施設）の**軽減策**の検討
- ③ 高収益作物の産地形成と地域に適した**生産技術のマニュアル化**
- ④ **二毛作**の推進。現状冬場に活用されていない奈良の水田で、ジャガイモ、タマネギ、キャベツ、小麦などの生産を図る。
- ⑤ 必要に応じて県が特定作物の**展示・試験ほ場**を設置

・気温、日照等の自然条件
・地域の農業者数や集落営農組織等の組織化等の条件
・区画の広さ、用水の確保、排水等の基盤条件
等を考慮



1-15 奈良県農畜水産物ブランド認証制度 ～せんとかんが選んだ奈良の逸品～ 「奈良県プレミアムセレクト」の取り組みが始まっています!

従来の大きさや形といった外観の基準だけでなく、品質面でも優れた特徴を持つ「とびきり」の製品とその製品を生産・販売する団体を、奈良県が設定した基準に基づいて認証する制度です。

2016年の秋にスタートし、柿（富有）、イチゴ（古都華・アスカルビー）、牛肉（大和牛）の4品目で高めの品質基準を作成し、5団体を認証しています。

これまでのところ、レギュラー品の数倍の値が付いている。



◆ 認証品目と主な認証基準

柿・富有（出荷時期：11～12月）

糖度：16度以上
 大きさ：3L以上
 着色：果色6以上
 （1～10段階）
 品種固有の形状で外観が秀でている

価格帯 1,000円/kg
 （レギュラー：300円/kg）

イチゴ（出荷時期：11～2月）

糖度：11度以上（古都華）
 10度以上（アスカルビー）
 大きさ：3L以上

キズや傷みが無く外観が秀でている

価格帯 アスカルビー 7,600円/kg
 （レギュラー品：1,050円/kg）
 古都華 6,000円/kg
 （レギュラー品：1,260円/kg）

大和牛（出荷時期：通年）

オレイン酸含有率：55%以上
 BMS（脂肪交雑）：9以上
 肥育期間：32ヶ月以上

柿・富有



アスカルビー



古都華



大和牛



1-16 産地形成をしていく高収益作物の候補品目

- ① チャレンジ品目（大和野菜、サクランボ、切り花ダリア、切り枝花木、有機野菜、イチジク、アユ、アマゴ）の生産額を、平成32年度までに20億円に増やす目標を設定して振興（平成25年度18億円）。
- ② リーディング品目（柿、キク、イチゴ、茶、大和畜産ブランド、金魚）の生産額を、平成32年度までに136億円に増やす目標を設定して振興（平成25年度126億円）。
- ③ この他、二毛作の冬作で候補となる品目は、㊦かつて奈良でよく作られていた麦、ナタネ、ソラマメや、㊧玉ねぎ、キャベツ、ジャガイモなどが考えられる。㊨チャレンジ品目である大和野菜（大和まな、千筋みずな、香りごぼう、朝採りレタス等）でも二毛作の候補品目

◆ チャレンジ品目の生産拡大、販路開拓

- ① **大和野菜**の生産拡大
- ② **サクランボ**の増産とブランド化
- ③ **ダリア**産地の活性化
- ④ **切り花花木**の高品質安定生産
- ⑤ **有機野菜**の振興
- ⑥ **イチジク**の高品質果実安定生産の支援
- ⑦ **アユ**漁業の振興

◆ リーディング品目の産地競争力強化

- ① **柿**産地の競争力アップ
- ② **キク**の高品質安定生産とブランド力強化
- ③ 高品質安定生産の実現による**イチゴ**産地の振興
- ④ 味と香りの特徴を活かした**大和茶**産地の復興
- ⑤ **大和畜産**ブランドの競争力強化

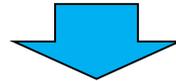


◆ 二毛作の冬作候補品目

麦、ナタネ、ソラマメ、玉ねぎ、キャベツ、ジャガイモ、大和まな、千筋みずな、香りごぼう、朝採りレタス

2. 面的まとまりを持った農地・土地利用の確保

各市町村によって大きく異なるが、他府県に比べて
ミニ開発や虫喰い転用等が多い



- ・農地面積は、県内の全ての市町村で減少
- ・原則、農地転用できない「農振農用地（青地）」の指定については、市町村（地域）の意向を反映 → 市町村によって運用の差があり
- ・過去に、ミニ開発・虫喰い転用などが行われ、面的まとまり・計画的な利用がなされていない場合には、農業・工業・商業利用と、街・農村の景観のいずれも価値が低下している可能性



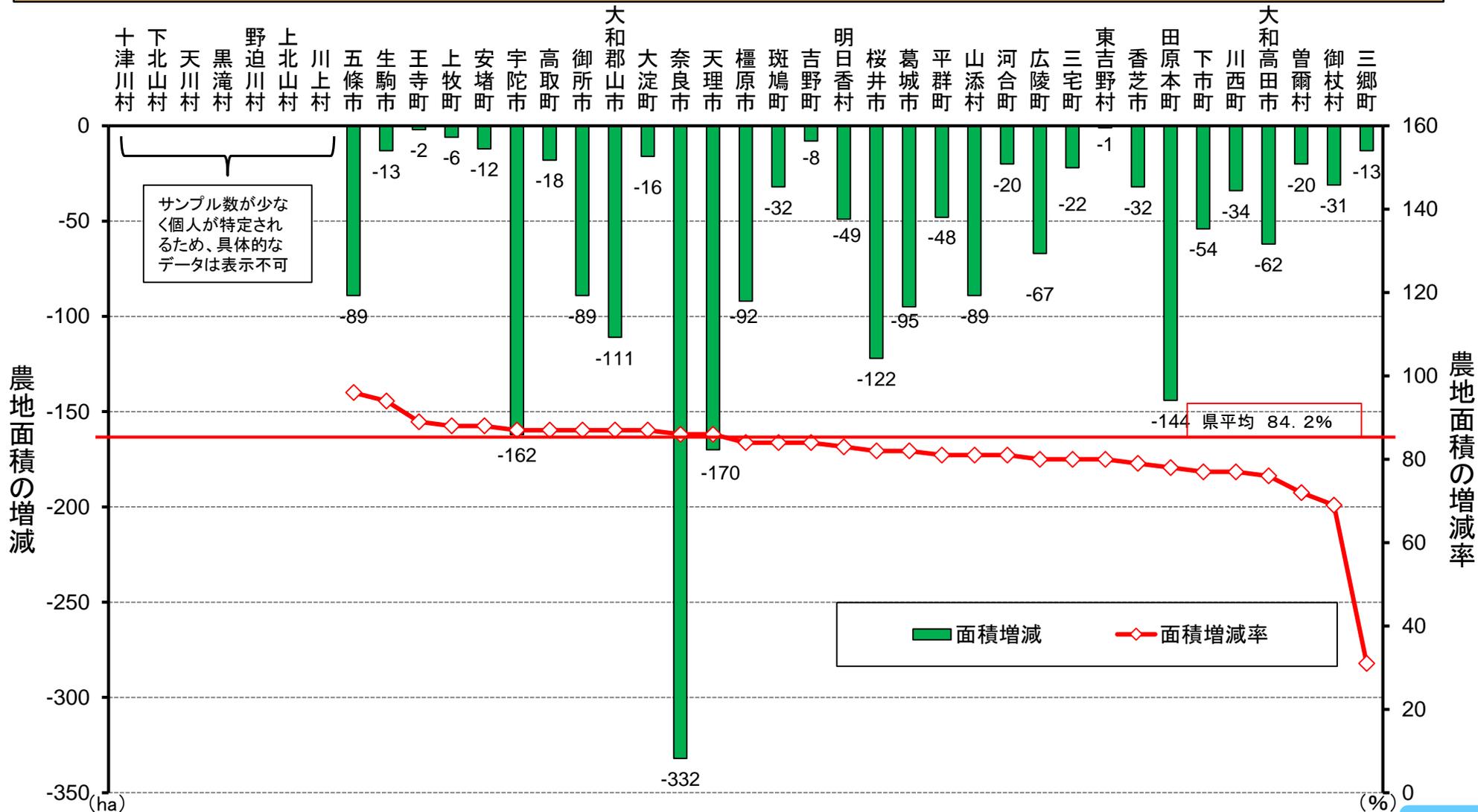
各市町村の将来を見据えた、面的まとまりを持った農地利用が必要

この項目の主なデータ

- 1) 15年間の農地面積の推移を見ると、**県内の全ての市町村で減少**しており、**県全体では15%減少**
- 2) 農地転用は、**工業用地や商業用地**として転用は少なく、**青空駐車場や青空資材置き場**への転用が目立ち、**近年は太陽光発電設備が急増**
- 3) 市町村に占める農地の割合は、**平坦部の市町村で高くなる傾向**。これらの市町村では**面的まとまりを持った農地の活用が地域経済や景観に大きく影響する可能性**
- 4) 原則転用を認めない農振農用地（青地）が農地に占める割合は、**農地の保全意識の一端を示すが、開発意欲や転用期待の大きな市町村では低くなる**と推察

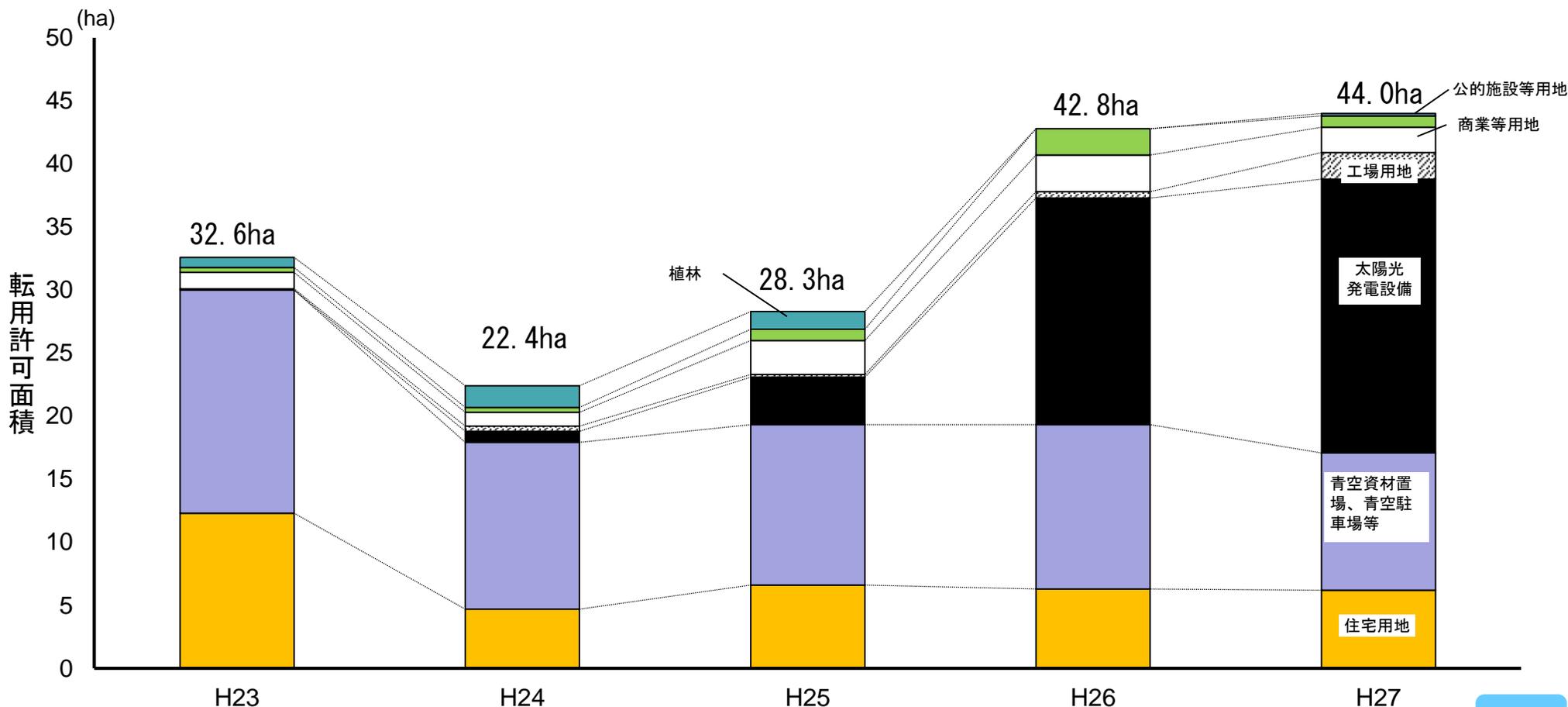
2-1 市町村ごとの農地面積は全て減少（H12～H27）

- ① 県内各市町村の農地面積は、過去15年間に全て減少（平均して約15%減少）
- ② 最も減少が大きかったのは、奈良市で332ヘクタールで、続いて天理市、宇陀市、田原本町、桜井市となり、合計で930ヘクタール減少



2-2 奈良県の用途別農地転用面積の推移 (H23~H27)

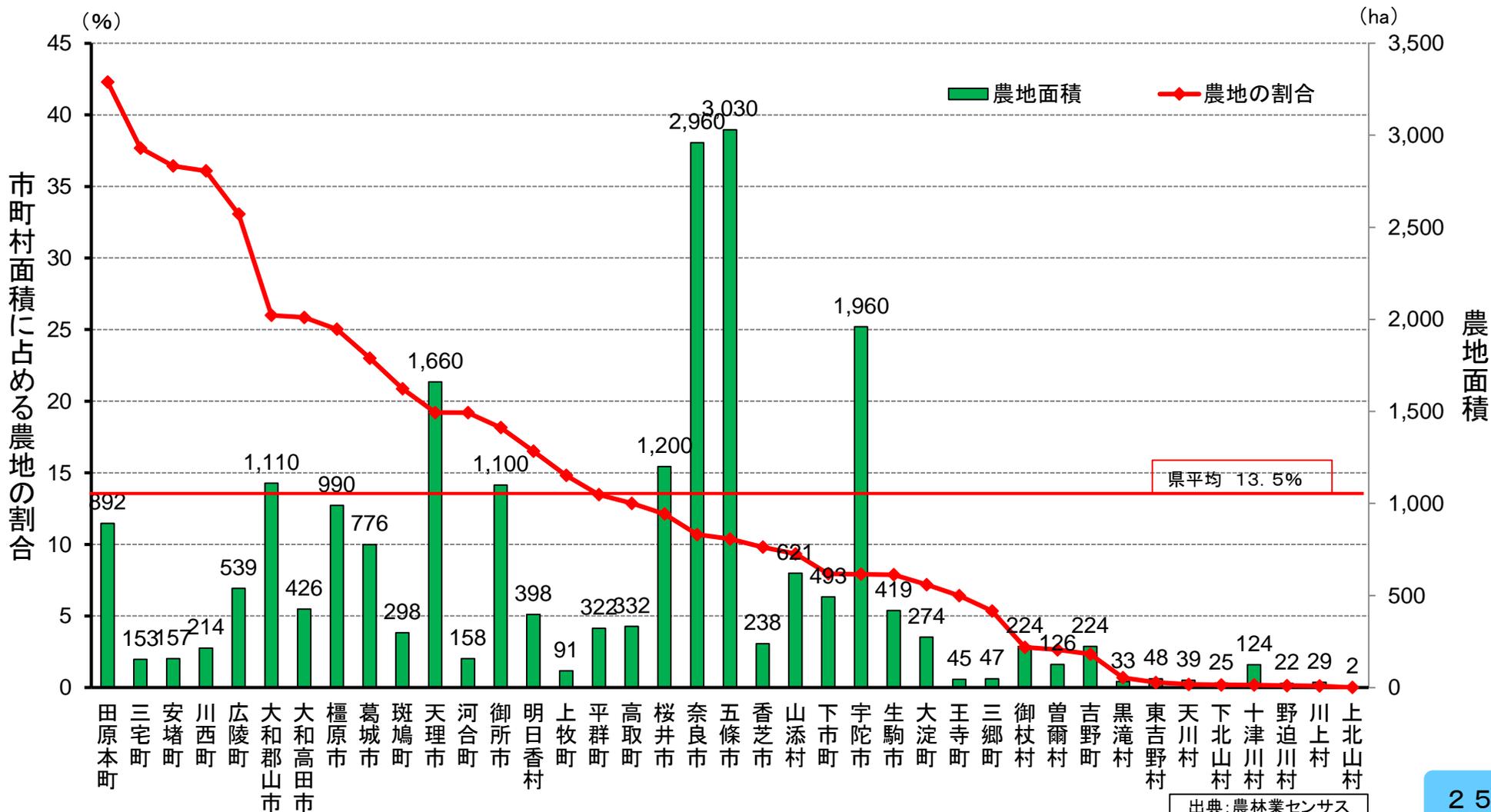
- ① 近年は年間40ha強（農地面積の約0.2%）が転用されている。
- ② 転用用途で最も多いのは、従来は青空駐車場、青空資材置き場等であったが、近年、太陽光発電設備の用地が急激に増加（年間20ha弱の面積を転用）。売電価格の低下した平成28年度以降もおとろえていない。
- ③ 住宅用地としての転用は、不特定多数を対象とした住宅開発は認めず。



2-3 市町村ごとの面積に占める農地の割合（H27）

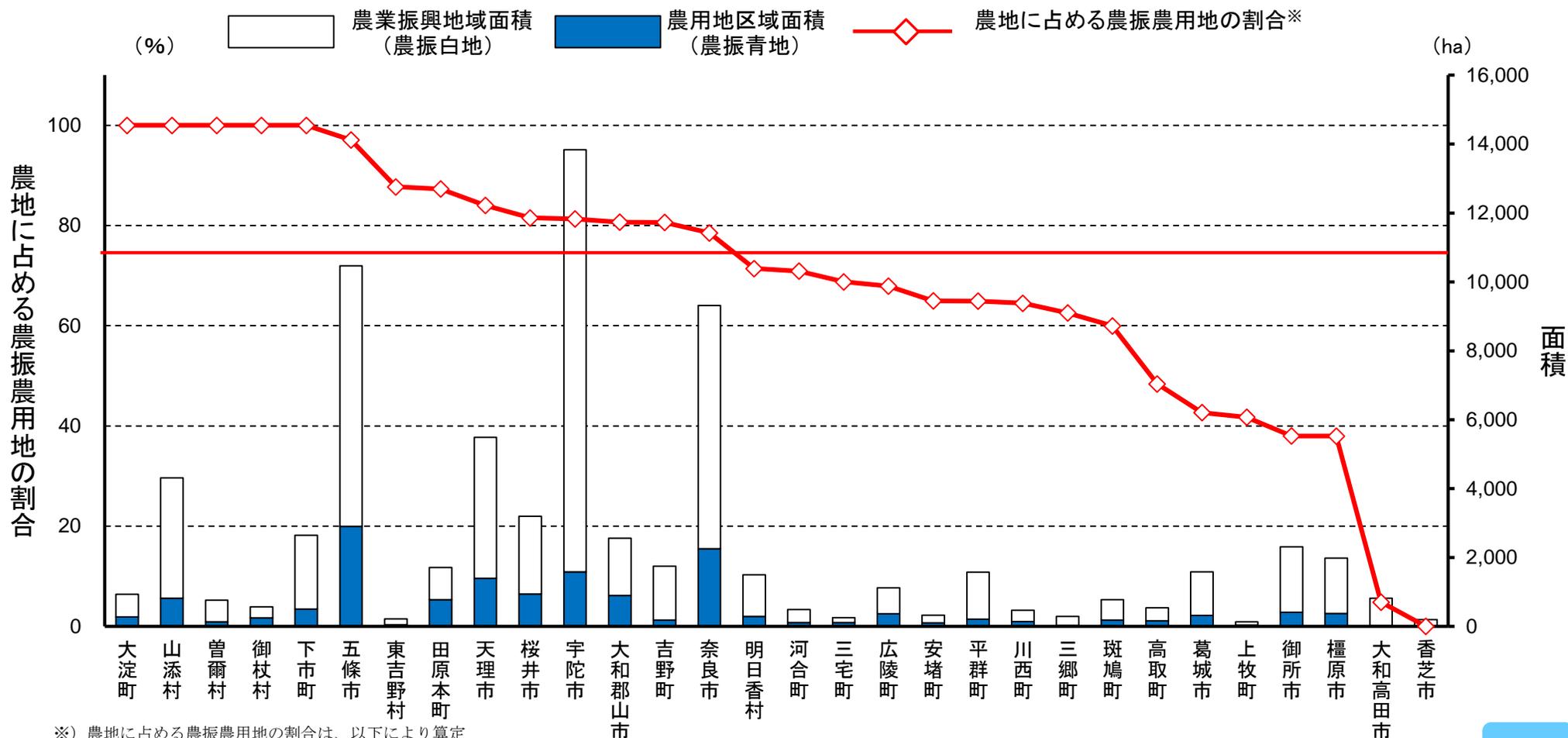
- ① 大和平野地域では農地面積は少ないが、市町村面積に占める割合が高い傾向
- ② 中山間地域を含む市町村では、農地面積は多いが、面積割合は比較的低い傾向
- ③ 県南部の山間地域においては、農地面積及びその面積割合ともに低い傾向

市町村ごとに農地の占める位置付けが異なる



2-4 市町村ごとの農用地面積の割合

- ① 市町村別の農業振興地域面積は、奈良市、天理市、五條市、宇陀市で5,000haを越えており、次いで大和郡山市、桜井市、山添村などで多い。
- ② 農地全体に占める農振農用地（原則、転用できない農地）の割合は、平坦地域の市町村ではやや低く、中山間地域の市町村で高くなる傾向が見られる。→ 転用期待が高い地域では農用地指定を控える傾向
- ③ 農業者が必要な補助金等の支援を受け、活用可能な土地を将来に残すためにも面的まとまりを持った農用地の設定が重要



※) 農地に占める農振農用地の割合は、以下により算定

$$\frac{\text{農振農用地面積 (農業新規地域達成状況調査)}}{\text{農地面積 (耕地及び作付面積統計)}} \times 100$$
 [分子には道路、法面等も含まれるため、率の数値そのものには意味がない]

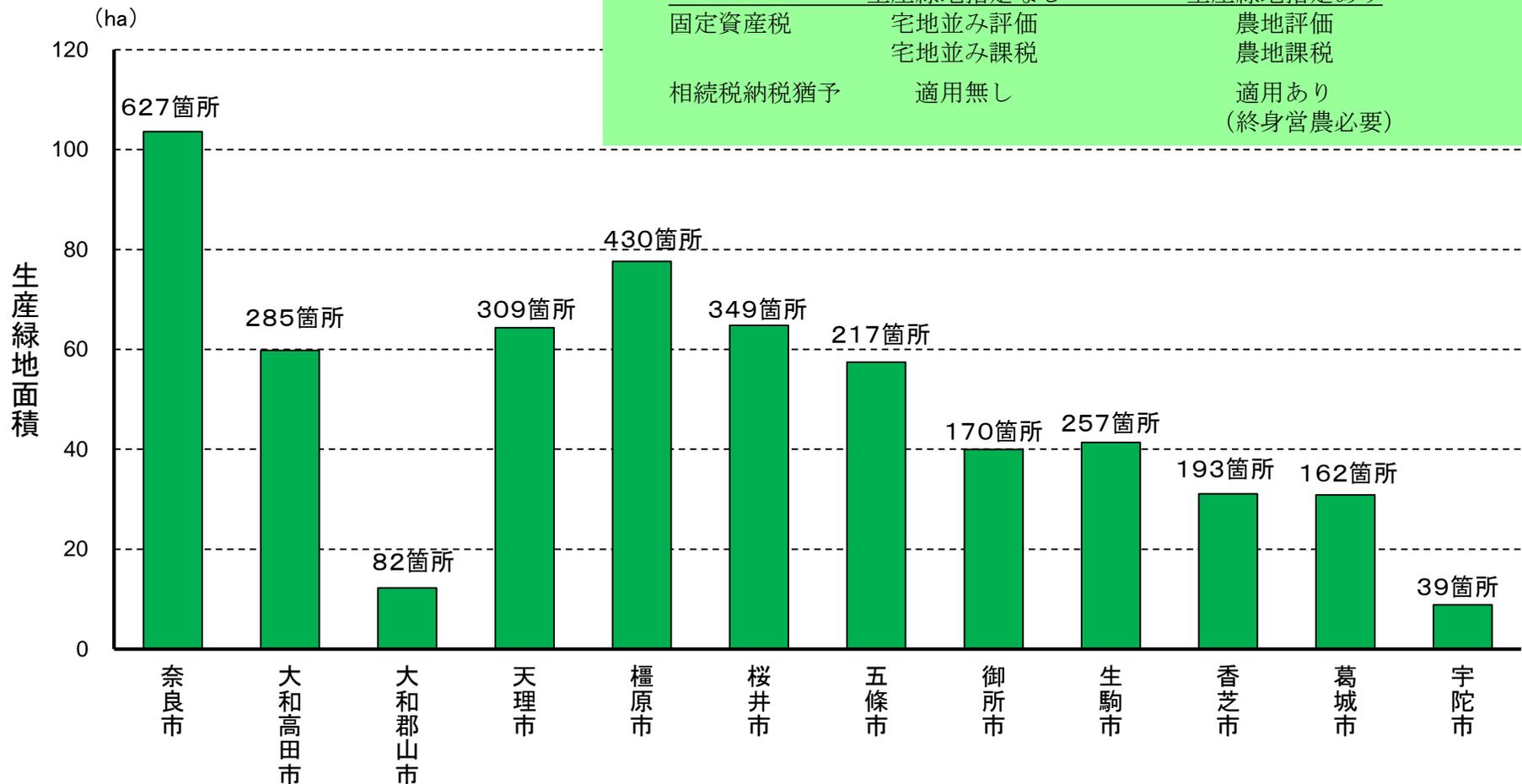
農振地域指定のある市町村を表示

2-5 市街化区域内の生産緑地の面積

県内の特定市の市街化区域内において、農業を続ける農地として指定された生産緑地は、約590ha（3,120箇所）

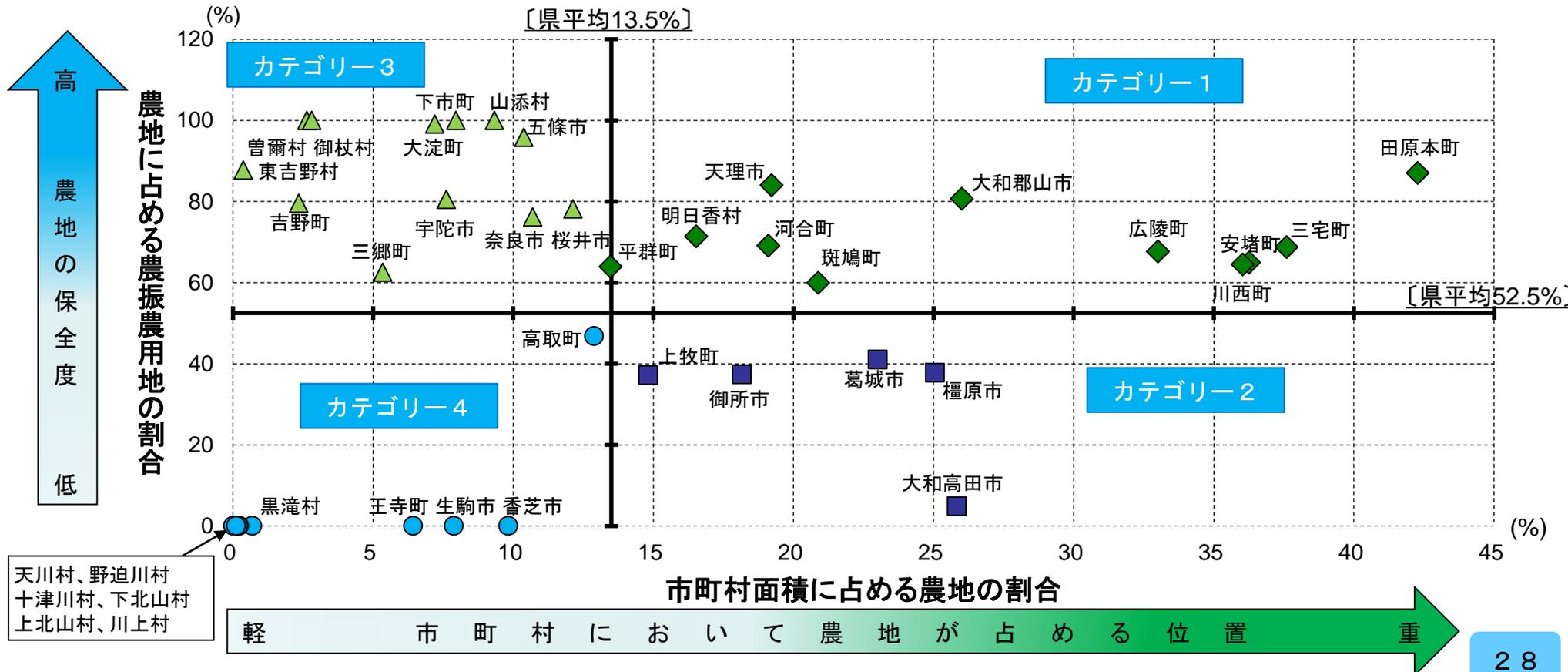
生産緑地とは、市街化区域内農地として良好な生活環境の確保に相当の効用があり、保全する農地として位置付ける農地であり、農地としての管理を義務づけ、本県においては三大都市圏の特定市である県内各市で指定し、下記のメリット

	生産緑地指定なし	→	生産緑地指定あり
固定資産税	宅地並み評価 宅地並み課税		農地評価 農地課税
相続税納税猶予	適用無し		適用あり (終身営農必要)



2-6 各市町村ごとに農地の位置付け、農地の保全度が異なる

- ① 市町村において農地が占める位置の軽重及び農地の保全度の高低により市町村をカテゴライズ
- ② カテゴリー1 農地の占める位置が重く、農地の保全度の高い市町村 (11市町村)
 <大和郡山市及び天理市、平群町、斑鳩町、安堵町、磯城郡三町、広陵町、河合町、明日香村>
- ③ カテゴリー2 農地の占める位置は重い、農地の保全度が低い市町村 (5市町)
 <大和高田市、橿原市、葛城市、御所市、上牧町>
- ④ カテゴリー3 農地の占める位置は軽い、農地の保全度が高い市町村 (12市町村)
 <奈良市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村、三郷町、宇陀郡2村、吉野町、大淀町、下市町、東吉野村>
- ⑤ カテゴリー4 農地の占める位置は軽く、農地の保全度も低い市町村 (11市町村)
 <王寺町、生駒市、香芝市など>



3. 耕作放棄地の解消・防止

県下の現状

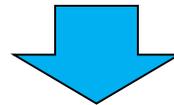
地域に担い手がない
担い手が高齢化、農地持ち非農家の増加

イノシシやシカが多くてやっつけられない
(獣害)

不便な農地、小さすぎる農地では作業が大変

誰の農地かわからない

今後とも耕作放棄地が増加するおそれ



1 地域ごとに耕作放棄地を解消・防止すべく、①高収益作物を見つけ、担い手を育てることに加えて、②担い手や地域の集落営農組織に、面的まとまりを持って農地を集約していくとともに、③農地の条件を整え、農作業の効率化と省力化を進めることが必要

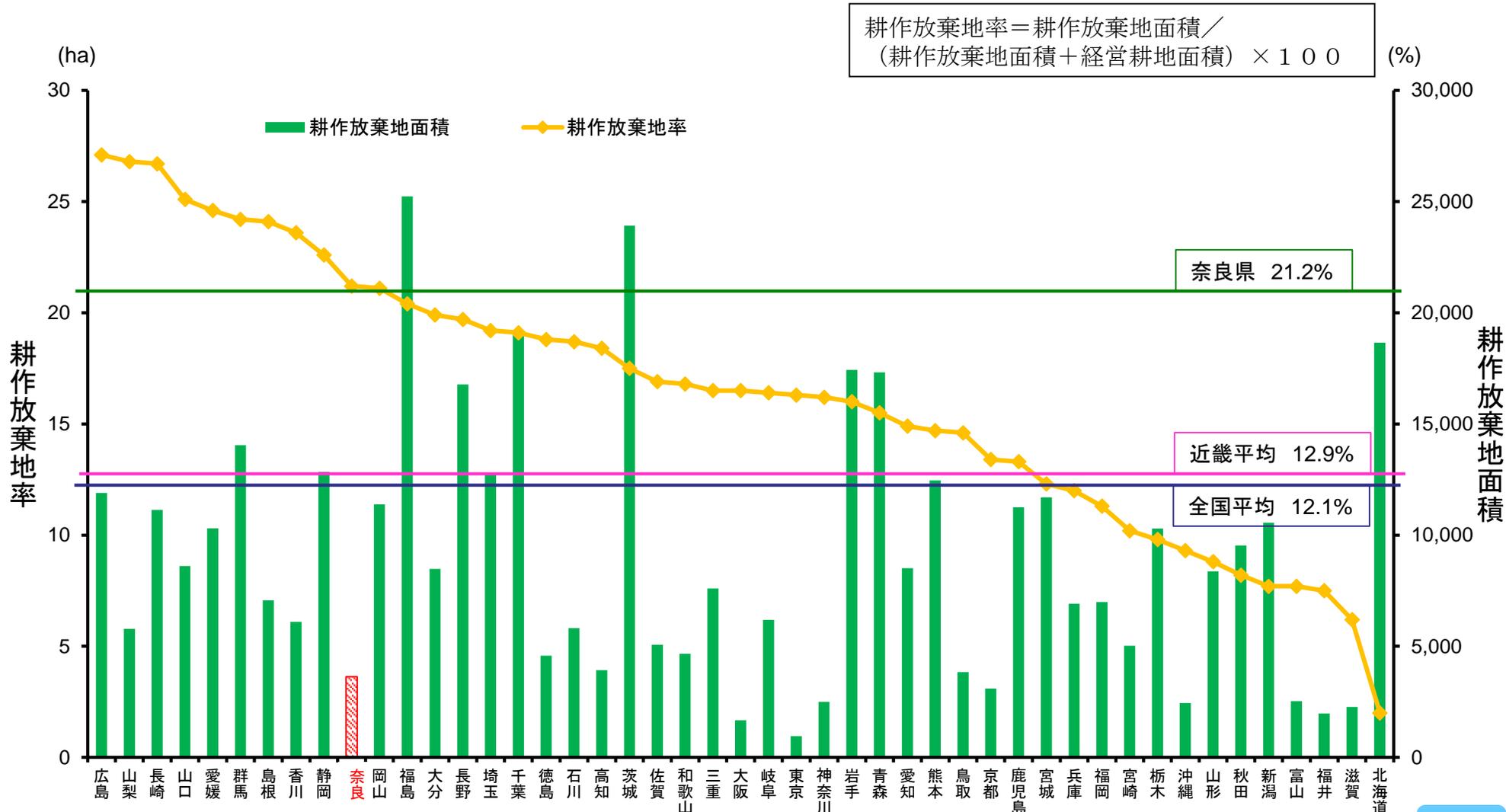
2 他方で、農地に戻しがたい、利用が見込めない農地については、非農地化の積極的推進も必要

この項目の主なデータ

- 1) 最新のセンサス（2017年）においても、県内の耕作放棄地は増加傾向にあり、農地持ち非農家による耕作放棄地の増加が顕著
- 2) 本県の耕作放棄地の問題は、その率の高さであり、全国や近畿の耕作放棄地率に対して10%程度高い値
- 3) 耕作放棄地面積が大きく、耕作放棄地率も高い市町村もあることから、地域の特徴を踏まえた対策の検討が必要
- 4) 担い手農家への集積率が高い市町村では、耕作放棄地率が比較的低くなる傾向が見られることから、地域で特定作物の産地を形成し、担い手への農地集積を進めることで、耕作放棄地の発生を未然に防げる可能性
- 5) 相続のタイミングで変更登記が行われず、所有者を確認できない農地が多く（全農地の28%）、全国平均（20%）と比べても多い状況
未登記農地が多い市町村は、南部山間地域～東部中山間地域に多く、資産価値と登記に要する経費のアンバランスが一つの要因

3-1 本県の耕作放棄地率は全国10位（近畿1位）（H27）

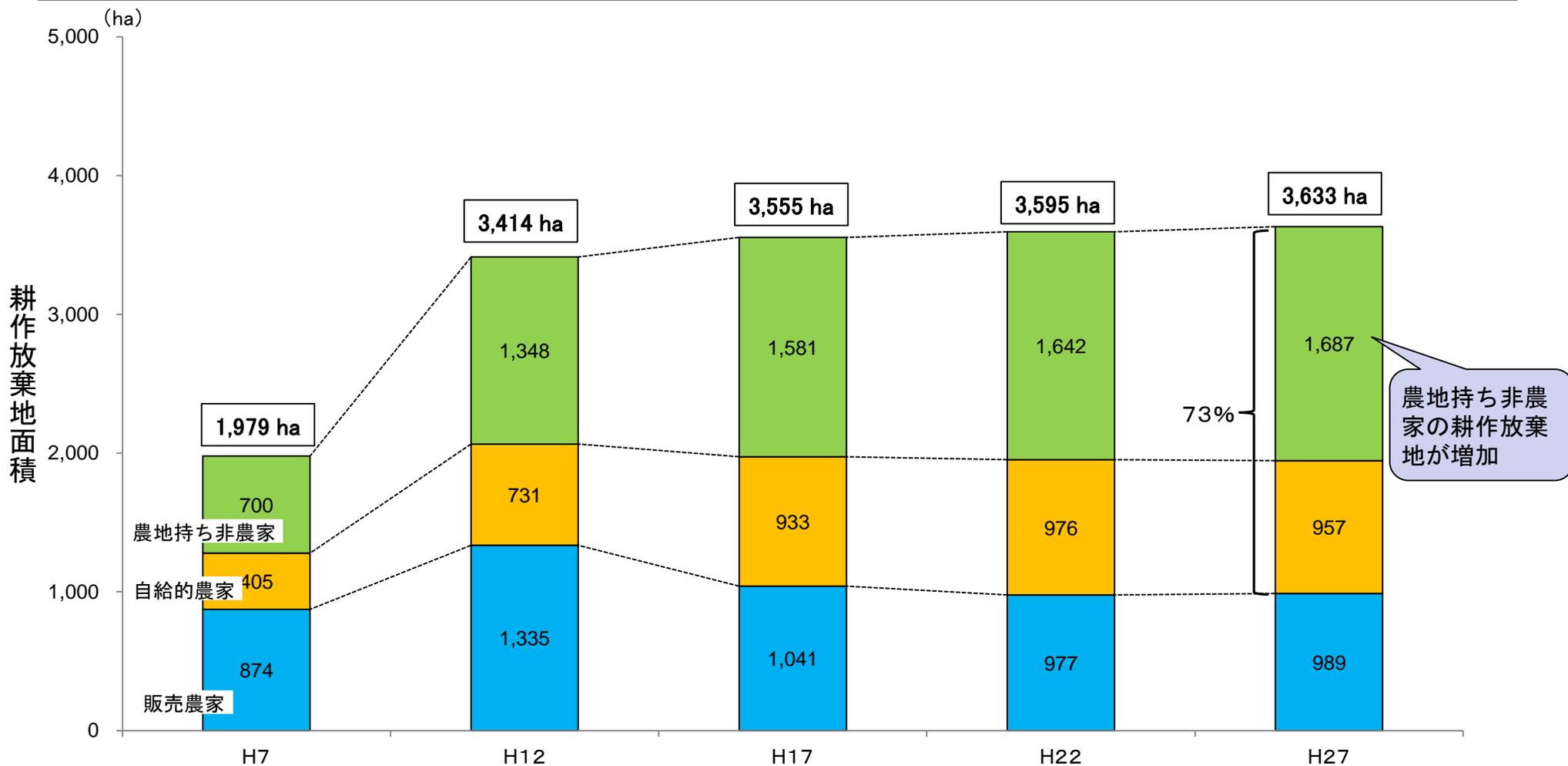
- ① 奈良県の耕作放棄地面積は、3,633ヘクタールで、耕作放棄地率は21.2%に達している状況
- ② 耕作放棄地率（21.2%）は全国で10番目に高いものであり、全国平均や近畿平均と比べると10%近く高い値
 全国の耕作放棄地率：12.1% 近畿の耕作放棄地率：12.9%



注) 耕作放棄地面積は、2015（平成27）年農林業センサス
 耕作放棄地率は、2015（平成27）年農林業センサスから算定

3-2 耕作放棄地面積は増加が続く（H7～H27）

- ① 全国の耕作放棄地面積は、増加傾向にあり、20年間で約1.7倍に増加（奈良県1.8倍）
- ② 奈良県の耕作放棄地面積も増加傾向にあるが、平成17年以降は微増
- ③ 販売農家と自給的農家による耕作放棄地の面積は、平成17年以降微減もしくは横ばいであるが、農地持ち非農家による耕作放棄地面積は増加傾向



3-3 市町村ごとの耕作放棄地率と耕作放棄地面積 (H27)

① 奈良県の耕作放棄地率は平成27年で21.2% (H22:19.5%) で、山間農業地域、中間農業地域、都市的地域の順で、耕作放棄地率が上がっている。(全国対比で約2倍、近畿でも一番高い率)

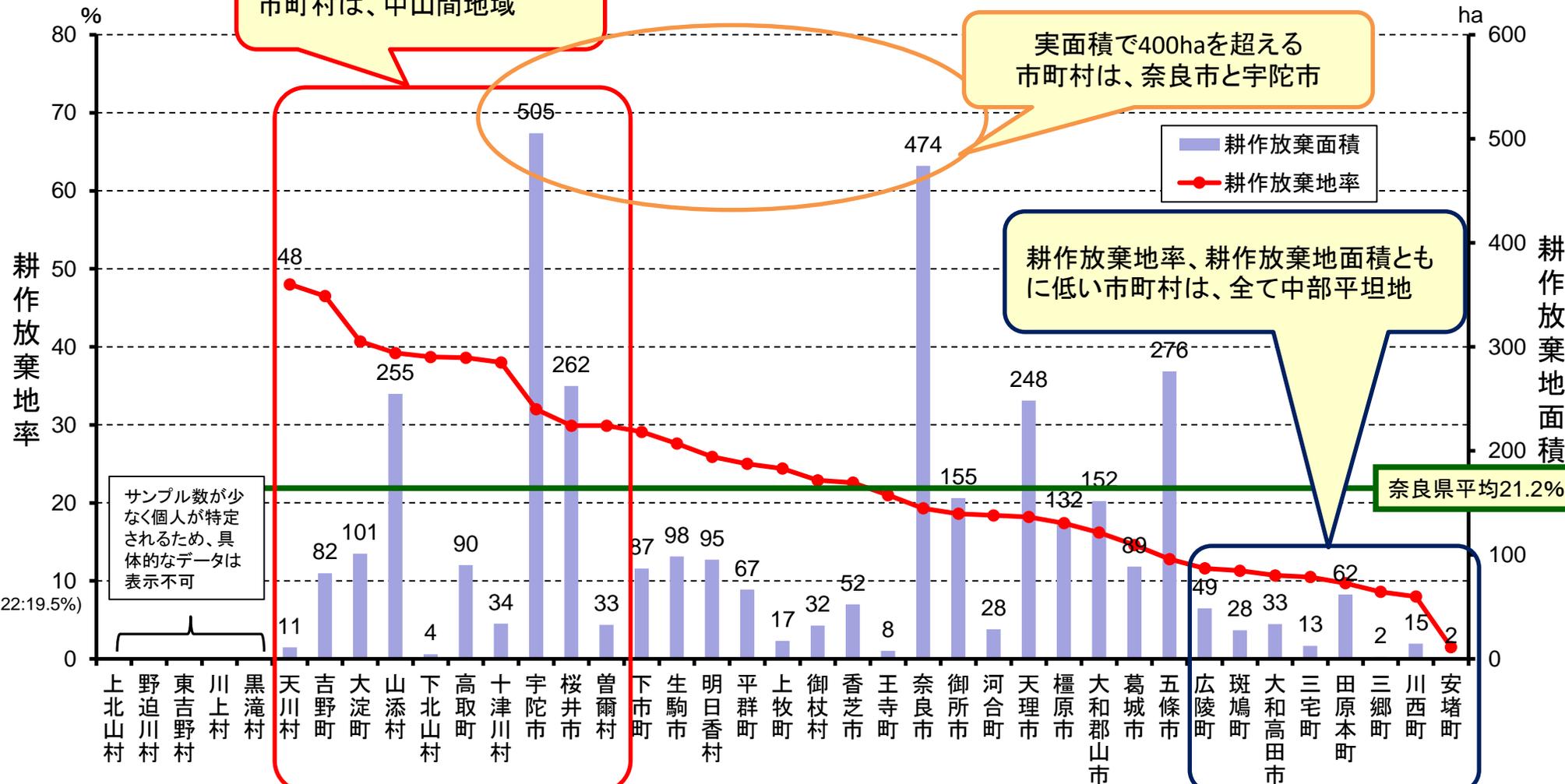
耕作放棄地率30%を超える市町村は、中山間地域

耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 / (耕作放棄地面積 + 経営耕地面積) × 100

実面積で400haを超える市町村は、奈良市と宇陀市

耕作放棄地率、耕作放棄地面積ともに低い市町村は、全て中部平坦地

奈良県平均21.2%

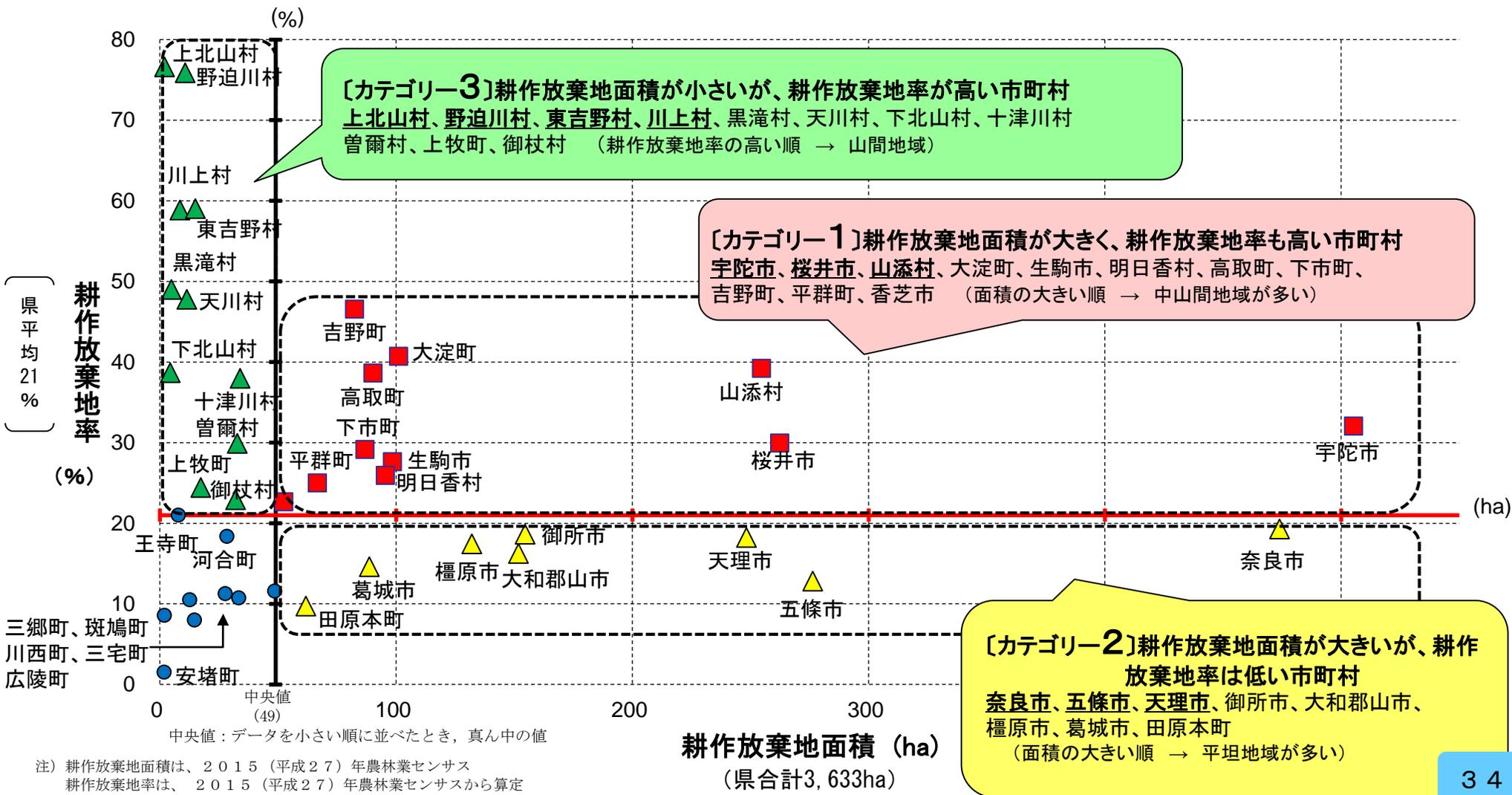


注) 耕作放棄地面積は、2015 (平成27) 年農林業センサス (耕作放棄地率は算定)
 注) 近畿各府県の耕作放棄地率 滋賀県6.2% 京都府13.4% 大阪府16.5% 兵庫県12% 和歌山県16.8% (2015年農林業センサス)

3-4 耕作放棄地率と耕作放棄地面積による市町村カテゴライズ (H27)

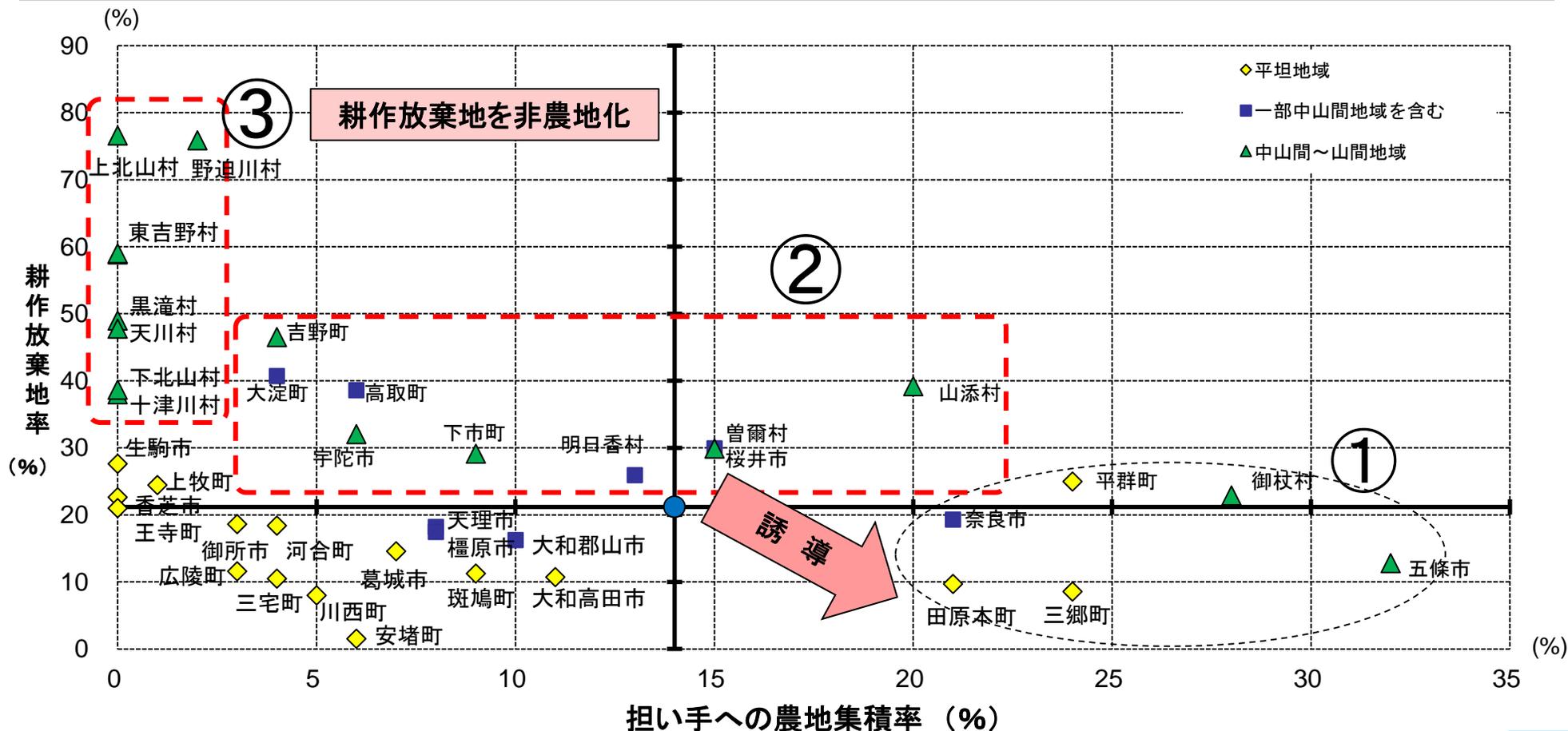
対策

- ①カテゴリー1 : 担い手の育成確保や有害鳥獣対策を中心に総合的な対策の検討が必要
- ②カテゴリー2 : 国の耕作放棄地再生の基金事業等を活用し、対策を強化
- ③カテゴリー3 : 再生を進める農地と非農地化せざるを得ない農地の判断を行うことが重要



3-5 担い手への農地集積率と耕作放棄地率による分析（H27）

- ① 中山間・山間地域であっても、特産作物があり、担い手への集積率が高い地域は、耕作放棄地率が低い傾向
→ 五條市（柿）、御杖村（ホウレンソウ）、平群町（小ギク）、
- ② 担い手への集積を進めるため、地域の中心となる特産作物を育成し、産地づくりを進めることにより、耕作放棄地の減少に誘導できる可能性。
→ 宇陀市、山添村、曾爾村、明日香村、高取町、吉野町、大淀町、下市町
- ③ 既に山林化した耕作放棄地がある場合は、非農地化を積極的に推進し、耕作放棄地を解消
→ 山間地域

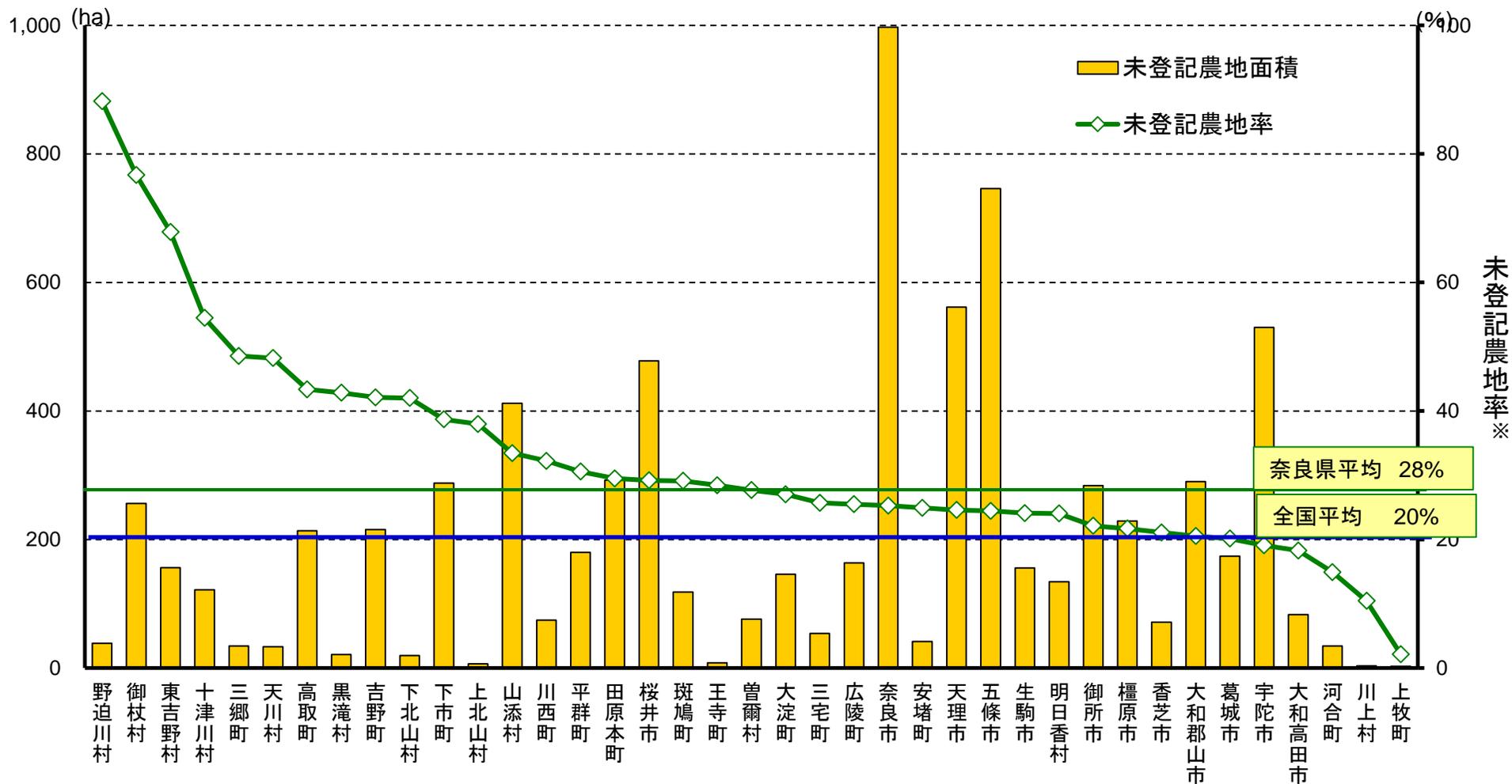


注) 耕作放棄地率は、2015（平成27）年農林業センサスから算定

注) 担い手への農地集積率は、平成28年3月末現在の担い手の農地利用集積の状況から算定

3-6 市町村ごとの相続等による未登記農地の状況（H27）

- ① 相続等のタイミングで登記の手続きがとられず、所有者の確認ができない農地が多く存在
- ② 未登記農地の割合は、市町村により大きな差があるが、平均すると28%の農地の所有者が確認できない状況
- ③ 未登記農地の割合が高い市町村は、南部山間地域～東部中山間地域に多く存在



※ 未登記農地率 = 未登記農地面積 ÷ 全農地面積 × 100

3-7 耕作放棄地の活用

1. 地域の特産作物を育成して産地づくりを進める地域では、新規参入者が参入しやすい環境を整えるとともに、担い手への集積を進めることにより、高収益作物の産地づくり行う、耕作放棄地の解消をすすめ、農地としての活用を図る
2. 高収益作物が困難で米を作っていく農地では、面的まとまりを持って担い手に集積するとともに、農地の条件を整えつつ、作業の効率化と省力化を図る

- ① リーディング品目やチャレンジ品目等について、地域条件を踏まえて、地域ごとに特産作物を明確化
- ② 中間管理機構（サポセン）への貸し付け希望者をリスト化
- ③ 地域の中心経営体（担い手）を明確化
（本格的な人・農地プランの作成）
- ④ 担い手への農地集積により規模拡大を推進



1年生雑草主体で、容易に再生可能

◆耕作放棄地再生に対する積極的な支援

- 耕作放棄地再生緊急対策交付金（農業再生協議会）の活用により積極的な再生を支援
 - ① 再生に要する経費を助成
 - ② 再生と関連して取り組む周辺農地を含めた条件整備の支援
 - ③ 再生した農地での営農に必要なとなるビニルハウス、かん水施設等の設置に要する経費を助成
- なら農地有効活用推進事業（県単独補助）による支援
 - ① 農地中間管理事業を活用して貸借した農地の再生を支援
 - ② 再生に要する経費及び周辺整備を支援

3. 既に山林化した耕作放棄地など、今後の活用を見込みがたい耕作放棄地は、非農地化を積極的に推進

- ① 非農地判定を円滑に行うため、客観的な判定基準を農業委員会等へ提示
- ② 非農地判定のための手続きマニュアルを策定
- ③ 既に山林化している農地、利用状況調査自体が困難な農地等を明確化



耕作放棄8～10年経過し、多年生雑草主体のうえ樹木も侵入しており、再生コスト大

◆再生を見込みがたい農地かかる非農地化の検討

- 非農地化マニュアル策定
 - ① 非農地化を検討すべき農地の具体的な基準を例示
 - ② 農業委員（農業会議）との協議により県内で統一して推進

4. 多様な担い手の確保

農業の担い手が今後大きく減少し、10年後には担い手のいなくなる集落も。



- ・ 農業者は高齢であっても生涯現役でバリバリされている方が多く、地域の維持・活性化や医療費抑制にも大きく貢献。
- ・ 担い手のリタイアが今後急速に進行。
- ・ 県内には米だけを栽培する兼業農家が多く、経営収支的に将来的に持続することは難しい。後継者もない農家が大半。
- ・ 新規就農者数は、年50～80人あるが、将来に向けて絶対的に不足。
- ・ 若い担い手や新規就農者の確保状況は、受け入れ環境等に応じて市町村ごとに大きな違い。



県全体そして地域ごとに受け入れ環境を整え、農家の後継者以外からも、多様な担い手を確保

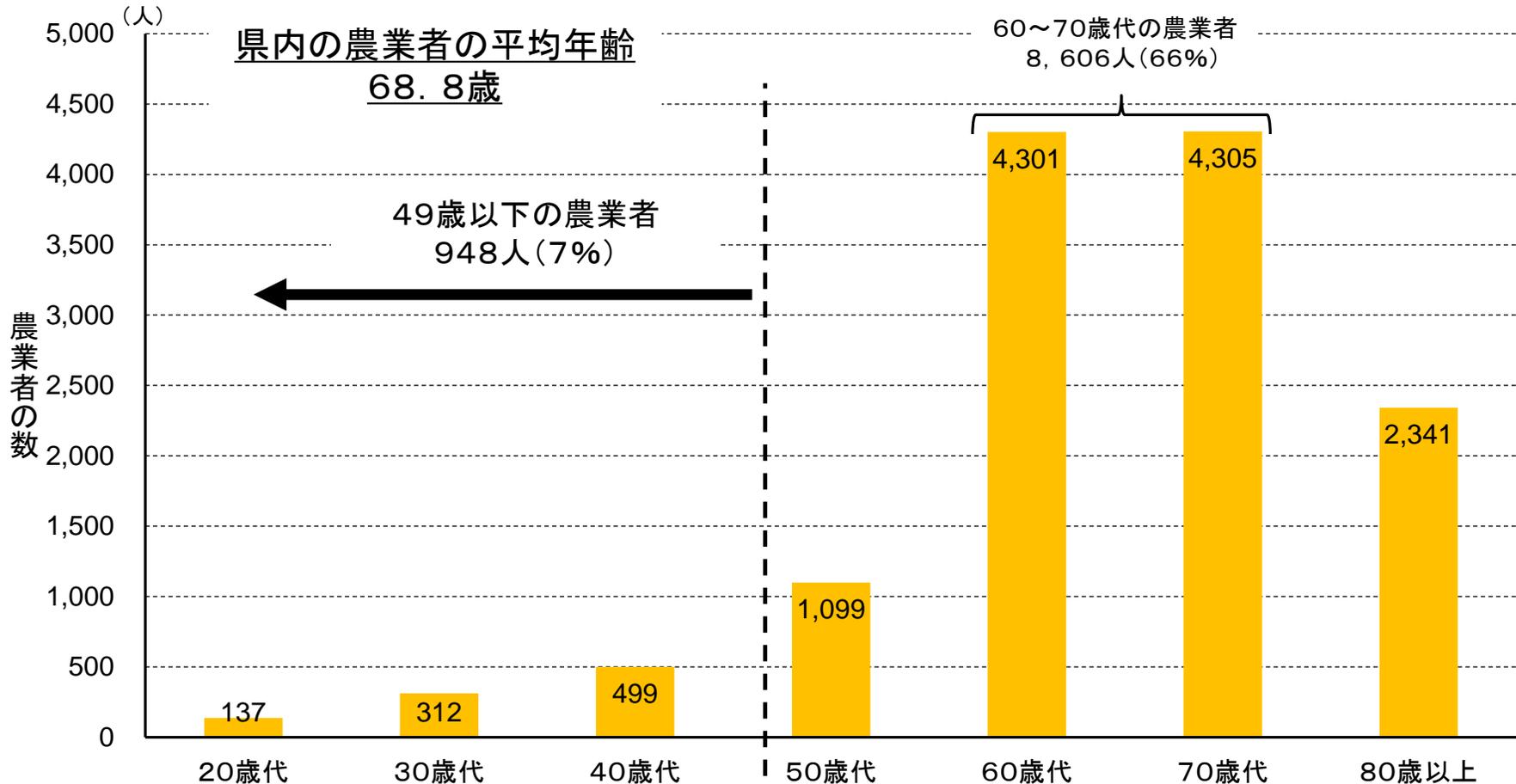
この項目の主なデータ

- 1) 本県の農業従事者の多くは、60歳代と70歳代が全体の66%を占めており、この世代がリタイアすると急激に担い手が減少する懸念。
- 2) 新規就農者は60人前後で推移しており、その内訳は親元就農者が15～20人、雇用就農者は25～40人、新規参入者は20人前後。
- 3) 多くの市町村では、農地面積に対して新規就農者数が少なく、現在の趨勢が継続した場合、将来的には農地管理に支障が出る可能性が高い

4-1 奈良県の基幹的農業従事者^(※)の年齢構成

(※) 基幹的農業従事者とは、農業就業者のうち、普段の仕事として主に農業に従事している者のこと。
(例えば、家事、育児が主の者は含まない。)

- ① 本県の農業者の平均年齢は、68.8歳
- ② 農業者は、60歳代(4,301人)と70歳代(4,305人)が主体で、全体の66%を占める状況。この世代が農業からリタイアすると急激に担い手が減少し、担い手のいない集落が多数発生するおそれ。
- ③ 一方、20歳代から40歳代までの比較的若い農業者は、948人と全体の7%で非常に少ないのが実情であるが、その中でも五條市(251人)、奈良市(117人)、平群町(73人)と特定の作物の産地を持つ地域では比較的多い

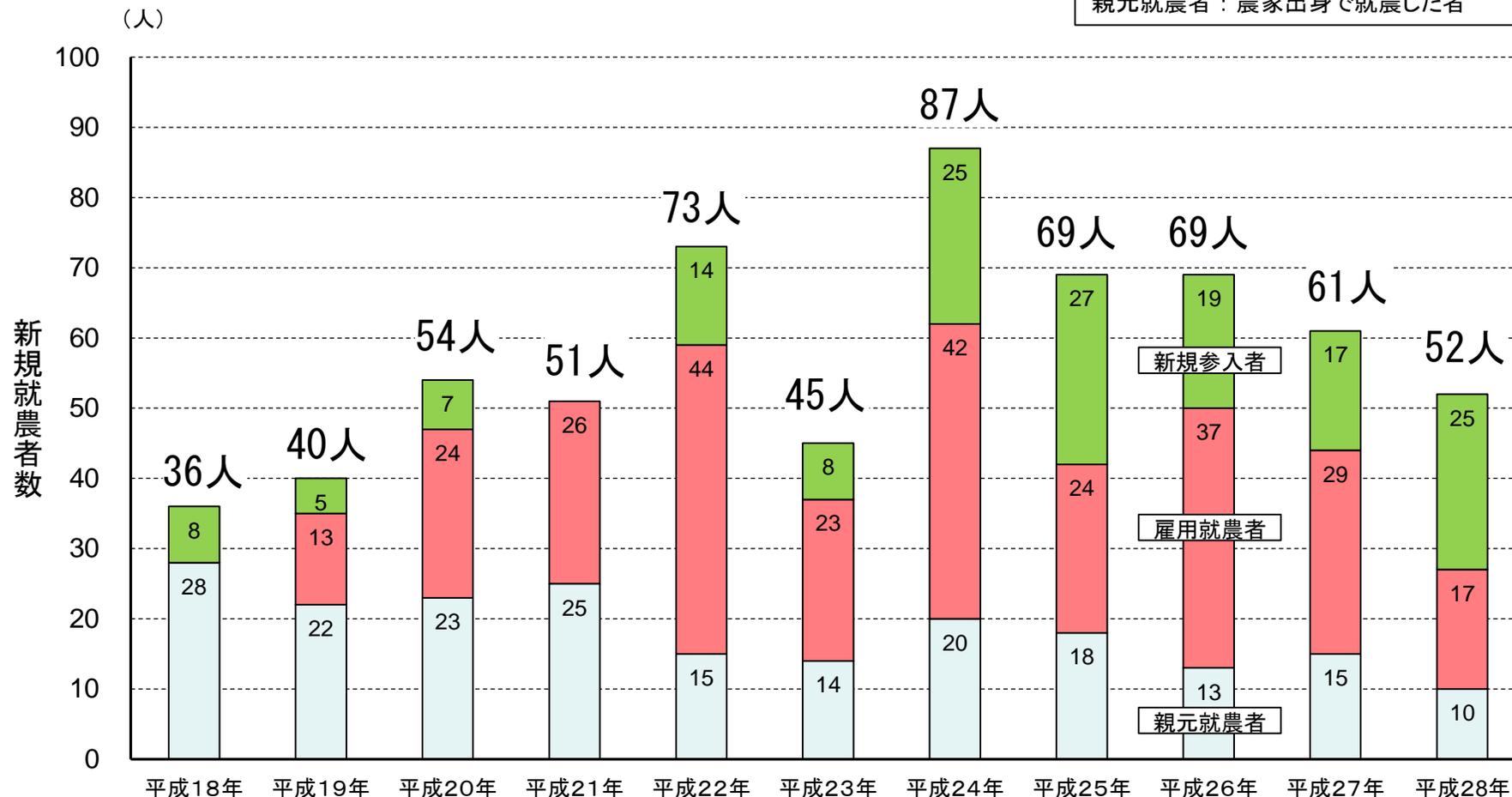


4-2 奈良県の新規就農者数の推移

① 新規就農者数は、10年前と比べて増加

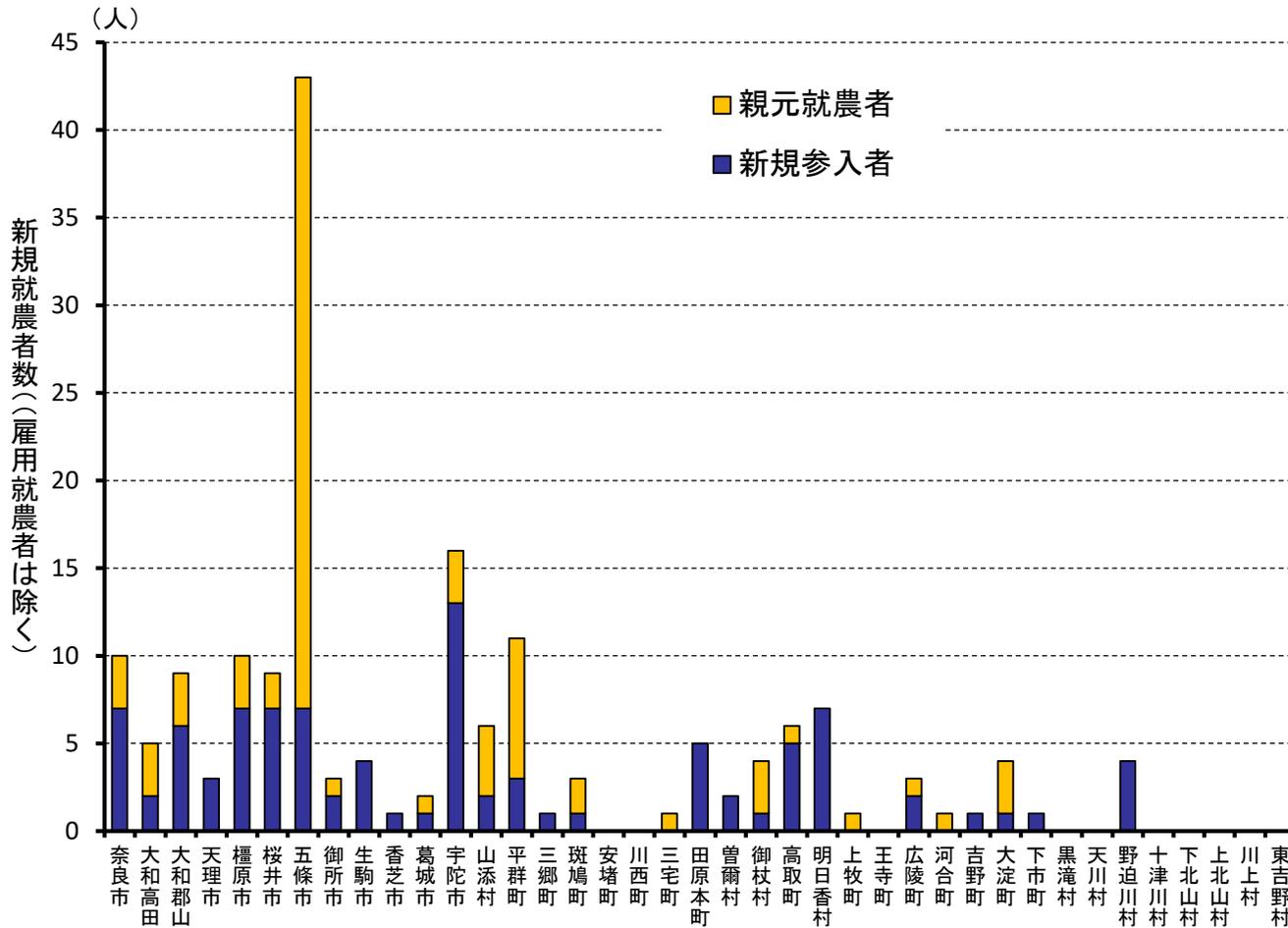
② ここ数年の新規就農者は、60人前後で推移しており、① 農家出身の親元就農者は毎年15～20人、② 農業法人等に就職する雇用就農者は毎年25～40人程度、③ 農外からの新規参入者は20人前後

新規参入者：非農家出身の新規就農者
 雇用就農者：農業法人等に就職した者
 親元就農者：農家出身で就農した者



4-3 市町村別の新規就農者数〔平成23～27年（5年間）の累計〕

- ① 新規就農者数は、五條市（43人）、宇陀市（16人）、平群町（11人）が多い
- ② 五條市と平群町は家業を継ぐ親元就農者が多いが、宇陀市では農外からの新規参入者が多い
- ③ 新規就農者は、イチゴや軟弱野菜のような比較的小面積でも販売額が大きくなる施設野菜に取り組む例が多い
- ④ 新規就農者については、農村地域以外からの参入者が多く、農地の取得しやすさや定住しやすさなどの施策の連携がうまくいっている地域で多くなっていると考えている



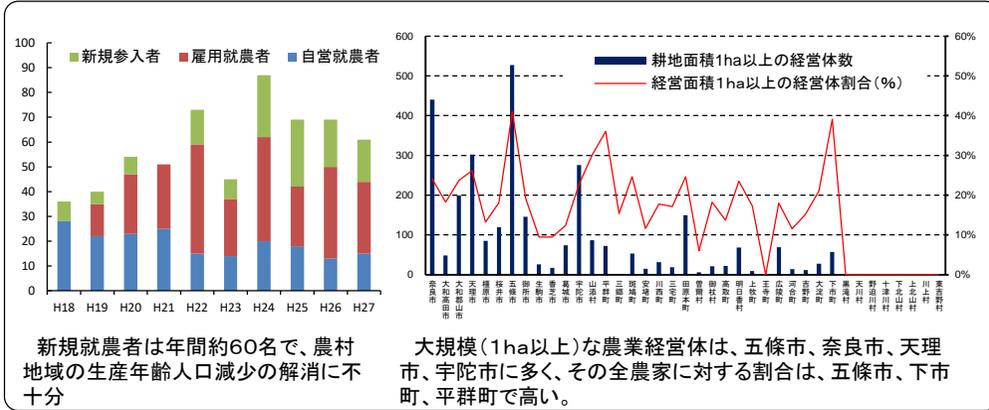
新規就農者数は、平成23年から27年までの累計

■ 新規就農者が取り組む主な栽培品目

市町村	主な栽培品目
奈良市	茶、水稲、軟弱野菜、イチゴ
大和高田市	軟弱野菜、露地野菜
大和郡山市	イチゴ、トマト、ナス
天理市	イチゴ
橿原市	イチゴ
桜井市	イチゴ、露地野菜
五條市	イチゴ、カキ、トマト、水稲
御所市	イチゴ
生駒市	イチゴ、露地野菜
葛城市	イチゴ
宇陀市	軟弱野菜、花き、畜産
山添村	茶、水稲
平群町	イチゴ
斑鳩町	露地野菜、ブドウ
田原本町	イチゴ、キュウリ
三宅町	トマト
曾爾村	軟弱野菜、トマト
御杖村	水稲
高取町	露地野菜、イチゴ、ナス
明日香村	イチゴ、ブドウ
上牧町	ナス
広陵町	イチゴ
吉野町	キュウリ、露地野菜
大淀町	イチゴ、ナシ、水稲
下市町	カキ、アスパラガス
野迫川村	花木

4-5 担い手確保策の方向

農地マネジメントの推進にあたっては、農地を耕作する「多様な担い手」の参入を誘導することが必要



耕作放棄地の増加
農村景観の崩壊の恐れ

機械代を安くできないかな？
農地を管理してくれる人がいないかな？

これまで農業に関わりのなかった、地域の自営業者やサラリーマン、女性などの**バラエティある者の農業参入を誘導**することが必要

バラエティのある者が様々な形で農業参入



<p>親元・農外・新規就農者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地と住居の確保 ・機械や施設等の初期投資のハードルの低減 	<p>集落営農の設立・参加(自営業者、サラリーマンなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランを活用した地域の話し合いが重要 ・法人化 	<p>企業参入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府などのような大手企業系ファームの誘致 ・県内企業の農業参入 ・法人化 	<p>農福連携(高齢者、障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の農業参入 ・社会福祉法人と農業法人の連携強化 	<p>兼業的農業参入(自営業者、サラリーマンなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な栽培を可能とする技術指導 ・農業機械の共同利用
---	---	---	---	--

- ① 初期投資(機械・施設)の軽減策の検討
- ② 特定作物の産地形成と地域に適した農産物生産のマニュアル化

県内で頑張る農外からの新規就農者の事例

- ① 農業に関心を持つ若者は少なくなく、行政が相談にのり、サポートすることが就農につながる
- ② 地域での受け入れ体制や県の支援を受けながら新規に就農
- ③ 農地と農地に近接して住める場所を確保することが重要

中川 昌則さん（大和高田市）

◆ 就農年 平成24年

◆ 住所 大和高田市大谷 50a
(大和高田市非農家出身、Uターン)

◆ 栽培品目
コマツナ、シロナ、ホウレンソウ

◆ 年齢 30歳

◆ 就農までのプロセス

- ・ 高校生の頃から就農を希望し、大学は農学部を選ぶ
- ・ 大学卒業後、県外の農業法人でトマト栽培について約2年間研修
- ・ 研修終了後、地元の大和高田市に戻り、地元市役所や中部農林振興事務所に相談
- ・ 就農準備のため、大和高田市内の農家(数軒)の元で約半年間研修
- ・ 大和高田市役所の仲介で、自宅に近接した場所に農地を借入し就農

◆ 現在の経営内容

- ・ 50aの経営面積のうち、夏場は30aで軟弱野菜、残りの農地はトマトなどを生産し、冬場は50aで軟弱野菜を生産。
- ・ 軟弱野菜はコマツナが8~9割で出荷先はスーパーへの契約出荷がメイン。
- ・ 労力は本人と配偶者、臨時に父親。



中村 祐輔さん（奈良市）

◆ 就農年 平成22年

◆ 住所 奈良市北之庄町 19a
(奈良市非農家出身、Uターン)

◆ 栽培品目
イチゴ

◆ 年齢 42歳

◆ 就農までのプロセス

- ・ 民間企業(業務用の家具販売)の営業マンをしていた時に、新規就農者向けイベントで農業に興味を持つ
- ・ その後、県への就農相談し、機会を見つけては週末に農家を手伝い経験を積む
- ・ 33歳の時に、タイミング良く、県の農業新規参入者支援事業が始まったので応募し、1年間の農家研修を受けたうえで就農

◆ 現在の経営内容

- ・ 経営面積(19a)のうち、一部(約7a)を高設栽培に転換
- ・ 主な出荷先はJA
- ・ 奈良市内のイチゴ「古都華」生産者有志5名で「JAならけん奈良地区古都華カンパニー」を組織し、有利販売に向け努力
- ・ 労力は本人と臨時雇用



なら食と農の魅力創造国際大学校 (NAFIC) の開校【平成28年4月】



桜井市高家 安部校舎
(フードクリエイティブ学科)

- 日本初の取り組みとして、「食」と「農」の学科を接続するとともに、宿泊施設付きのレストラン(オーベルジュ)を併設し、平成28年4月に開校。地域に根づき、地産地消を担う料理人と農業者を育成。
- オーベルジュは1年目から2万人が来訪しミシュラン1つ星を獲得。ランチは2,3ヶ月先まで予約で満席。

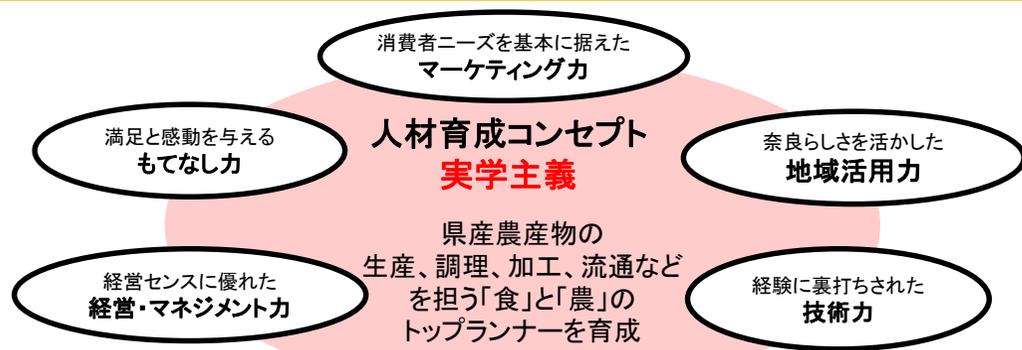
<フードクリエイティブ学科>

・・・農業、農作物に関する知識を持った食の担い手を育成

<アグリマネジメント学科>

・・・高度な農業技術があり経営センスの優れた農の担い手を育成

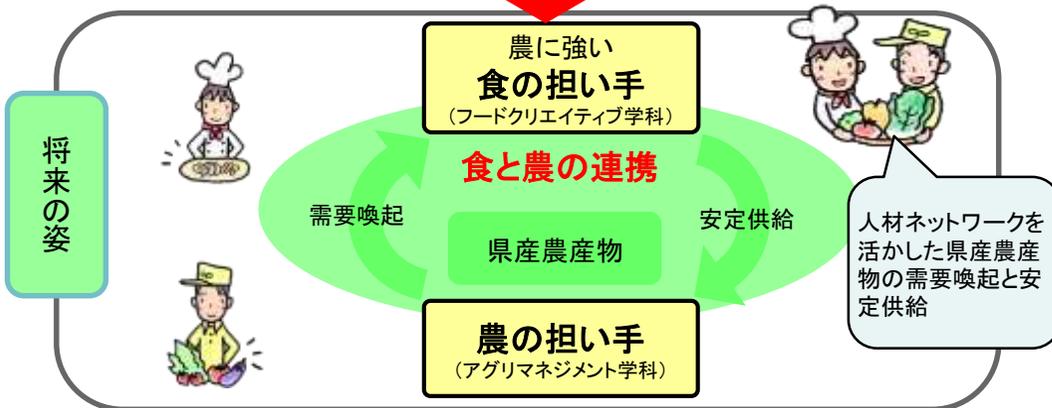
来春卒業(1期生)20名のうち9名が農外から新規就農する見込み



併設されたミシュラン1つ星のオーベルジュでの実践実習
(全国初)
～高度な調理技術ともてなしの心を育成～



NAFICの最新施設での実践実習
～1人1ほ場で優れた技術力を養成～



プロシェフによるカリナリーアート
～技術力だけでなく、ホスピタリティなども習得～



プロ農業者の下での長期のインターンシップ実践研修
～農業経営を体感し、先進的な技術力、実践力を習得

県内の集落営農法人の事例

- ① 高収益作物だけでなく、米を生産していく場合は、集落営農を設立するとともに、二毛作を行っていくことが有効。
- ② 県の平坦地域及び中山間地域において、水田を活用するため農地の集積、集約及び農作業の受託（アウトソーシング）によりスケールメリットねらった集团的な取り組みが見られる。
- ③ 集落営農を将来的に維持していくためには、法人化が有効。

平坦地域

農事組合法人 南檜垣営農組合

- ◆ 設立 平成18年8月
- ◆ 天理市南檜垣町
- ◆ 組合員38名
- ◆ 水稲3.7ha、小麦4.4ha、大豆4.3ha、水稲育苗



特別栽培米「大和ひみこ米」の生産や、地域の女性を中心となった、特別栽培米と青大豆を加工した「大和ひみこ味噌」を商品化
地元小学生に対して食育活動やコープ自然派との消費者交流活動を実施

農事組合法人 多集落営農組合

- ◆ 設立 平成26年2月
- ◆ 田原本町多
- ◆ 組合員63名
- ◆ 水稲21ha、飼料用米5ha、稲WCS27ha、小麦27ha
水稲育苗
- ◆ 農地中間管理事業による集積面積 26.12ha



水田をフル活用するため、JAならけんと連携し、稲WCSや飼料用米を導入するとともに、裏作に小麦を生産
自治会とともに、「美しい多地区の田園風景を楽しむ会」を結成し、都市農村交流イベントを開催

中山間地域

農事組合法人 ゆめ野山

- ◆ 設立 平成26年12月
- ◆ 五條市
山陰町、表野町、火打町大津町、中町
- ◆ 組合員64名
- ◆ 水稲18.9ha（飼料用米、稲WCS含む）、小麦3.0ha、
その他野菜2.5ha
- ◆ 農地中間管理事業による集積面積 28.0ha



県営圃場整備事業により整備された農地を活用するために農事組合法人を設立
水稲と小麦に加え、加工用キャベツ、赤ジソなどを生産。生産から販売までを一貫して実施

農事組合法人 ほたるの郷

- ◆ 設立 平成26年1月
- ◆ 御杖村菅野
- ◆ 組合員18名
- ◆ 水稲0.4ha、醸造用米6ha、水稲作業受託延べ10ha



特定農業団体であった菅野東農産組合が法人化
機械共同利用の他、農作業受託を実施
奈良県酒造組合の委託により純米吟醸酒の原料用に醸造用米「露葉風」を生産

地区ごとの話し合い・議論のツールである「人・農地プラン」作成の状況

- ① 地区ごとに話し合い・議論を行い、今後の農地を誰に集約していくのか等の方向性を持つことが極めて重要。
- ② 多くの市町村において、地域の人と農地の問題を整理し、担い手や農地利用の方向性を定めた「人・農地プラン」を作成。（29市町村、147地区）
- ③ 桜井市では、農林課と農業委員会事務局が一体となって地域の話し合いに立ち合い、「人・農地プラン」の見直しを促している。
- ④ 宇陀市では、農林課が中心となり、毎年全地区（18地区）の「人・農地プラン」について不断の見直しを促している。

市町村名	人・農地プラン作成済みの地区数	更新された地区数 (延べ更新回数)	
奈良市	12地区	12地区	(37回)
大和高田市	4地区	0地区	(-)
大和郡山市	4地区	2地区	(2回)
天理市	18地区	5地区	(5回)
橿原市	7地区	7地区	(13回)
桜井市	10地区	9地区	(17回)
五條市	8地区	8地区	(32回)
御所市	2地区	0地区	(-)
生駒市	1地区	1地区	(4回)
香芝市	1地区	0地区	(-)
葛城市	4地区	2地区	(4回)
宇陀市	18地区	13地区	(33回)
山添村	13地区	11地区	(33回)
平群町	1地区	1地区	(2回)
三郷町	1地区	1地区	(3回)
斑鳩町	1地区	1地区	(2回)
安堵町	1地区	0地区	(-)
川西町	1地区	0地区	(-)
三宅町	1地区	0地区	(-)
田原本町	10地区	10地区	(16回)

市町村名	人・農地プラン作成済みの地区数	更新された地区数 (延べ更新回数)	
曽爾村	8地区	8地区	(22回)
御杖村	1地区	1地区	(1回)
高取町	3地区	3地区	(5回)
明日香村	6地区	1地区	(1回)
上牧町	-	-	-
王寺町	-	-	-
広陵町	1地区	1地区	(1回)
河合町	-	-	-
吉野町	1地区	1地区	(3回)
大淀町	3地区	3地区	(8回)
下市町	4地区	1地区	(1回)
黒滝村	-	-	-
天川村	-	-	-
野迫川村	2地区	0地区	(-)
十津川村	-	-	-
下北山村	-	-	-
上北山村	-	-	-
川上村	-	-	-
東吉野村	-	-	-
147地区 (29市町村)		102地区	(245回)

今後も主要な担い手となる農業法人設立の状況

① 個人の担い手や集落営農の法人化を進めて、担い手を将来に残していくことが重要。

市町村名	農地保有適格法人	解除条件付きで農地 貸借している法人	農事組合法人
奈良市	4法人	3法人	4法人
大和高田市		2法人	
大和郡山市	3法人		4法人
天理市	2法人	1法人	2法人
橿原市	2法人	5法人	1法人
桜井市	10法人	3法人	8法人
五條市	13法人	1法人	6法人
御所市	3法人		
生駒市		3法人	
香芝市	1法人	3法人	
葛城市	2法人	1法人	1法人
宇陀市	8法人	4法人	2法人
山添村	1法人	1法人	2法人
平群町	1法人		
三郷町	2法人		
斑鳩町			
安堵町			
川西町			
三宅町			
田原本町	4法人		2法人

市町村名	農地保有適格法人	解除条件付きで農地 貸借している法人	農事組合法人
曾爾村	1法人		2法人
御杖村	2法人		2法人
高取町			1法人
明日香村	2法人	1法人	3法人
上牧町			
王寺町	1法人		
広陵町	1法人	1法人	
河合町			
吉野町			
大淀町			
下市町	1法人	1法人	2法人
黒滝村			
天川村			
野迫川村			
十津川村			2法人
下北山村			
上北山村			
川上村			
東吉野村		1法人	
	61法人	31法人	44法人

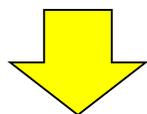
農地中間管理事業を複数回利用もしくは大面積集積している特定の担い手があり、ここに集積することにより耕作放棄地発生未然防止等の効果（H28末時点）

複数回利用者へのマッチング実績

226ha（82%）
92件（51%）
1,081筆（86%）

複数回・大面積集積者数

36 経営体
11 市町村



現時点で特定の担い手を中心におおいに活用されており、今後、事業を活用する受け手の掘り起こしも必要

主な市町村	氏名	貸借の内容			
		利用回数（件）	筆数（筆）	面積（㎡）	作物
奈良市	農事組合法人 グリーンウェブ月ヶ瀬	1	236	533,494	茶
	農事組合法人 ティーポート月ヶ瀬	1	91	203,917	茶
	1個人、1法人	3	55	115,029	茶
和歌山県 和歌山市	2個人、1法人	17	48	48,128	イチジク、米
和歌山県 天理市	1法人	2	3	3,592	はとむぎ
和歌山県 桜井市	農事組合法人 アグリ大泉	2	135	124,148	米
	農事組合法人 大西営農	1	263	268,586	米
	4個人、4法人	23	284	245,186	米、麦、ソバ、露地野菜等
和歌山県 橿原市	2個人、1法人	6	12	10,961	米
和歌山県 五條市	農事組合法人 ゆめ野山	3	236	280,092	米、露地野菜
	3個人、2法人	14	94	60,379	米、花木、ネギ等
和歌山県 宇陀市	1個人	2	4	4,077	露地野菜
和歌山県 山添村	1法人	1	35	73,228	茶
和歌山県 斑鳩町	2個人	4	18	14,617	米
和歌山県 田原本町	農事組合法人 多集落営農組合	2	278	250,670	米
	3個人	6	16	14,706	米、イチゴ
和歌山県 大淀町	1個人	4	18	12,448	米、露地野菜
合計		92	1,826	2,263,258	

4-6 多様な担い手を確保する試み（「農の入口」モデル事業）

近畿大学農学部と奈良県の連携のもと、多様な担い手の円滑な就農を支援するため、大学の学内又は近隣に実践農場を設置し、農業参入のハードルを下げる「なら近大農法」を確立し、実用化を目指す。その上で、「なら近大農法」を県内各地に横展開し、多様な担い手の参入促進を図る。

「なら近大農法」の確立

1. ポリエステル培地農法(ローテク)



① 軽量で作業負担が少なく、生育のコントロールが容易で低コストなポリエステル培地（古着等の繊維を再生）を利用して初心者でも取り組みやすいユニバーサル農法を実証

若年性認知症の方の参画を得て、農福連携の実証も視野

② 「快適、きれい、健康」の新3K農業を実証

2. ICT農法(ハイテク)



① 近年低価格化しているセンサー等で取得した情報をもとに作物の生育をコントロールし、個人の経験や勘に頼る農業から脱却したIT農法を実証

農業ベンチャー法人設立・公募した企業や農業法人などの参入

【なら近大ファーム（仮称）】
【県内企業とのコラボレーション】

これまでの近畿大学の技術やノウハウを活かし、農業法人として自走可能な体制を整備

- ・ 「農の入口」事業で開発した技術を導入し、県内での**新たな農業の取り組みを目指す受け皿**となる**県内各地の企業、農業経営体への技術移転**を図る
- ・ ポリエステル培地農法やICT農法の**応用技術の開発と実用化**も検討

（例）軽量であることを活かして培地ごと消費地へ運搬し、新鮮な農産物を消費地へ届ける技術など

〔人材投入〕 ↓ ↓ 〔教育支援〕

【県内の農業経営体】

- ・ 学生インターンシップの受入れ
- ・ 「なら近大農法」の導入
- ・ 農業起業者の受入れ

平成30年度以降、新規品目の導入や販売先の拡大に取り組み、経営コストを意識した自立経営の手法を開発し、マニュアル化を推進

〔県内に進出した他業種の企業（三甲プラスチック株式会社等）との連携による新たな展開も視野〕

多様な担い手の農業参入のハードルを下げる「なら近大農法」を確立し、**特定農業振興ゾーンなど県内各地へ横展開**を図る

5. 担い手への農地集積

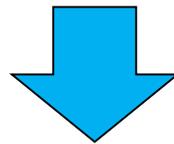
本県は農地持ち非農家の割合が高い

担い手農家への農地集積が遅れている

低い農地整備率
省力低コストな農業を阻害

農地の出し手と受け手のアンマッチング

県内でも農地集積の成功事例が出てきている



農地中間管理事業の活用も徐々に増加

農地の耕作権移動による、やる気のある農家への農地集積と省力化・低コスト化のための農地整備が必要

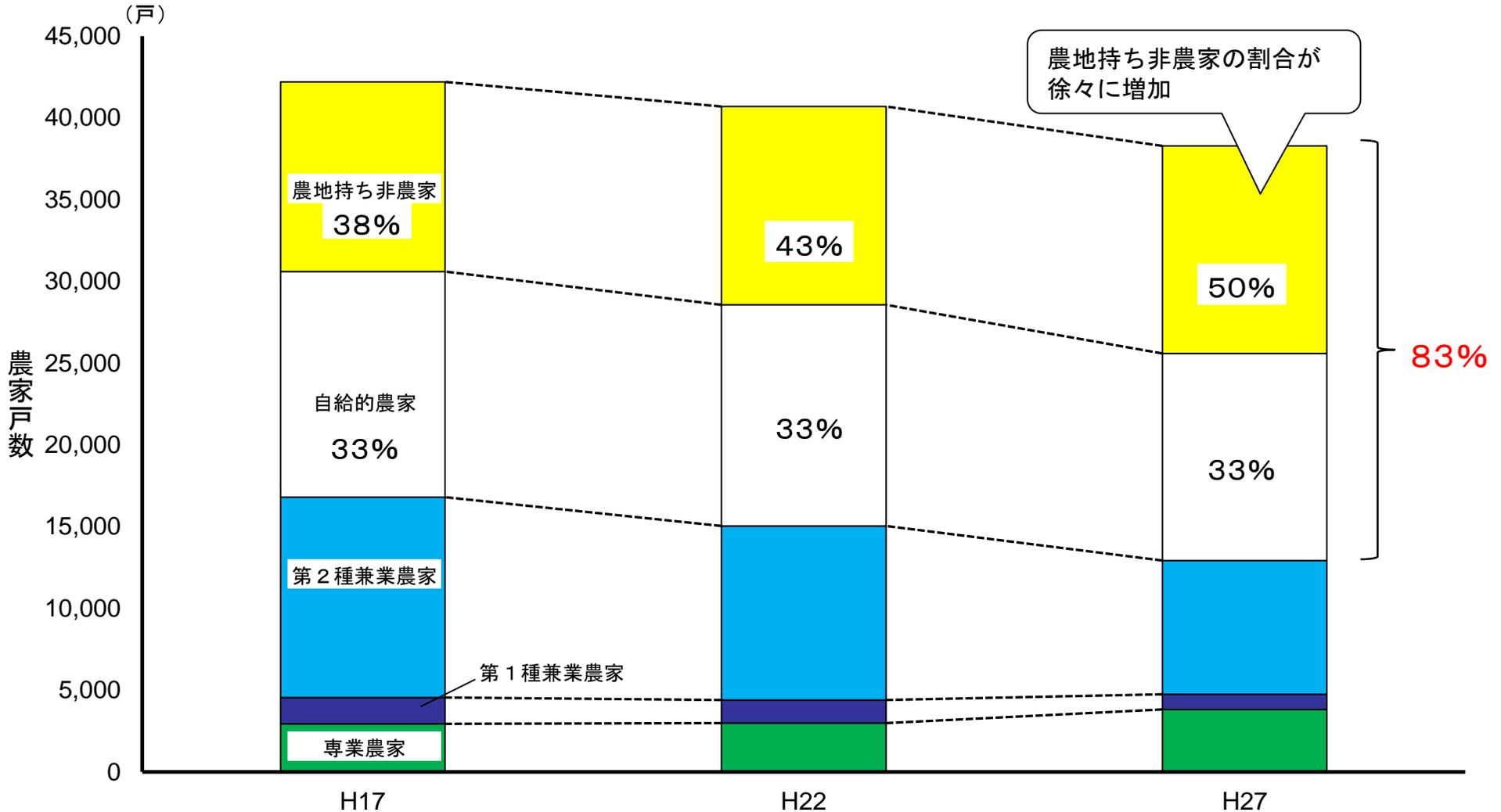
今後は、エリアを特定したプロジェクトとしての働きかけが必要

この項目の主なデータ

- 1) 本県の農地所有者の特徴として、①「農地は所有するものの、農業を行っていない」農地持ち非農家（土地持ち非農家のこと）の割合が高く、徐々に増加する傾向が見られるが、全国的な趨勢よりは抑制的
- 2) ②地域の基幹となる作物（柿、茶、小菊など）がある市町村では、比較的大規模な農家が多く、農業振興の効果が高い
- 3) 全国的な傾向と比較して、③小規模な農家が多いが、④農地中間管理事業による担い手への農地のマッチングは徐々に増えており、効率的な農業の実現のため、農地の権利移動などによる集積が重要
- 4) 権利移動（売買、貸借）される農地の割合は、市町村ごとで異なり、活発な権利移動が行われる市町村で全農地の4～6%（3年間の累計面積）が権利移動の対象となっており、平均的（2%前後）な市町村と比べると2～3倍
- 5) 本県の農地は全国的な状況と比較して、⑤効率的な農作業を可能とする大区画化が遅れており、大区画化等の整備が行われたところでは、⑥規模のメリットを活かした営農が行われている

5-1 農家戸数は、農地持ち非農家と自給的農家で8割を占める

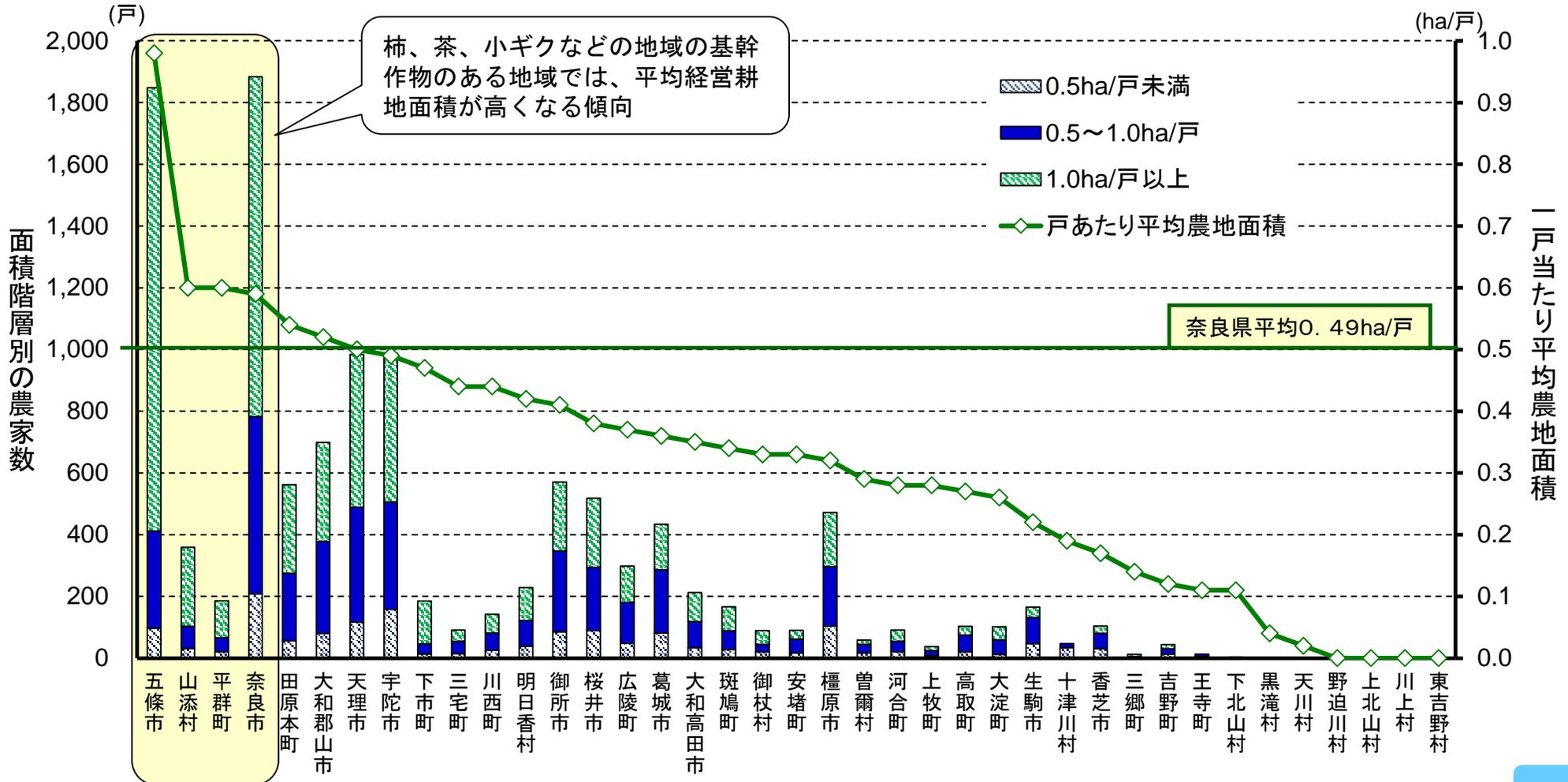
- ① 県内の農家（経営体）数は減少傾向にあるが、農地持ち非農家が増加する傾向
- ② 農地持ち非農家の割合は、高齢農家のリタイアに伴い今後更に増加していく恐れ
- ③ これら農地持ち非農家や自給的農家には、担い手農家への農地の貸し出しを促すことが必要



農地持ち非農家とは、農業生産は行わないが農地を5a以上保有している世帯
 自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満で農産物販売金額が50万円未満の農家

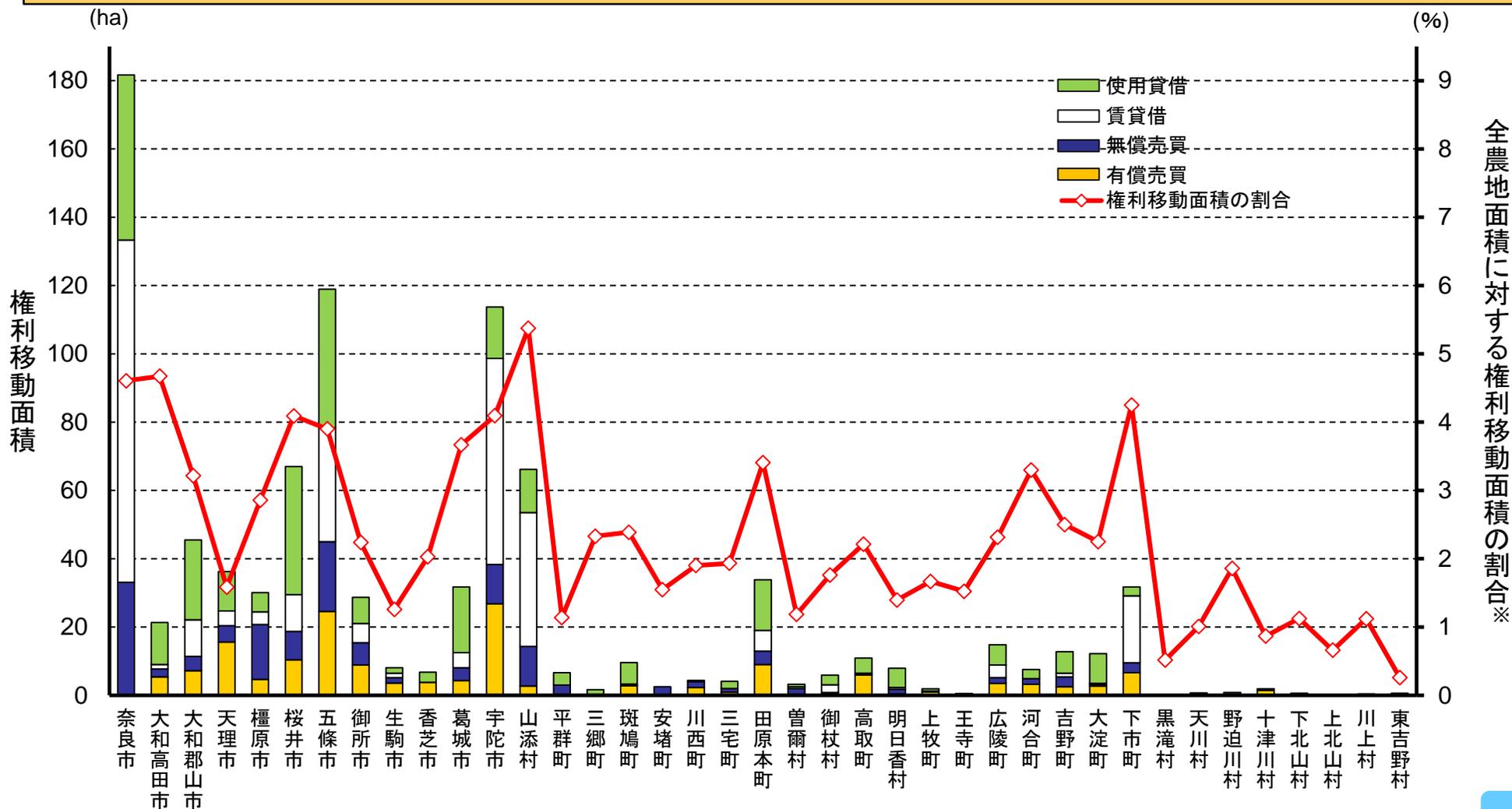
5-2 市町村別の規模別農家数と平均規模

- ① 本県の平均農地保有面積は、0.49ヘクタールと小規模
- ② 1戸当たりの経営耕地面積の大きな市町村は、五條市、山添村、平群町、奈良市など、地域の基幹となる作物（柿、茶、小ギクなど）を振興
- ③ 小規模な農地で高収益作物を作ることや、農地を借り入れて規模拡大しながら米を栽培して奈良県農業の活力向上を図ることが必要



5-3 市町村ごとの担い手への農地権利移動の状況 (H24~H26 累計面積)

- ① 権利移動が行われている農地の面積は、全農地面積の2%前後の市町村が多いが、奈良市、大和郡山市、桜井市、五條市、宇陀市、山添村などでは4~5%の権利移動が行われている状況
- ② 平成24~26年の3年間で100ヘクタール以上の権利移動が行われた市町村は、奈良市、五條市、宇陀市で、50ヘクタールを超える市町村は、桜井市、山添村



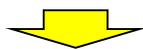
※ 権利移動面積の割合 = 権利移動された農地面積 ÷ 全農地面積 × 100

5-4 農地中間管理事業の概要とメリット

- ① 農地中間管理事業は、法律に基づいて「農地の出し手」（農地持ち非農家や自給的農家などの農地管理ができず農地の貸出を希望）から「農地の受け手」（地域の担い手農家などの農地取得の意向があり農地の貸付を希望）へ農地をマッチングし、効率の良い農業を実現する
- ② 奈良県では、（公財）なら担い手・農地サポートセンターが農地中間管理機構として農地をマッチング
- ③ 本制度では、公的機関である農地中間管理機構が仲介することから、農地の「出し手」や「受け手」に与える安心感や信頼感が高い
- ④ 要件を満たせば協力金の交付や固定資産税の軽減などのメリット

農地中間管理機構
なら担い手・農地サポートセンター

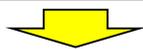
農地の出し手
(農地持ち非農家、自給的農家など)



メリット

- ① 公的機関（なら担い手・農地サポートセンター）に預けることによる安心感
- ② 貸借の手続きは市町村が行うため、農家個々での契約書の作成は不要
- ③ 契約期間（基本的に10年程度）満了後は、確実に農地を変換
- ④ 要件を満たした場合、「地域集積協力金」を交付
- ⑤ 要件を満たした場合、固定資産税を軽減

- ① 地域内の分散し錯綜した農地を整理し担い手に集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け
- ② 農地中間管理機構は、必要な場合には、農地整備等の条件整備を行い、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付け
- ③ 農地中間管理機構は、関係者の協力を得て農地集積・耕作放棄地解消を推進

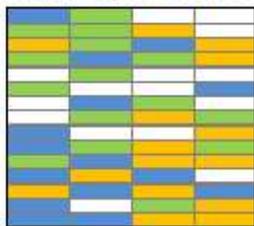


農地の受け手
(新規就農者、農業法人、集落営農法人などの担い手)

メリット

- ① 公的機関（なら担い手・農地サポートセンター）を通じて借り受けることによる安心感
- ② 手数料不要
- ③ 複数の地権者の農地を利用する場合でも、手続きは農地中間管理機構に一元化
- ④ 貸借の手続きは市町村が行うため、農家個々での契約書の作成は不要
- ⑤ 賃料の支払いは農地中間管理機構に一元化

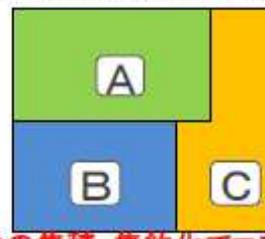
地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約(イメージ)



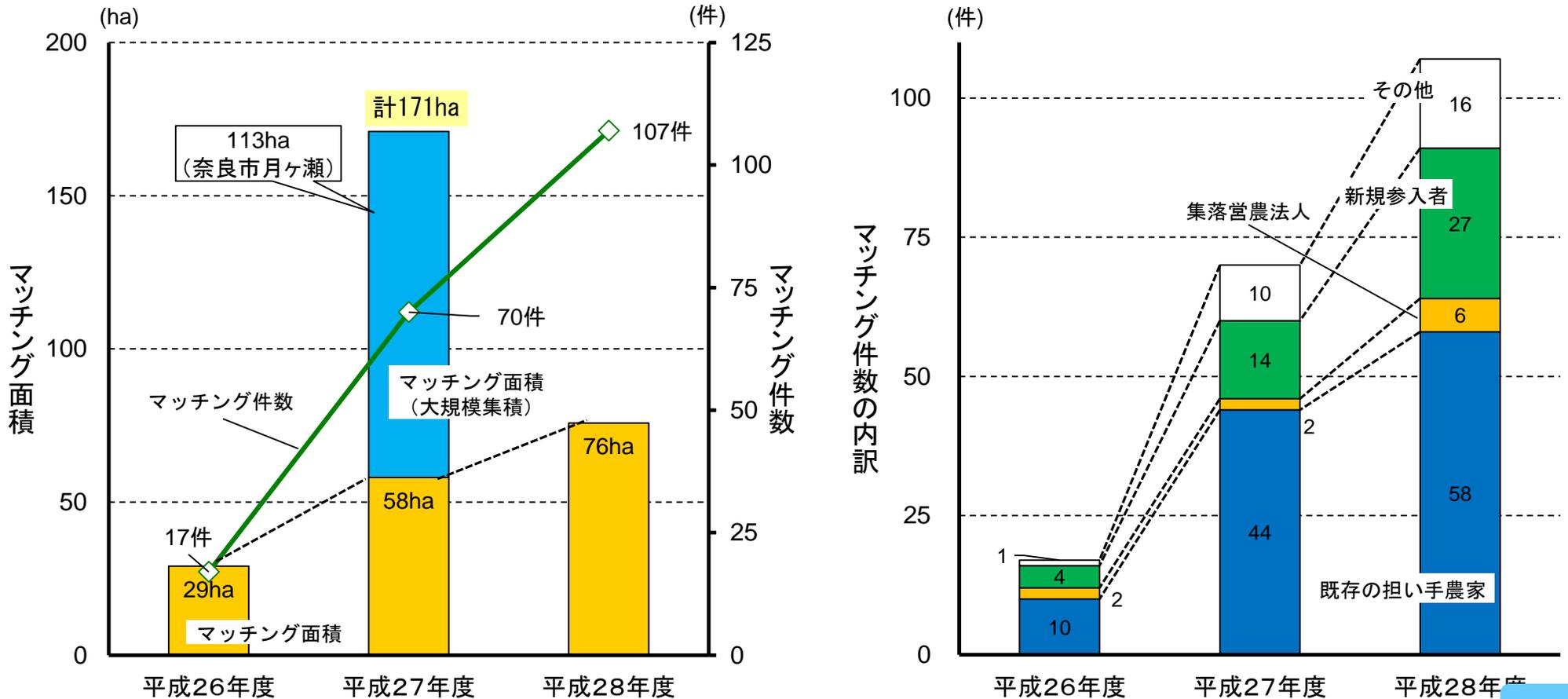
担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

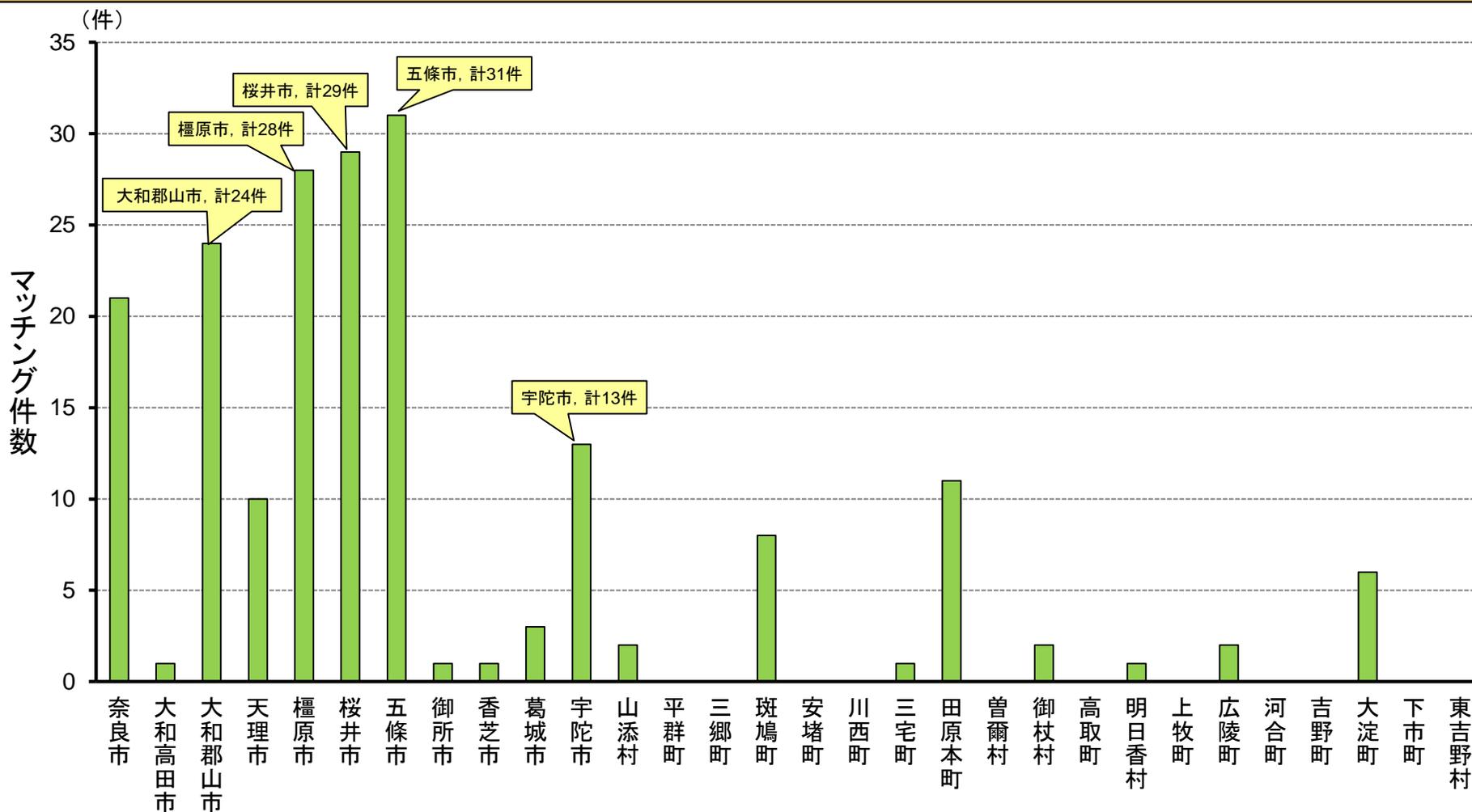
5-5 農地中間管理事業によるマッチング面積と件数の推移（H26～H28）

- ① 農地中間管理事業は、マッチング件数は順調に増加
- ② マッチング面積は、平成27年度に奈良市月ヶ瀬で大規模なマッチングがあったため、突出して増加したが、それ以外でも一定程度増加
- ③ 奈良県の担い手農家は、イチゴなど高収益作物を作る農家が多いため、小規模な集積が大半
- ④ マッチングの結果、農地を借り受けた担い手農家は、既存の担い手が多くを占めるが、集落営農法人や新規参入者へのマッチングが顕著に増加



5-6 市町村別の農地中間管理事業のマッチング件数（H26～H28）

- ① 県全体のマッチング件数は、17件（H26）、70件（H27）、108件（H28）と年々増加
- ② 平成28年度は、大和郡山市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市で2桁のマッチング件数。宇陀市は積極的に取り組んでいるものの特に受け手（担い手農家）が少ないためマッチングに苦慮。一方、受け手の需要が大きい五條市（西吉野）、平群町ではツールとしての事業は活用されない形で集積が行われている。
- ③ 天理市、御所市、広陵町は農地面積が多いものの伸びなやみ
- ④ 川西町、三宅町等の大和平野中西部は、転用期待が大きい等のため伸びなやみ

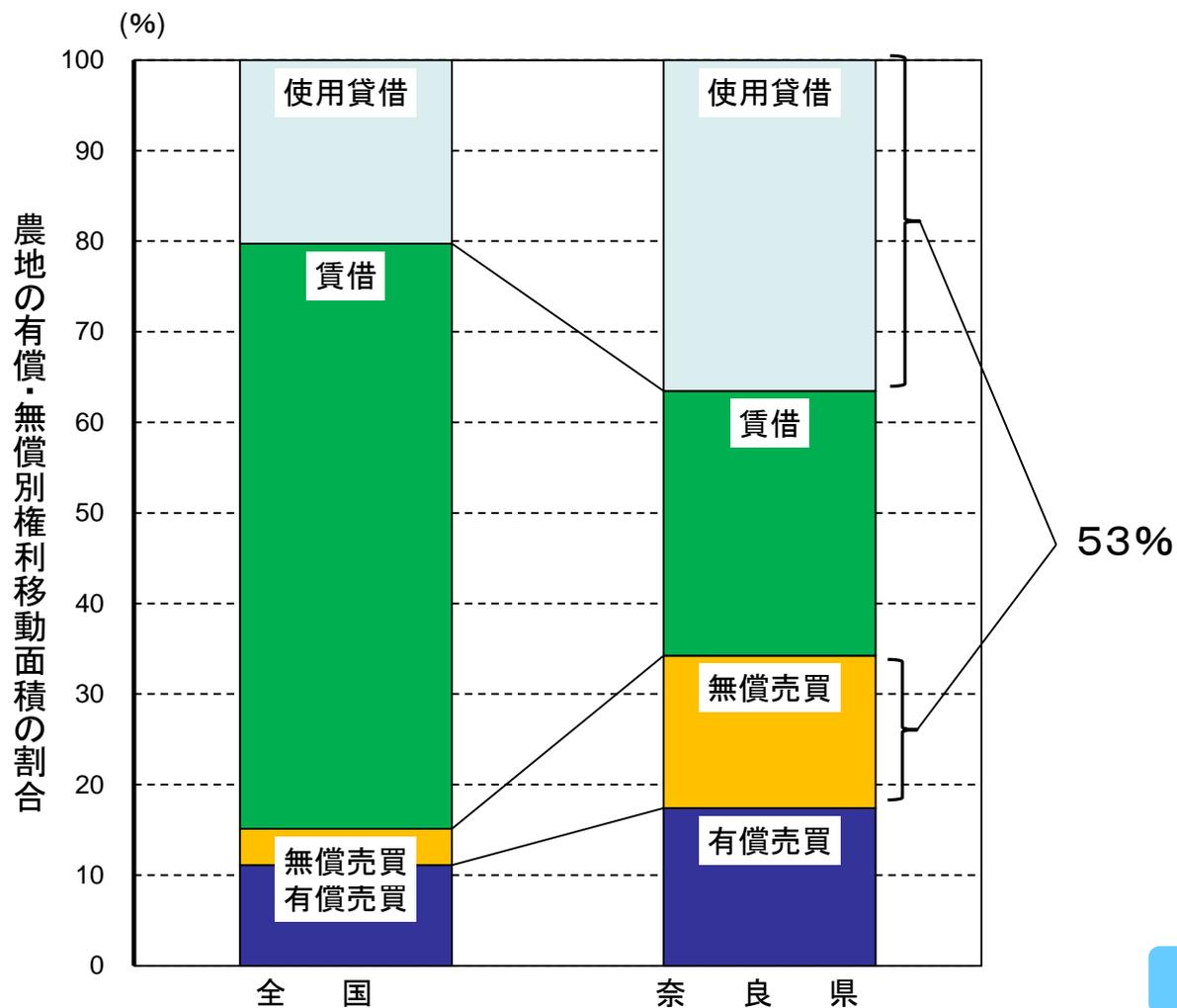


5-7 農地の有償・無償別権利移動面積（H26）

- ① 奈良県の農地の権利移動で特徴的な点は、全国的な傾向と比較して売買が多く、貸借は少ない傾向
- ② 無償による売買並びに貸借による権利移動が多い
- ③ 全国平均と比較して、無償売買は3～4倍、使用貸借は2倍前後

農地の有償・無償別の権利移動

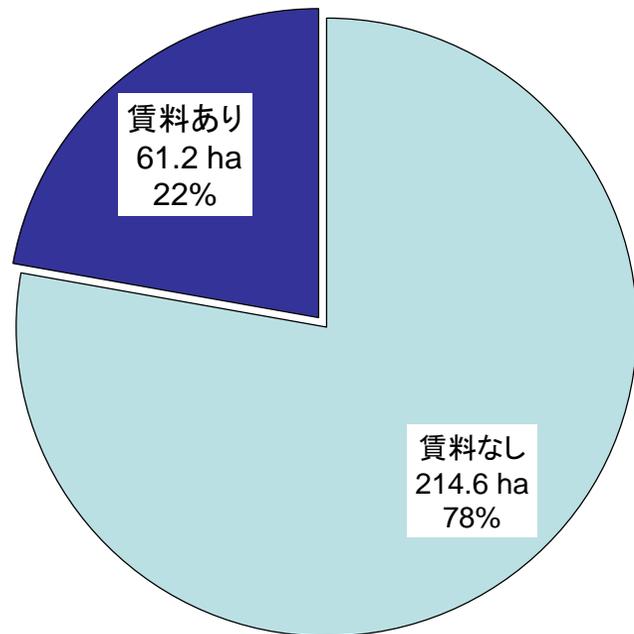
	有償	無償
売買	有償売買	無償売買
貸借	賃貸	使用貸借



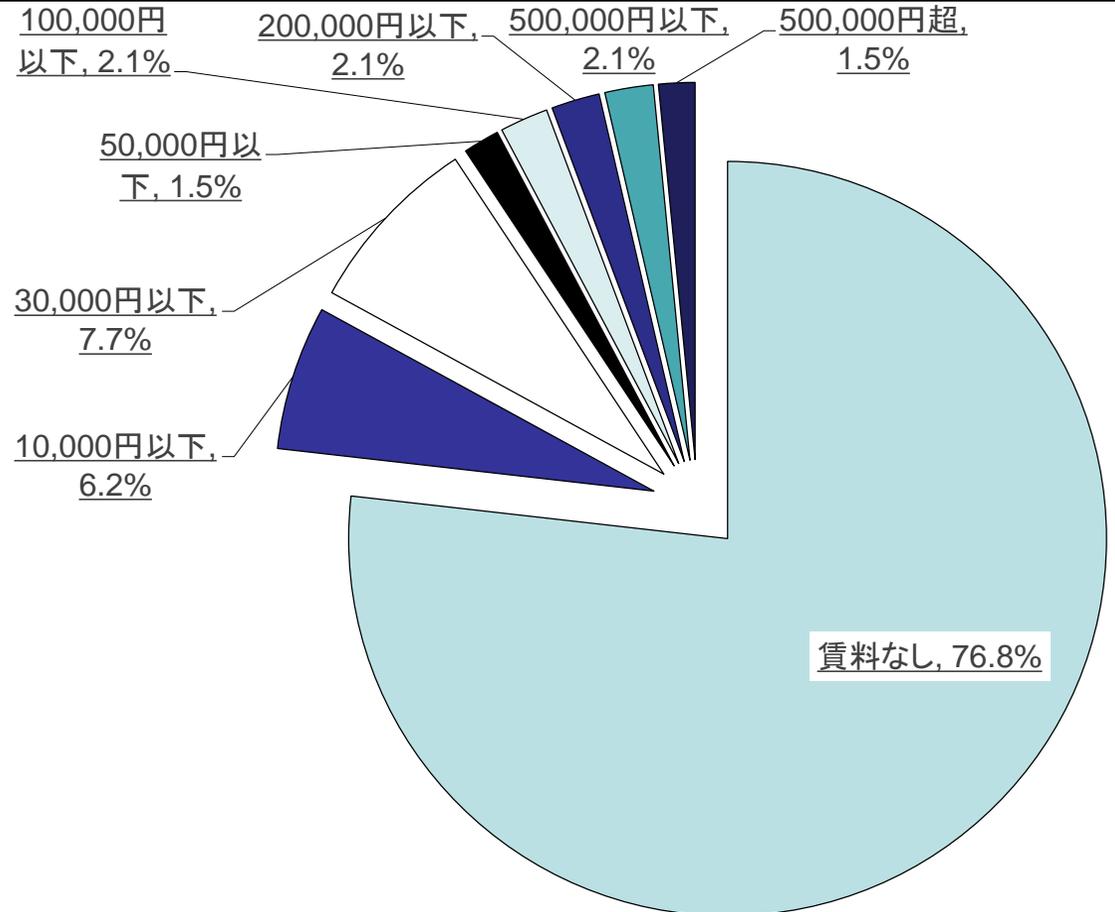
5-8 農地中間管理事業でマッチングした農地の賃料

- ① マッチングした農地の内、賃料が無料である使用貸借によるものは、214.6 ha (78%)
- ② 使用貸借（無料）の件数は、マッチング194件数のうち、149件（77%）
- ③ 賃貸農地（有料）の件数は、マッチング194件数のうち、45件（23%）、61.2 ha（22%）
- ④ 賃貸されている農地のうち、27件（60%）[全体の14%]は、賃料を3万円以下に設定
- ⑤ 1,000㎡（1反）あたりの平均賃料は、12,300円（最高125,628円、最安581円）

多くは非常に安価（無料）で貸借



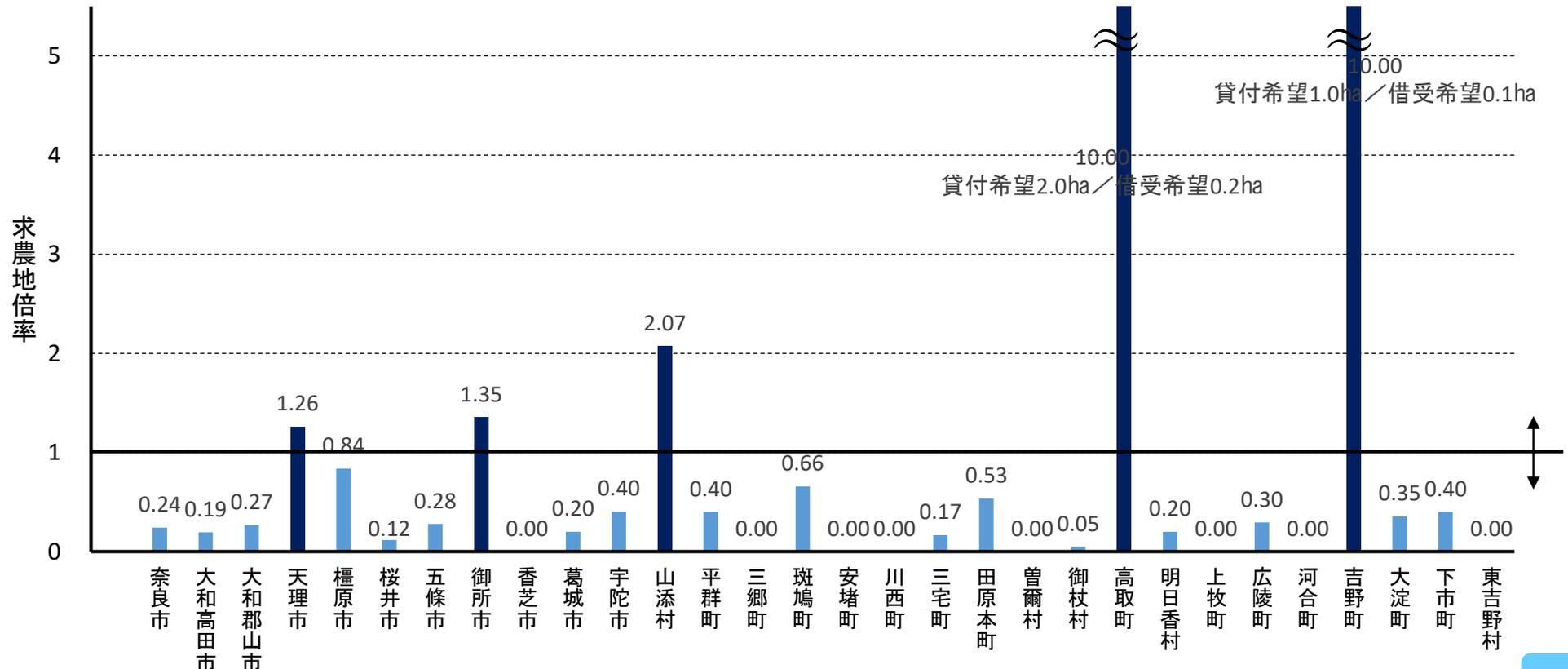
マッチングした農地にかかる賃料の有無
(面積割合)



マッチングした農地にかかる賃料の階層別割合
(件数割合)

5-9 農地中間管理事業による農地貸借にかかる求農地倍率

- ① 求農地倍率＝貸付希望面積（未マッチング）／借受希望面積（未マッチング）
- ② 求農地倍率 1未満・・・貸付希望が借受希望を下回っている（農地の貸し手が少なく、借り手が多い）
1超・・・貸付希望が借受希望を上回っている（農地の貸し手が多く、借り手が少ない）
- ③ 県全体の求農地倍率は0.36（貸し手が少なく、借り手が多い）
- ④ 高取町、吉野町のように求農地倍率が極端に高い地域では、農地を貸出ししたくても、担い手がないことが問題
- ⑤ 求農地倍率が1を下回る地域では、貸出希望農地が少なく、特に求農地倍率0.00の香芝市、三郷町、川西町、上牧町、河合町などでは貸出希望農地が全く無く、更なる働きかけが必要
（安堵町、曽爾村のように、地元の組織を通じた貸借を指向する地域も存在）

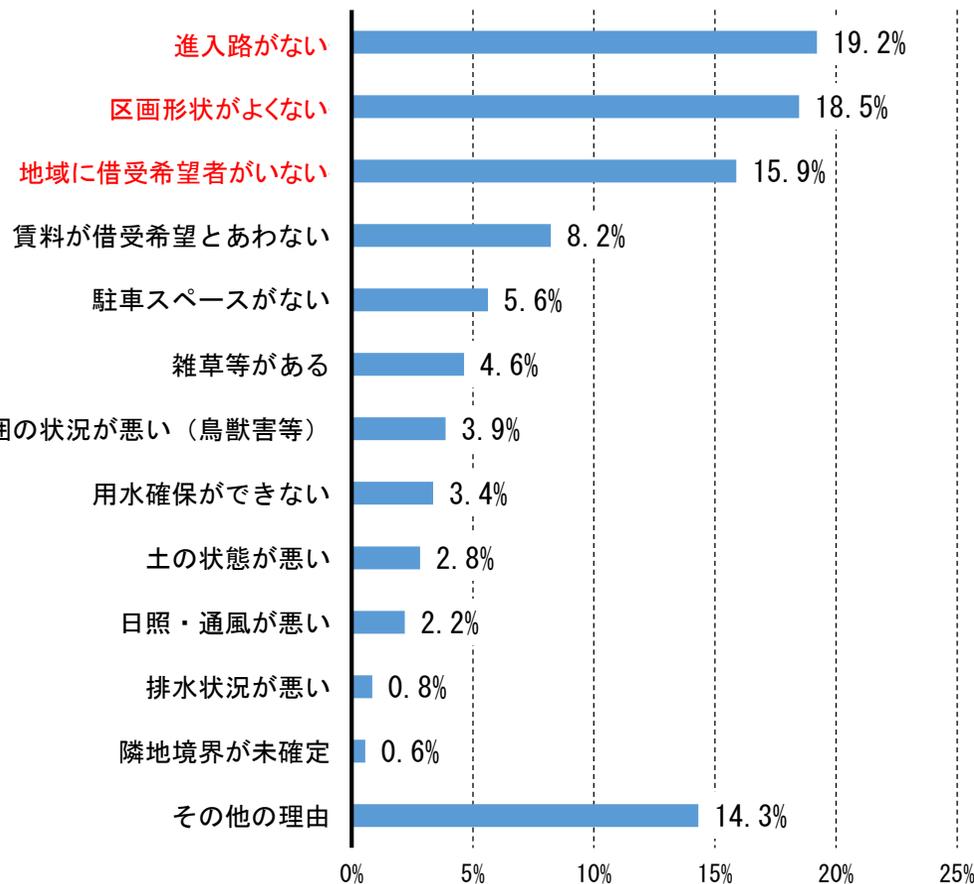


※ 農地中間管理事業の対象となる農業振興地域を指定している市町村のデータ

5-10 農地中間管理事業によるマッチングを成立させる要因

- ① 「マッチングできない農地の要因」は、
 「ほ場への進入路がない 19.2%」、「ほ場の区画形状がよくない 18.5%」、「貸出希望農地がある地域に借受希望者がいない 15.9%」などが多い
- ② 「うまくいった要因」で多いのは、
 「行政の参画による安心感」、「機構集積協力金の交付」があげられた

マッチングがうまく進まない農地の要因



マッチングがうまく進んだ要因

要因	奈良市 月ヶ瀬地区 (茶産地)	桜井市 農事組合法人 (集落営農組織)	桜井市 個人 (認定農業者)
行政（市・県振興事務所）参画による安心感	○	○	○
営農組織内の事前合意		○	
機構集積協力金の交付	○	○	
まとまった農地の確保			○
農地中間管理制度の安心感			○

5-11 農地中間管理事業による農地集積の優良事例 (旧月ヶ瀬村：茶)

地域における現状（背景）と課題

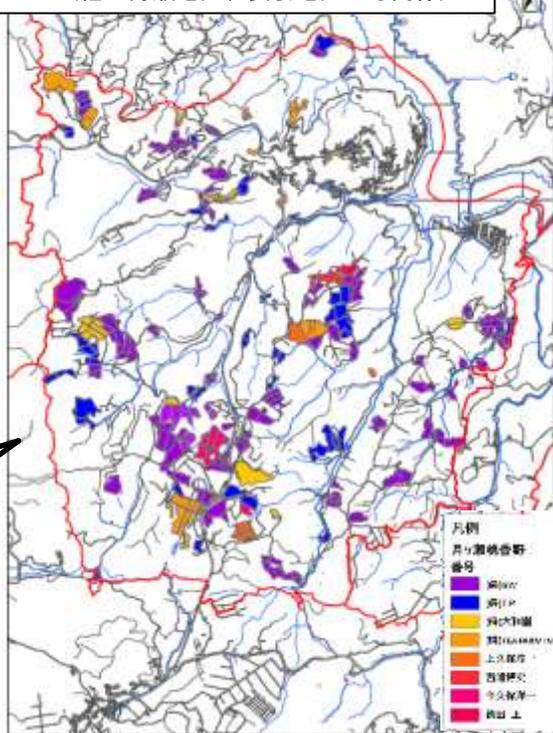
- ① 茶生産農家の**高齢化**や茶の**単価の下落**などが顕在化
→ 茶単価 H23 : 1,107円/kg
H28 : 962円/kg
- ② 上記を背景に茶生産農家の**営農意欲が減退**
- ③ 茶生産農家の減少により、茶園の**耕作放棄地化**の進展が懸念される状況

農地集積に際して苦労したこと

- ・ 相続未登記の農地が相当数あり、地権者の割り出しに大きな労力が必要であった。
- ・ 相続未登記の農地については、地権者が多くなり、事務手続きが煩雑であった。

茶工場（農業生産法人）を核にした農地集積（113ha）

【中山間地域】
月ヶ瀬桃香野地区の例
(他に月ヶ瀬地区、長引地区でも同様)



農地集積の効果

- ① 利用権の集積実績
(桃香野地区、月ヶ瀬地区、長引地区)
125人 → **5法人**
11担い手農家
〔農地集積率38.5%〕
- ② 農地の利用権は法人が一元所有
→ 将来の高齢化や病気などで耕作できなくなった場合でも、法人や他の組合員が耕作することで農地の遊休化を防止
- ③ 農地の賃料等の徴収等は農地中間管理機構（なら担い手・農地サポートセンター）が実施
→ **確実な賃料等の回収を担保し、125人に支払い**
- ④ **地域集積協力金**（2,875万円：農地集積の実績に応じて国から支払い）を**活用**
→ 協力金の一部を活用することで、**茶工場の設備の一部を更新**

5-12 農地中間管理事業による農地集積の優良事例（桜井市大西：米、麦、大豆等）

地域における現状（背景）と課題

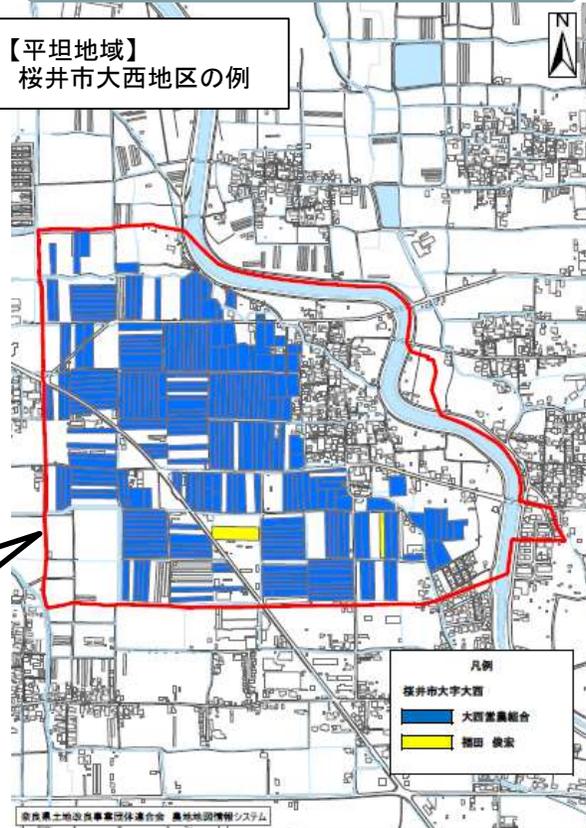
- ①地域の農家の**高齢化**による**担い手の減少**が顕在化
→ H28新規就農者（3名）
イチゴ：2名
露地野菜：1名
- ②新規就農者は、自らの農地管理に**忙殺**されている
- ③地域全体の農地保全のため、**集落営農組織の法人化**を指向

農地集積に際して苦労したこと

- ・集落営農組織の法人化に当たり、事務的な手続きが煩雑。
- ・法人化については、中部農林振興事務所、なら担い手・農地サポートセンター、桜井市などに相談しつつ、経費削減のため可能な手続きは自分たちで対応。

集落営農（農業生産法人）を核にした農地集積（27ha）

【平坦地域】
桜井市大西地区の例



農地集積の効果

- ①**利用権の集積実績**
90人 → 1法人
〔農地集積率57.0%〕
- ②**農地の利用権は法人が一元所有**
→ 将来の高齢化や病気などで耕作できなくなった場合でも、法人や他の組合員が耕作することで農地の遊休化を防止
- ③農地の賃料等の徴収等は農地中間管理機構（なら担い手・農地サポートセンター）が実施
→ **確実な賃料等の回収を担保し、90人に支払い**
- ④**地域集積協力金**（587万円：農地集積の実績に応じて国から支払い）や、**麦及び大豆栽培に関する産地交付金**（415万円）を**活用**
→ 協力金の一部を活用することで、**大型機械を導入予定**

5-13 農地の出し手を掘り起こすためのPR

田原本町多



大和郡山市新庄町



天理市南六条町



宇陀市榛原石田



宇陀市大宇陀黒木



五條市山陰町



桜井市芝



橿原市雲梯町



目立ちやすいマグネットを配布しPR

PR看板の設置場所

設置場所の要件

- ① 幹線道路等に隣接又は近接した農地
- ② マッチング済み農地
- ③ 耕作者(受け手)と所有者(出し手)の理解

看板を設置した農地
磯城郡田原本町多53番1
大和郡山市新庄町640番1
天理市南六条町元六条方22番1
宇陀市榛原石田117番1
宇陀市大宇陀黒木984番1
桜井市芝1684番
橿原市雲梯町783番1
五條市山陰町仮729番



5-14 農地中間管理事業の積極的推進

◆ 農地中間管理事業のプロジェクト的な推進の必要性

- ① 従来、農地の貸出しを希望する農家と借受けを希望する農家に対して個別の要望をマッチング
- ② 様々なPR活動（看板設置、広報誌掲載等）の効果も現れてきており、マッチング件数は毎年増加傾向
- ③ 農地の借受け希望に対して、農地の貸出し希望面積が少なく、マッチングできないものもあり
- ④ 一定の固まりを持った農地に対しては、効率的な農業を実践することができるため、集落営農法人による取り組みでも好反応
- ⑤ 県内での営農を希望する企業はあるものの、固まりのある農地を希望することが大部分

農地中間管理機構が、企業や集落営農の希望に応じて一定の広がりをもった集团的農地の確保のため、市町村、農業委員会等の協力を得てまとめる

企業や集落営農法人等による農地の有効利用により効率的な営農の実現を支援

H29改正土地改良法により創設された農地整備事業①

見直しのポイント

- ① **農地中間管理機構が借り入れた農地**について、**農業者からの申請によらず**、都道府県営事業として、**農業者の費用負担や同意を求めない**基盤整備を実施できる制度を創設。（従来事業は原則12.5%）

（背景）

- 今後、高齢農家のリタイアに伴い、機構への貸出し希望は増加する見込み。一方、基盤整備が不十分な農地は、担い手が借り受けにくいおそれ。 → 農地中間管理機構とほ場整備事業の連携が不可欠。
- 基盤整備に当たっては、所有者にも負担を求めている状況。農業からリタイアする所有者は基盤整備への関心・意欲がないため、費用負担を敬遠し、将来的に基盤整備が滞るおそれ。

農地整備事業の農家負担

従来事業（原則12.5%）	機構関連事業（負担なし）
平場（50a） 94万円 【事業費 150万円／10a】	→ 0円
中山間（50a）156万円 【事業費 250万円／10a】	→ 0円

事業の要件

- ① **機構が借り受けている農地で、かつ、概ね平場10ha、中山間地域5ha以上のまとまりがあるもの**が対象であること（現行は、平場20ha、中山間地域10ha以上）
- ② **機構の借入期間（中間管理権の設定期間）が、基盤整備事業開始時から15年以上あること**
- ③ **本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が5年以内に8割以上図られること**
- ④ **本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること**
を要件とする。
また併せて、本事業によって整備された農地が直ちに転用されることを防止するため、**農用地区域からの除外規制強化のための措置**等を講ずる。

H29改正土地改良法により創設された農地整備事業②

見直しのポイント

- ② 農業委員会・機構と土地改良区との間で事業参加資格者に係る情報共有を図る。
- ③ 共有地に係る事業同意等について代表制を導入。
- ④ 国・都道府県営土地改良事業に係る**申請人数要件（15人以上）を廃止**（かんがい排水事業についても同様）。
- ⑤ **高収益作物導入のため水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化**を推進。

<② 農業委員会・農地中間管理機構との情報共有>

（背景）

- 今後、担い手への農地の流動化が加速化する中、権利の移動に伴う事業参加資格者を適切に把握する必要。

（対応）

- ① 農業委員会が保有する農地台帳
 - ② 機構が保有する農地中間管理事業に関する帳簿
 - ③ 土地改良区が保有する土地原簿等
- に係る事業参加資格者の情報共有を図る。

<③ 共有地に係る代表制の導入>

（背景）

- 共有地については現行制度上、事業に関する同意等に当たり、共有者全員の意思を確認する必要があり、事業の円滑な実施の支障。

（対応）

- 共有地の代表者が共有者の意向をとりまとめ、共有地に関する意思を表明できる仕組み（事業に関する同意等を合わせて1票としてカウント）を導入。

<④ 申請人数要件の廃止>

（背景）

- 経営体の大規模化が進んでいる地区では、農地の集積・集約化の進展により、事業参加資格者が減少しており、申請人数要件（15人以上）を満たせない支障が発生。

（対応）

- 国・都道府県営土地改良事業の申請人数要件を廃止。

<⑤ 水田の畑地化への対応>

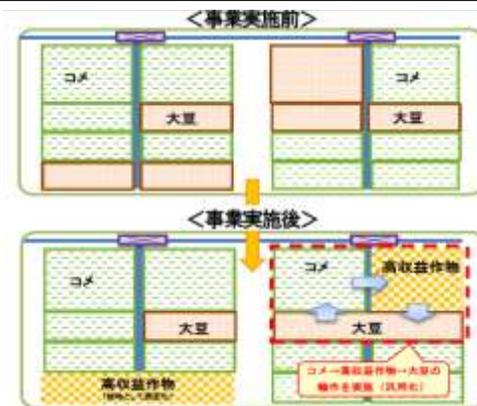
（背景）

- 主食用米について、年々需要が減少している中、需要に応じた生産を推進するとともに、農家所得の向上を図るためには、高収益作物の導入を促進する必要。

（対応）

- 水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化（中山間地域で畑地化する際は併せて緩傾斜化・高機能化）を推進。

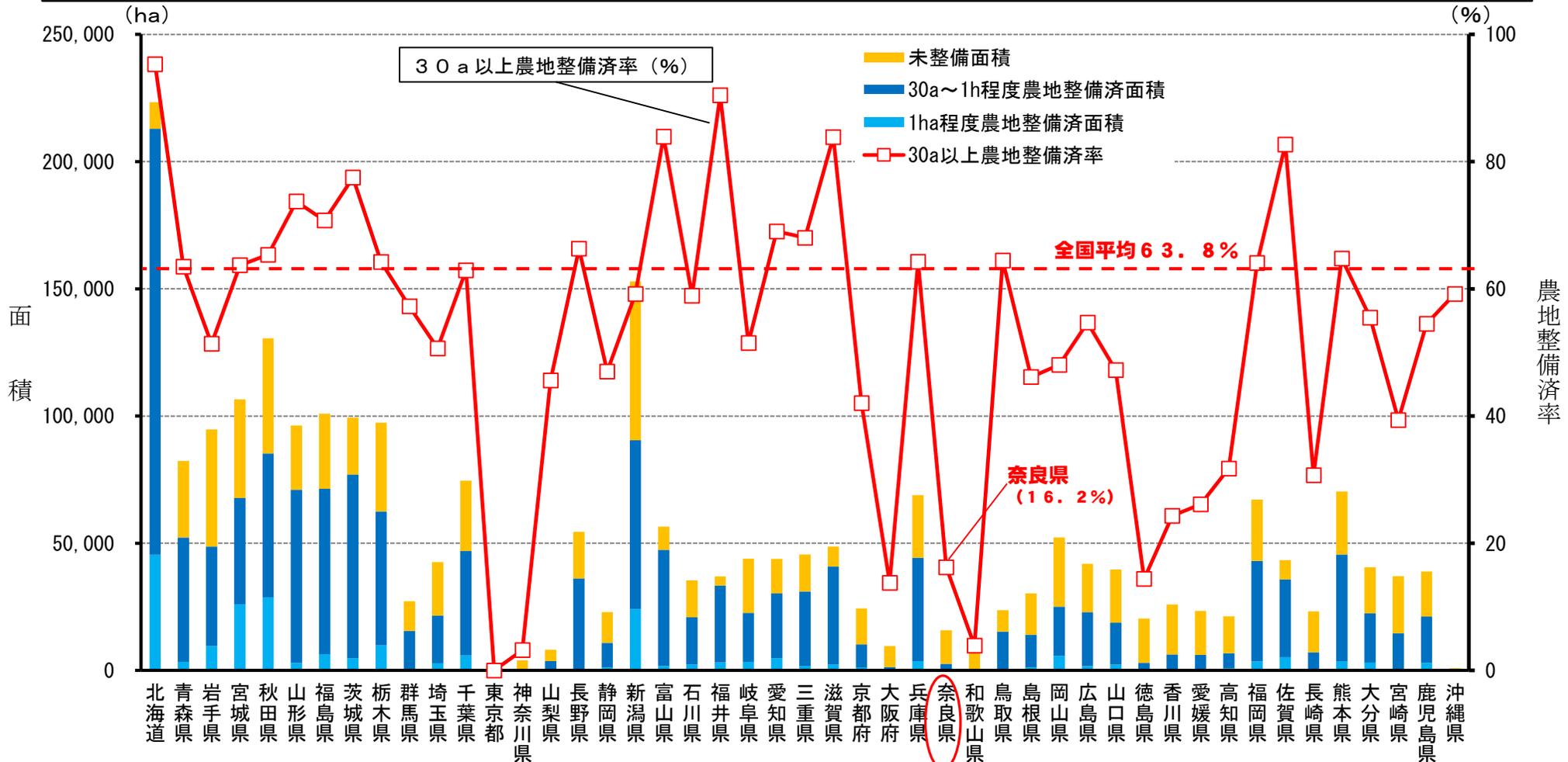
水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化のイメージ



- 畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備に当たっては、水利用調整・土地利用調整や、高収益作物の導入を円滑に進めるため、地区の負担軽減等の措置を実施。
- 上記の基盤整備を行った場合には、当該地区には水田活用の直接支払交付金を交付しないが、このうち畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、事業完了後5年間は激変緩和措置を実施。

5-15 都道府県別の農地整備の状況 (H26)

- ① 奈良県の水田は、大半が小区画の水田に占められている状況
- ② 30a以上農地整備済率は、16.2% (全国平均：63.8%) にとどまり、全国の下位6位
- ③ 一戸当たりの経営耕地面積が大きい市町村は、これまで農地整備を実施してきたところを中心
 - 1) 五條市、山添村、奈良市、天理市、宇陀市 → 国営総合農地開発事業など
 - 2) 平群町 → 県営農地開発事業
 - 3) 田原本町、大和郡山市 → 農業用水整備、排水改良整備など



※ 30a以上農地整備済率 (%)
 = 30a以上農地整備済面積 ÷ 水田面積

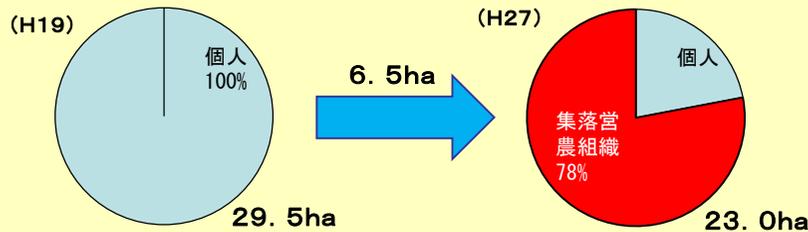
農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」(H26.7.15)
 農林水産省農村振興局「農業基盤情報基礎調査」(H26.3.31)

5-16 集落営農と簡易な農地整備の取り組み〔具体例〕

- ① 集落営農組織等の担い手への農地集積を行うことを前提として、必要となる簡易な農地整備を行うことにより様々な効果
- ・ 効率的な作業を実現し、労働時間を削減
 - ・ 機械の共同利用、高性能農業機械への更新により、地域全体では農業機械に要する経費を削減
 - ・ 地域全体を配慮した作付け計画により、合理的な農業を実現

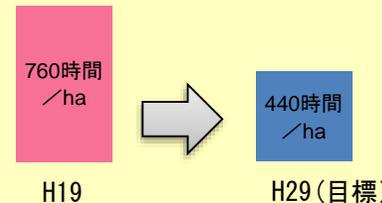
◇農地の集団化

農事組合法人「ゆめ野山」への農地集積
 ・作業効率、経済性アップ！
 ・過疎化問題対策や新規参入増加にも



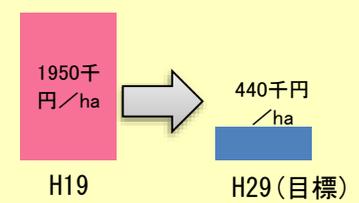
◇大型機械導入による効率的、経済的な農業の展開

労働時間の削減



地区全体で9,000時間/年の余剰労力時間を創出

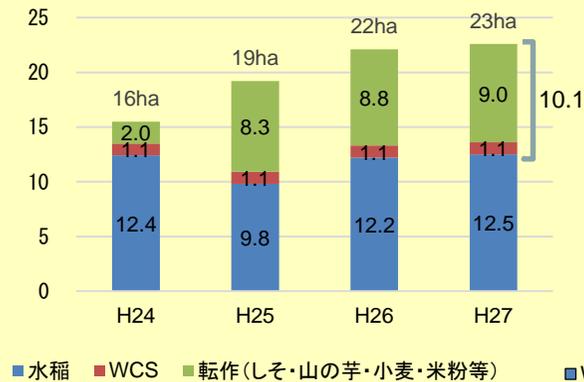
機械経費の削減



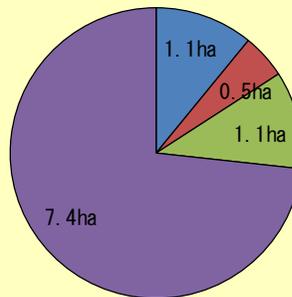
地区全体で46,000千円/年のコスト削減

◇集落営農による作付の変更

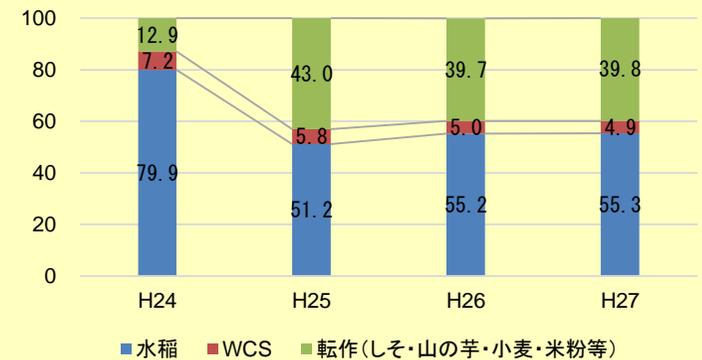
集落営農による作付面積



H27年度転作の内訳(実施)

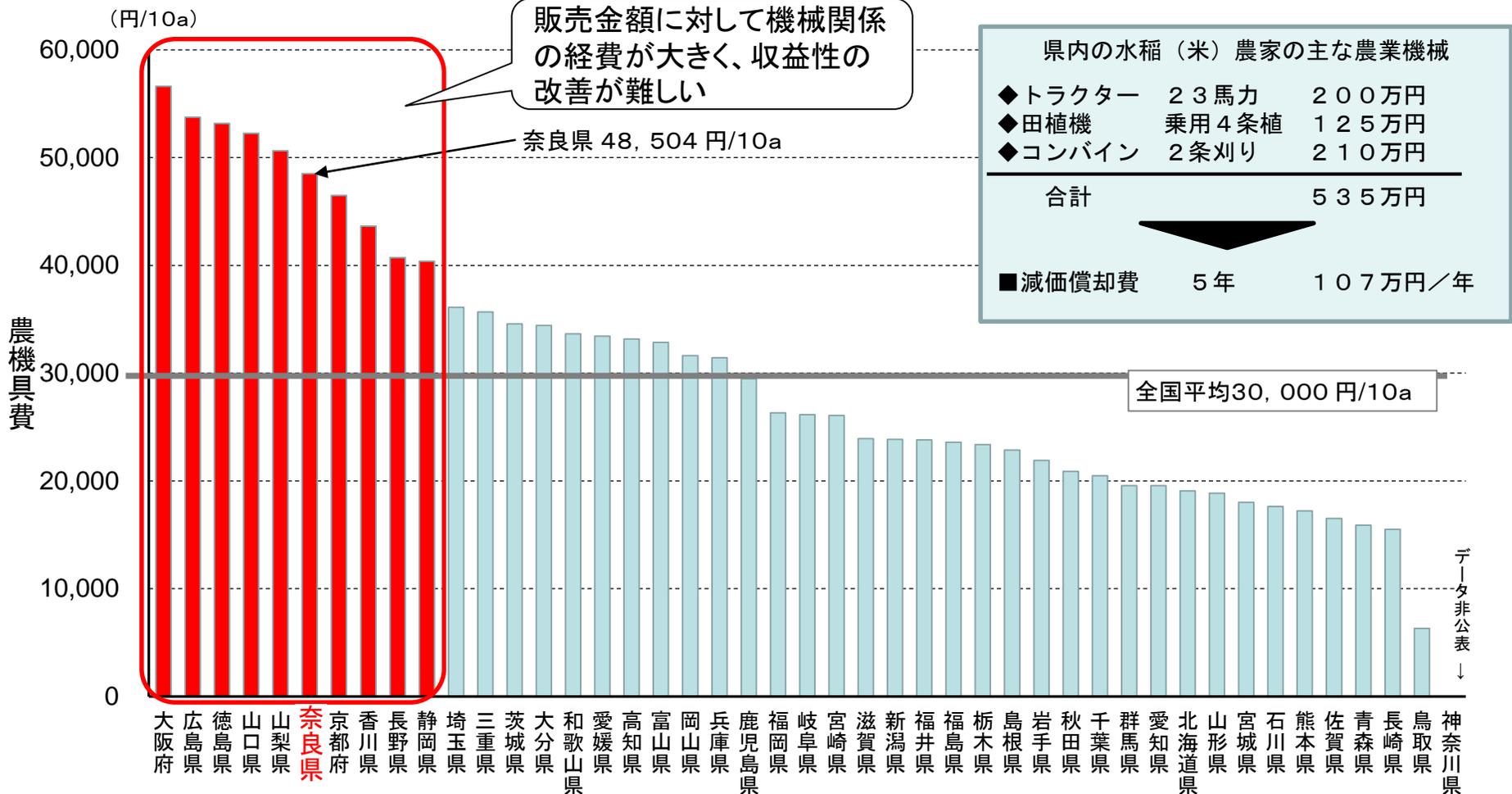


集落営農による作物の割合



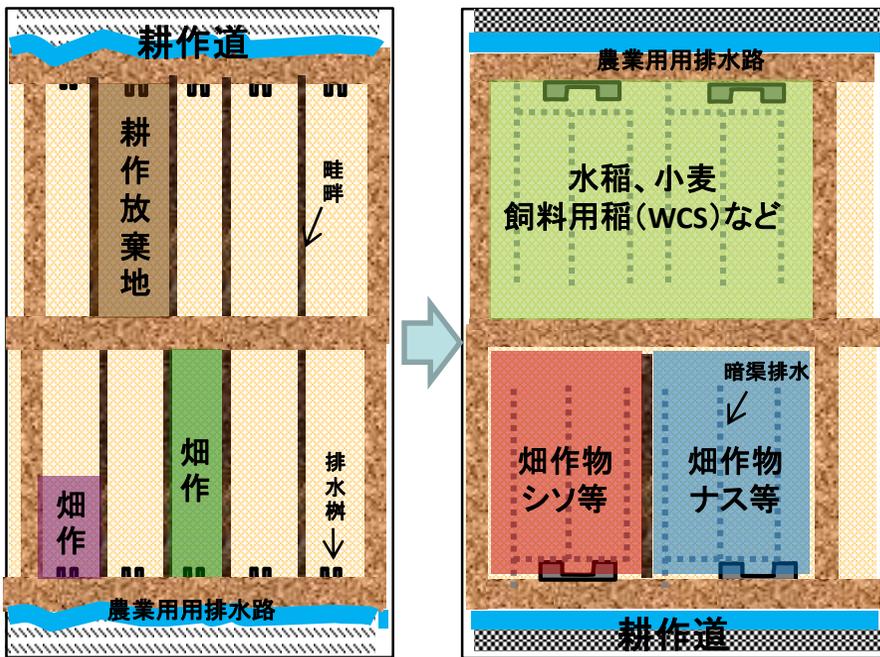
5-17 米生産に要する農機具費

- ① 本県で最も多くの農業経営体（全体の70%）が栽培している水稻（米）の生産費は、農業機械の減価償却費や修繕費等を合わせた農機具費に多く費やされている。
- ② 栽培面積10aあたりの販売金額を100,000円と仮定とした場合、大阪府、広島県、徳島県、山口県、山梨県、奈良県、京都府、香川県、長野県、静岡県で農機具費が販売金額の40%（40,000円）を超えている。
- ③ 大きな生産費となっている農機具費について、効率的な機械体系の導入や共同利用、リース利用等により低減することが採算性改善に効果的。

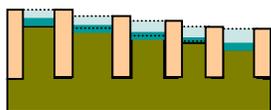


5-18 畦畔除去などの簡易整備による水田の省力化・畑地化を

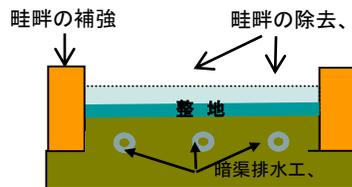
- ① 大和平野地域では、条里制により小規模ながら整形な区画であったこともあり、他府県に比べてほ場整備率が低い。
- ② このため、規模大きな担い手にとっては耕作や水管理作業に多大な時間を費やしてる。
- ③ また、高収益作物を作りたくても、排水不良のため、あきらめなければならない農地も多い。
- ④ 簡易整備であれば、事業費として約55～75万円/10a程度（試算）で実施可能（半額補助も可能）



現状 ← → 簡易整備後



条里制区画



けいはん
【畦畔の除去、補強】（約22～40万円/10a）



畦畔の除去

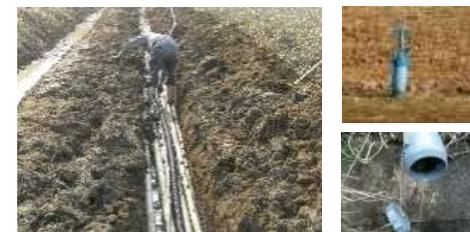


畦畔の補強

【暗渠排水の整備】（約34万円/10a）



排水の改良



暗渠排水管の設置
（排水のコントロール）

ます
【排水樹の改良や用水の整備】



用排水樹の改良



畑への穴開きチューブ
によるかんがい

5-19 特定農業振興ゾーンでの農地の条件整備イメージ

農地整備の事例（五條市）

- ① 県営事業による約30haのほ場整備を実施（平成20～28年度）
- ② 平成26年12月に農事組合法人「ゆめ野山」を設立（組合員：64戸、作付面積：23ha）

工事着手前



（変形・狭小田）



併せて耕作放棄地も解消



工事完了後



（平均区画：30a・整形）



シソやほうれん草の栽培

【集落・地域での営農】



←共同作業で省力化

↑地域での話し合いで担い手を明確化

【畑地化による高収益作物の栽培】



↑排水改良等による畑地化
シソやほうれん草の高収益作物の栽培

【6次化(加工品開発)】



↑飼料用稲(WCS)を栽培し、地元の畜産農家へ



↑酒米栽培し、地元酒蔵とコラボした地酒販売

5-20 農地集積と地籍調査の推進に基づく大区画化①

現 状 （田原本町多地区）

- ① 条里制により整形な区画であるが、区画が狭小。用水路、排水路、暗渠排水は整備を実施
- ② 農地中間管理機構により、法人化された集落営農組織に農地の集積が進んでいるが、筆数が多く分散しているため、機械の出し入れや水管理に苦勞



↑ 用排水路の整備



↑ 暗渠排水の整備



↑ 整形ながら区画は狭小



↑ 排水改良による小麦栽培



↑ 小麦集団作付け



↑ 飼料稲(WCS)集団作付け

5-21 農地集積と地籍調査の推進に基づく大区画化②

計画 (田原本町多地区)

- ① 地籍調査による境界の確定 (平成27~29年度)
- ② 畦畔除去、畦畔補強による大区画化及び営農団地の集積 (平成30年度~)



↑ 畦畔の除去による
農地集積



↑ 畦畔の除去
(簡易に可能)



農地を集積し、ハウスを建設
稲の育苗事業を受託



5-22 高収益作物を作るための水田の簡易整備（排水対策）

① 高収益作物を作っていくためには、水田の畑地化に向けて排水対策を更に進めていくことが必要

【排水対策前の水田】



排水不良農地では、
トラクターなどの機
械作業も困難



畑作物も湿害により収益ダウン



暗渠排水
(農地に排水パイプを入れる)

【排水対策後の水田】



排水対策をすれば軽トラックも入
れる状況に



高品質、高収益の作物栽培が可能



5-23 整備のプロセス 話し合い→簡易な整備→高収益作物の生産

いま、奈良の田んぼは・・・



【機能低下】



【排水口の老朽化】



【遊休地化】

田んぼの有効な活用



【地域の話し合い】



【共同機械、作業受委託】



【試験的な作物栽培(タマネギ)】

必要に応じた条件整備の実施



【暗渠排水工】



【排水樹の整備】



【畦畔の補強】

6. 農地マネジメント推進について(まとめ)

1) 面的まとまりを持った農地

- ・ 限りある資源である土地（農地）を有効に活用するため、利用目的に応じたゾーニング
- ・ ゾーニングにより、計画的な土地利用を進め、無計画な乱開発（ミニ開発等）を抑制
- ・ 農業を振興するエリアは「特定農業振興ゾーン」とし、生産性の高い高収益作物の導入と担い手への農地集積をすすめ、農業産出額の向上を図る

2) 多様な担い手の確保

- ・ 従来、農家の子弟による農業経営の移譲が行われてきたが、これからは農外からの新たな担い手や企業参入、農福連携などの多様な担い手の誘導が必要
- ・ 多様な担い手の円滑な経営開始を支援

3) 担い手への集積のため農地中間管理事業の積極的な活用

- ・ 担い手農家への農地集積を進めるため、全国で農地中間管理事業を推進
- ・ 徐々に成果は見られつつあるが、一層の推進が必要であり、特に農地持ち非農家に代表される、農地の資産的管理を主とする農地所有者への働きかけが重要
- ・ 農地整備事業の実施に並行して、農地中間管理事業の活用を働きかけ

4) 省力化・低コスト化・畑地化のための農地整備

- ・ 農地整備をきっかけとして、集落での話し合い
- ・ 集落営農組織の組織化、法人化推進
- ・ 担い手となる農家の育成
- ・ 農地整備と並行して担い手への農地集積

5) 耕作放棄地の活用

- ・ 担い手への集積を進め、地域の特産作物を育成して産地づくりを進める地域では、早期に解消をすすめ、農地として活用
- ・ 既に山林化した耕作放棄地など、今後の活用を見込みがたい耕作放棄地は、非農地化を積極的に推進

6-1 農地をベースに考えた施策展開

1. 農地の転用等により工業ゾーンを創出し地域の新たな雇用を生み出しつつ、他方で「特定農業振興ゾーン」を設定し、地域で必要な農地総量を確保するとともに、特定農業振興ゾーンにおいて奈良らしい農業の展開のための施策を優先的・集中的に講じる。
2. 具体的に、特定農業振興ゾーンにおいては、①奈良らしい多様な担い手の参入、②多様な担い手への農地集積、③耕作放棄地の解消、④農地の整備、⑤特定作物の産地形成、⑥多様な担い手が特定作物生産に取り組むための省力化とコスト低減といった施策を集中的に講じることにより、奈良らしい農業の実現を図る。

人に農地をマッチング

工業ゾーン創出に必要な農地の転換

特定農業振興ゾーン設定

地域で必要となる農地総量を確保するため、特に農業の振興を図り農地の有効利用を図るエリアを**特定農業振興ゾーン**に設定

- ①ゾーン内への農地中間管理事業や農地農地整備の集中導入による効率的な農地利用の実現
- ②必要に応じて一定のまとまった農地を県や農地中間管理機構（サボセン）が換地・保有・整備
- ③将来に渡って面的まとまりを確保すべく農振法、農地法等と整合を持ちつつ農地に関する法及び規則の運用改善

多様な担い手の参入

地域における農業を振興し持続的な農業を実現するため、多様な担い手を育成・確保

新規就農者に加え、これまで農業に関わりのなかった、多様な者を農業に誘導

- ① 初期投資（機械、施設）の軽減策の検討
- ② 特定作物の産地形成と地域に適した農産物生産のマニュアル化
- ③ 専門的な知識を持った普及指導員等の指導
- ④ 担い手・農地サポートセンターの機能強化

担い手への農地集積

多様な担い手が省力化、コスト低減して持続的に農業に取り組めるよう、農地中間管理事業により担い手への農地集積を加速化

耕作放棄地の解消

農地の有効利用や景観上の観点から、高止まりする本県の耕作放棄地の解消を加速化

特に農地持ち非農家による耕作放棄増加が顕著であることから、担い手への農地集積をすすめる。

他方、条件不利地域で、既に農地としての実態がない土地については非農地化を進める。

農地の整備等

多様な担い手が省力化、コスト低減して持続的に農業に取り組めるよう、インフラ整備・更新たる農地の整備を加速化

農地の整備にあたっては、ゾーン外を含めて観光資源となり得る景観の維持・向上や、洪水防止機能といった多面的な機能に配慮した農村整備を推進

特定作物の産地形成（産地づくり）

多様な担い手が省力化、コスト低減して持続的に農業に取り組むつつ、五條市の柿や平群町の小ギクのような地域の特徴を踏まえた儲かる作物の産地を新たに形成

- ① 新規就農者に加え、バラエティある者を農業に誘導する手法の検討
- ② 初期投資（機械、施設）の軽減策の検討
- ③ 特定作物の産地形成と地域に適した農産物生産のマニュアル化
- ④ 二毛作の推進。現状冬場に活用されていない奈良の水田で、ジャガイモ、タマネギ、キャベツ、小麦などの生産を図る。
- ⑤ 必要に応じて県が特定作物の展示・試験ほ場を設置
- ⑥ 専門的な知識を持った普及指導員等の指導

工業ゾーン創出

他府県への就業が多いことから、本県において、働く場の確保等による県内就業の促進を図るため、県内産業を育成する工業ゾーンを創出

- ① 広域を開発するための用地確保が必要
- ② 農地を転用する場合等に必要手続き
- ③ 具体的な参入企業、開発業者の誘致

省力化、コスト低減

※これらの施策は、特定農業振興ゾーン外でも行いうるが、選択と集中の観点から特定農業振興ゾーンにおいて、優先的、集中的に施策を講じていく。

地籍調査（土地利用の全ての基礎となる）

農地集積化の阻害要因となる未登記農地の発生防止、社会資本整備の推進

- ① 農林部、県土マネジメント部など庁内関係部局による推進体制を強化
- ② 予算の確保や技術的対応に向けた政府要望
- ③ 県・市町村長サミットでの働きかけ

6-2 農地マネジメントの推進で奈良の農業はどう生まれ変わる？

